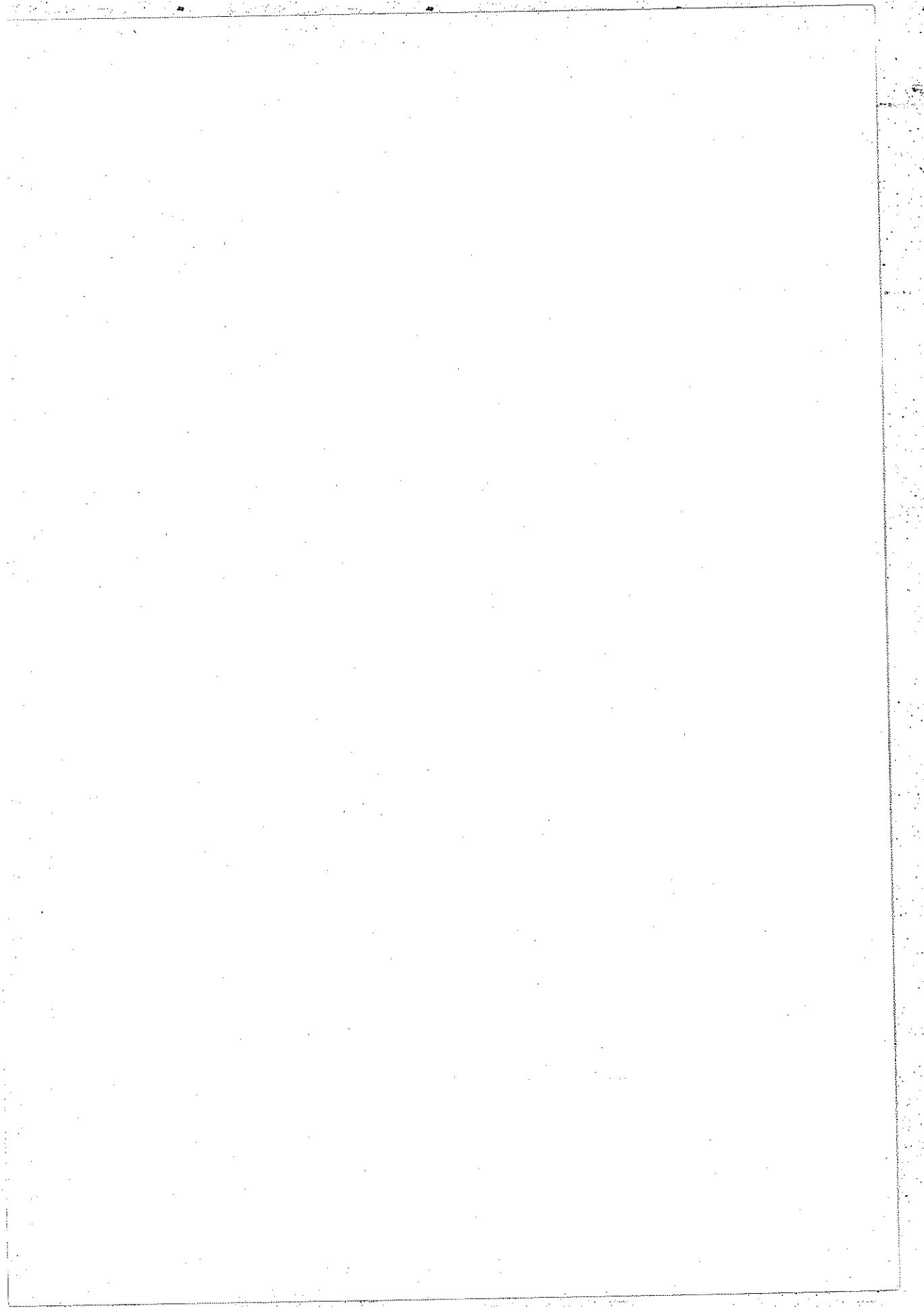


平成 2 年 7 月 2 日開会  
平成 2 年 7 月 3 日閉会

## 和泉市議会第 2 回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第2回定期会会議録目次

### 平成2年7月2日(月曜日) 第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1〃
○ 議事日程	3〃
○ 開会宣言(午前10時00分)	3〃
○ 市長開会挨拶	5〃
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について (藤原正通・並河道雄・穴瀬克己)	5〃
○ 日程第2 会期の決定について(7月2日~7月5日 4日間)	6〃
○ 日程第3 一般質問について	
1番に 3番 藤原正通君	7〃
2番に 23番 原重樹君	18〃
3番に 7番 赤阪和見君	32〃
4番に 25番 天堀博君	51〃
○ 散会宣言(午後4時30分)	

### 平成2年7月3日(火曜日) 最終日

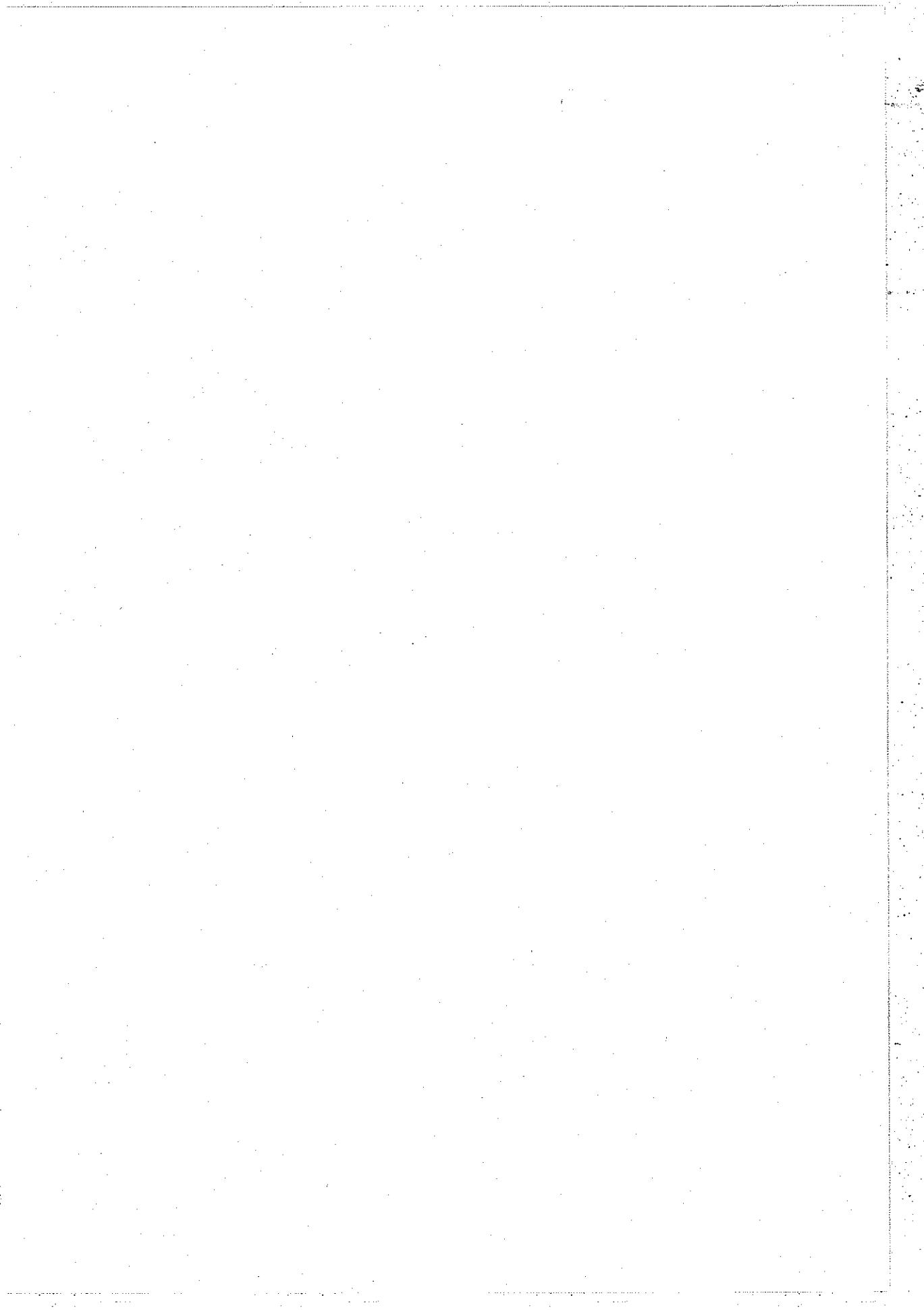
○ 出席議員・欠席議員	71〃
○ 議事説明員、その他	71〃
○ 議事日程	73〃
○ 開会宣言(午前10時00分)	76〃
○ 日程第1 (監査報告第7号) 例月出納検査結果報告(収入役扱 平成元年11月分)	76〃
○ 日程第2 (監査報告第8号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成元年11月分)	76〃

○ 日程第 3	(監査報告第9号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成元年11月分)	76頁
○ 日程第 4	(監査報告第10号) 例月出納検査結果報告(収 入 役 扱 平成元年12月分)	76"
○ 日程第 5	(監査報告第11号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成元年12月分)	76"
○ 日程第 6	(監査報告第12号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成元年12月分)	76"
○ 日程第 7	(監査報告第13号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成2年1月分)	76"
○ 日程第 8	(監査報告第14号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成2年1月分)	76"
○ 日程第 9	(監査報告第15号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成2年1月分)	76"
○ 日程第10	(監査報告第16号) 例月出納検査結果報告(収 入 役 扱 平成2年2月分)	76"
○ 日程第11	(監査報告第17号) 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 平成2年2月分)	76"
○ 日程第12	(監査報告第18号) 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 平成2年2月分)	76"
○ 日程第13	(監査報告第19号) 定期監査(平成元年度第2次分)結果報告	76"
○ 日程第14	(報告第3号) 和泉市土地開発公社平成元年度決算書類の提出について	77"
○ 日程第15	(報告第4号) 財団法人和泉市商工業振興会平成元年度決算書類の提出について	79"
○ 日程第16	(報告第5号) 財団法人和泉市商工業振興会平成2年度事業計画書類の提出について	79"
○ 日程第17	(報告第6号) 財団法人和泉市文化振興財團平成元年度決算書類の提出について	84"
○ 日程第18	(報告第7号) 財団法人和泉市文化振興財團平成2年度事業計画書類の提出について	84"
○ 日程第19	(報告第8号) 財団法人和泉市公共施設管理公社平成元年度決算書類の提出について	88"
○ 日程第20	(報告第9号) 財団法人和泉市公共施設管理公社平成2年度事業計画書類の提出について	88"
○ 日程第21	(報告第10号) 財団法人和泉市公園緑化協会平成元年度決算書類の提出について	92"

○ 日程第22	(報告第11号) 財団法人和泉市公園緑化協会平成2年度事業計画書類の提出について	92頁
○ 日程第23	(報告第12号) 専決処分の報告について (市道の陥没による車輌破損の損害賠償の額の決定と和解)	95〃
○ 日程第24	(報告第13号) 専決処分の報告について (市道の陥没による車輌破損の損害賠償の額の決定と和解)	95〃
○ 日程第25	(報告第14号) 専決処分の承認を求めることについて (市道の陥没による車輌破損の損害賠償の額の決定と和解)	98〃
○ 日程第26	(報告第15号) 専決処分の承認を求めることについて(和泉市税条例の一部改正)	100〃
○ 日程第27	(報告第16号) 専決処分の承認を求めることについて (平成元年度和泉市一般会計補正予算(第6号))	106〃
○ 日程第28	(報告第17号) 専決処分の承認を求めることについて (平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))	115〃
○ 日程第29	(報告第18号) 平成元年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	118〃
○ 日程第30	(報告第19号) 平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	120〃
○ 日程第31	(議案第29号) 市道路線の認定について(坪井町4号線)	122〃
○ 日程第32	(議案第30号) 市道路線の認定について(光明台62号線ほか19路線)	128〃
○ 日程第33	(議案第31号) 市道路線の認定について(鶴山台50号線ほか2路線)	128〃
○ 日程第34	(議案第32号) 市道路線の認定について(尾井町14号線ほか7路線)	130〃
○ 日程第35	(議案第33号) 市街地の区域及び当該区域における住居標示の方法について	131〃
○ 日程第36	(議案第34号) 平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	135〃
○ 日程第37	(議案第35号) 平成2年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	137〃

○ 日程第38	(議案第36号) 平成2年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)	141頁
○ 日程第39	(議案第37号) 平成2年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	143"
○ 日程第40	(議案第38号) 平成2年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	146"
○ 日程第41	(議会議案第1号) 和泉市農業委員会委員の推薦について	148"
○ 日程第42	(決議2号) 小選挙区制導入に反対する決議	149"
○ 日程第43	(決議3号) 「ゆとり宣言」に関する決議	151"
○ 日程第44	(意見第4号) 「原爆被爆者援護法」の制定を求める意見書	152"
○ 日程第45	(請願第1号) 留守家庭児童会(学童保育「なかよしクラブ」)の充実と改善を求める請願	153"
○	市長閉会挨拶	156"
○	議長閉会挨拶	156"
○	閉会宣言(午前2時15分)	157"

第 1 日



平成2年7月2日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塙新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(1名)

17番 池辺秀夫君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長役	池田忠雄	総務部	次長	森利	治彦	行洋	嘉也	臣之	義仁	嘉次
助收	入役	坂口禮之助	総務部	次長	奥村	富豊	宏				
市長	公室長	中塙白文	政課	長	阪堀	向					
市長	公室理事	杉本弘一	同和課	長	井坂川	井坂	明				
市長	公室理事	逢野一郎	対策部	長	宅田	宅田	生田				
市長	公室理事	神藤恒治	理同課	長	坂	坂	坂				
市長	公室理事	中西恒	和和課	長	中大	中大	坂				
市長	公室理事	稻鹿順	対策部	長	坂麻	坂麻	岸明				
市長	公室次長	島田昌	事務部	次長	市	市	池辺				
秘書	課長	井阪賢和	事務部	長	生活部	生活部	秀文				
企画	課長	今橋堅太郎	事務部	次長	市民部	市民部	修次				
総務	部長	本塙昭夫	生活部	長	市民部	市民部					
総務部	理事	大塙孝之	生活部	次長							

産業部	長事長	堯吉淳	次長								
産業部	長事長	行司保介	病院事務局	消防本部							
産業部	長事長	磨雄信	・担当事務局長								
産業部	長事長	二一介	・土地開発公社事務局次長								
産業部	長事長	一秋之忠	・公社事務局次長								
産業部	長事長	稔一	・明寿喜意正善								
産業部	長事長	益孝博	・陽義種								
産業部	長事長	光淳夫	・庄吉森信								
産業部	長事長	原藤谷	・高着庄								
産業部	長事長	井崎田崎	・北藤高着								
産業部	長事長	松井	・木橋本司								
産業部	長事長	中林	・田口田								
産業部	長事長	農萩阪	・田中若岸								
産業部	長事長	改良道	・仲竹								
産業部	長事長	水道	・藤原								
産業部	長事長	水道	・中林								
産業部	長事長	病院	・藤原								
産業部	長事長	事務局	・藤原								
産業部	長事長	長	・藤原								

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○ 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○ 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
議事係長	佐土谷茂一
調査係長	井之上光一
係員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成2年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月2日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時00分開議)

○ 議長（出原平男君） おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆様には、公私何かとお忙しいところ多数御出席をくださいまして、まことにありがとうございます。

会議に入る前に御報告いたします。

去る5月30日、東京都で開催されました第66回全国市議会議長会定例総会において、当市では、永年勤続25年表彰に柳瀬美樹議員、永年勤続10年表彰に穴瀬克己議員が受賞されました。その表彰状並びに記念品等の伝達は、過日、受賞のお祝いを申し上げて参りました。

なお、全国議長会の会議に提案されました諸議案は、別紙のとおり、印刷・配付させていただいておりますが、原案どおり満場一致可決されましたので御了承賜りますようお願いいたします。

第66回 定期総会議案

I 会長提出議案

1. 地方議会機能の充実強化に関する決議（案）
2. 国庫補助負担率の復元に関する決議（案）
3. 全国市議会議長会会則施行規則一部改正（案）

II 部会提出議案

1. 都市財政の充実強化について ..... 九州部会
2. 国民健康保険財政の確率と保険税（料）の軽減について ..... 東海部会

3. 国民健康保険制度の長期安定化のための抜本的改正の早期実現と、当面の対策について	九州部会
4. 精神薄弱者に対する旅客運賃の割引制度適用について	中国部会
5. ごみ処理施設等整備事業に対する国の財政措置について	中国部会
6. 産業廃棄物処理に対する規制措置について	東北部会
7. 火葬場建設事業に対する国庫補助制度の創設について	北海道部会
8. 公立学校整備にかかる財源措置の拡充について	北信越部会
9. 同和地区高校・大学生に対する奨学金について	中国部会
10. 農業基盤整備にかかる事業予算枠の拡大について	北信越部会
11. 都市周辺農用地の用途指定等の見直しと権限移譲について	関東部会
12. 農振農用地地区除外の規制緩和等に関する要望	関東部会
13. 土地開発公社の農地保有について	東海部会
14. 公海におけるさけ・ます漁業の「沖獲り禁止」提案の撤回について	北海道部会
15. 東北地方における高速交通体系の整備促進について	東北部会
16. 能越自動車道のルート設定及び建設促進について	北信越部会
17. 西播磨テクノポリス建設に伴う広域道路網の整備促進について	近畿部会
18. 四国縦貫・横断自動車道の整備促進について	四国部会
19. 九州における高速交通ネットワークの早期実現について	九州部会
20. 都市公園整備事業費の確保と補助対象枠の拡大について	四国部会
21. 下水道の整備促進について	東海部会
22. 公営駐車場の設置に伴う補助制度の確立について	近畿部会
23. 東北新幹線（盛岡・青森間）の早期建設について	東北部会
24. 新千歳空港及び北海道の空港整備促進について	北海道部会
25. 土地収容に係る租税特別措置法の特別控除について	四国部会
26. 日本国有鉄道精算事業団所有地の処分に係る要望について	近畿部会

- 議長（出原平男君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席届けの議員さんは池辺議員さん、遼

刻届けの議員さんは赤阪議員さんでございます。現在、23名でございます。

- 議長（出原平男君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成2年第2回定例会を開会いたします。
- 

- 議長（出原平男君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長（出原平男君） ここで、市長のあいさつを願います。  
（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） おはようございます。開会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成2年第2回定例議会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい中御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

本定例会におきまして御提案を申し上げます議案は、平成2年度和泉市一般会計補正予算ほか9件、報告17件、監査報告13件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御議決、御承認を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

また先ほど、議長さんから御報告がございましたように、全国議長会より永年勤続議員として表彰を受けられました柳瀬議員さん、穴瀬議員さんには、長年にわたりまして和泉市発展のために御尽力をいただき深く敬意を表しますとともに、御受賞を心からお祝いを申し上げ、今後、ますますの御健勝と御活躍をお祈りを申し上げる次第でございます。本当におめでとうございました。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。  
どうかよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございました。

---

- 議長（出原平男君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、3番・藤原正通君、5番・並河道雄君、6番・穴瀬克己君、以上、3名の方を指名いたします。

---

- 議長（出原平男君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から7月5日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から7月5日までの4日間と決定いたします。

一般質問発言者及び発言の要旨

（平成2年7月第2回定例会）

発言順	1	発言者	藤原正通議員
発言の要旨	1 若槻ゴルフ場問題について 2 高齢化社会に対応する地域ボランティア活動及び福祉のありかたについて 3 市民スポーツ大会について		

発言順	2	発言者	原重樹議員
発言の要旨	1 同和問題について (1) 建設事業（残事業）について (2) 個人給付事業の見直しについて 2 児童手当の現況届について 3 ナイトケア・ホームケア事業について 4 就学援助について		

発言順		3	発言者	赤阪和見議員
発 言 の 要 旨	○ 環境問題について (1) ゴミ減量対策について 庁内ゴミ・資源ゴミ・コンポスト化・牛乳パック他  (2) 中水利用について 防火水槽・公共施設の対応他  (3) 合併処理浄化槽補助推進について 設置・管理助成			
発言順	3	発言者	赤阪和見議員	

発言順		4	発言者	天堀博議員
発 言 の 要 旨	1 ゴルフ場開発問題について  2 和泉市サービスセンターの昼休み窓口の対応について  3 市立図書館の日曜日前日開館について  4 市立横山幼稚園問題について  5 議員の中央省庁等への陳情、要望交渉に対しての市理事者の対応について			
発言順	4	発言者	天堀博議員	

- 議長（出原平男君） 日程第3「一般質問について」を行います。最初に、3番・藤原正通君。
   
 （3番・藤原正通君登壇）
- 3番（藤原正通君） 3番・藤原正通でございます。通告順に従って質問の要旨を説明いたします。理事者におかれましては、明確なる答弁をお願いいたします。
   
 1点目に、若槻のゴルフ場問題についてお伺いをいたします。

日本ゴルフ振興株式会社の方では用地買収も98%完了し、地元一部住民との間では補償問題等も話し合いが持たれ、支払いもなされたと聞き及ぶところであります。地元関係5町会住民とは、いまだ一度の説明も話し合いも開かれていないと不満の声も上がっており、市としてどこまで把握されておられるのか。和泉市に1ヵ所ぐらいゴルフ場があっても貴重な財源、税収増にもなり、地元住民の雇用促進と地域活性化にもつながると歓迎しておられるのか。開発推進をされるとするならば、今まで全国で問題になっているゴルフ場からの農薬問題をどう受けとめ、企業に対して指導されておられるのか。市民の健康と自然環境を守るため、企業に対する適切な指導が最も大切であると思いますが、いかがお考えか。

地元住民の間でも考え方二分されております。ぜひゴルフ場を推進して地元活性化を図ってほしいと願う方々や、また反対に、水道水源保護の立場から安易にゴルフ場建設を認めないと強く要望されている方々もあります。御承知のとおり、今年になってゴルフ場をめぐる環境問題がクローズアップされ、特に農薬による防除が始まる春先から連日のように新聞やテレビで取り上げられることによって、住民の意識もゴルフ場建設には強い関心が高まり、近隣の河内長野市では、ゴルフ場建設に反対する市民運動の機運が、遂に企業のゴルフ場建設を断念させた経過等もあることは御承知のとおりであります。

そこで、市としてゴルフ場建設を推進する方針であるならば、市民生活上環境汚染を心配し、反対の立場の市民の方々が納得できるゴルフ場建設への企業に対する規制指導、誓約等の状況はどうなっているのか。現地予定地内での農業用水、溜池は何カ所あり、ゴルフ場内になったときの水利はどうなるのか。樹木等は何本あり、何本のマイナス緑化になるのか。治山治水を一体とした河川流域の総合的対応は、市民が農薬に汚染された水を飲まなければならないようなことがないのかどうか。

自然の宝庫といわれる山間地の開発が、果たしてどの程度自然環境に影響するのか。環境アセスメントはどうなのか。人間の健康を含めこれらがもたらすリスクを定量化した経験をもとに、リスク数値を評価判断する考え方が最も大切であります。要するに、リスクアセスメント等の確立が必要であると思いますが、いかがお考えか。明確なる環境調査の意見や報告等があればお示しを願いたい。また、和泉市独自のゴルフ場規制条例を制定するお考えはないのかどうか、お答えを願いたい。

なお、企業が農薬をどこから購入しようとしているのか。農薬散布等はどのように考えてい るのか、把握されておれば合わせてお答えをいただきたい。

2点目に、高齢化社会に対応する地域ボランティア活動及び福祉のあり方についてお伺いをいたします。

昨年10月の議会でも申し上げたと思いますが、本年になってホームヘルパーの増員もなされたわけあります。ホームヘルパーの方々が今日までに何軒の訪問活動、寝たきり老人や1人暮らし老人の世帯に対する自主的訪問をなされたのか、具体的に数字でお示しを願いたい。

また、社会福祉協議会で取り組んでいる地域ボランティア活動の実態を把握されている思いますが、校区ボランティア登録者数及びその内容、特に自主的申し出のボランティア数は何名なのか。和泉市の民生児童委員総数は何名なのか。高齢化社会に向かっての福祉のあり方、特に在宅福祉の充実を二十一世紀を目指して考えねば、と池田市長もお述べになっておられます。具体的にそれはどういうことをお考えなのか。ホームケア促進事業、ナイトケア促進事業の4月1日からの実施をお述べになったのか、お聞かせ願いたい。

和泉市の現況を見ますと、中央丘陵開発もそうですが、朝日住建のマンション、ザサンパークを初めグリーヒル寺門というように、著しい宅地開発による世帯数が増加しているが、それに伴っての民生児童委員の増員が認められないのが現実であります。平成元年度より社会福祉協議会において懸命に地域ボランティアの増員と充実を目指して取り組んでいただいているところであります。2年目ということもあります、苦慮されているところであります。高齢化社会の到来に備えてと申しますが、国、府では、世帯数の増加による民生児童委員の定員増をなかなか認めないのが実情である以上、地方自治体において実情に合った取り組みが大切ではないかと思います。

兵庫県において民生協力員制度の設立が決定し、兵庫助け合い運動が展開されているところであります。ぜひ和泉市においても民生協力員制度を実施していただきたい。それによって民生委員の不足を補うとともに、地域ボランティアの要員の充実にもつながり、一石二鳥であると確信をいたしますが、前向きなる答弁を願います。

3点目として、市民スポーツ大会についてお伺いをいたします。

去る6月15日、実行委員会が開催され、その節に町会連合会、連合婦人会、体育連合の各役員の方々より時の流れを踏まえた建設的な意見により、本年度は中止と決定されました。過日の議会におきましても、わが党の穴瀬議員から各種団体に市は無理やりに動員を強制すべきでない。むしろ地域における自主的なスポーツ行事等に助成をすべきである、という提言をされたこともあり、また、特に体育連合の会長より生きた市のおカネの運用との意見もございました。これらを踏まえてどのように考え、計画されたのか、お答えを願います。

以上、答弁のいかんによりましては自席での再質問の権利を留保いたしまして、質問を終ります。

○ 議長（出原平男君） 理事者答弁。

○ 市長公室理事（稻田順三君） それでは、ただいまの御質問に対しまして、稻田よりお答え申し上げたいと思います。

まず、第1点目の地元町会に対する説明会の問題であります。当ゴルフ場につきましては、御案内のとおり、若槻町が大半を占めるわけであります。今、若槻町を中心に何回となく説明会を開催いたしております。加えて他町につきましては、町長さんを中心に説明会を実施している状況であります。地元住民に対する説明会につきましては、町長の要請がありましたら、いつでも説明に参りたいという方針で進めておるわけであります。

2点目からの問題につきましては、まとめて御報告申し上げたいと思います。

まず、今回のゴルフ場につきましては御指摘のとおり、大阪府のゴルフ場開発に関する取り扱い方針、また、和泉市総合計画の土地利用に整合しているほか、温州みかんの構造不況下において地元雇用の場の創出、確保にもなり、また、本市にとっても固定資産税等の税収増加が見込まれ、財政環境の向上につながるという観点から、本ゴルフ場の開発を進めさせていただくことになったわけであります。

御存知のように、若槻ゴルフ場開発に当たっては、まず、計画地付近の池の数ですが7カ所あります。現在、この7カ所とも計画区域外となっております。しかし、これらの池につきましては老朽化しているものもあり、ただいま事業者と関係町会で改修についての一定の話し合いが進められておる状況であります。開発区域内につきましては、防災上新たに6カ所の調整池を配置させ、30年豪雨に耐えられるような排水調整機能を持たせる考えであります。

また、自然環境の保全につきましては、開発面積84.7haのうち自然林、造成林合わせて61.1haを確保させたい。これは大阪府のゴルフ場開発に関する指導方針に示されております65%の基準数値を6%上回る71%になるものと考えておるところであります。

なお、本ゴルフ場開発につきまして、大阪府環境アセスメント要綱を使用するかどうかにつきましては、現在、大阪府の判断を仰いでいる状況であります。

次に、今、問題になっております農薬散布問題でございますが、一般論といたしましては、本コース18ホールで年間1.8トンの農薬が散布されております。しかし、若槻町ゴルフ場につきましては、可能な限り農薬は散布しないという前提で事業者と調整を行いました結果、除草剤につきましては一切散布せず、人力で除草するといったしております。また、殺菌剤、殺虫剤の散布も必要最小限度に控えることとしたております。また、グリーンに散布した残留農薬につきましては活性炭を利用した画期的な装置を設置、そのほとんどを吸着してしまうという計画で進めておるところであります。このような方法を採りますと、通常の散布量の6分の1から8分の1、年間0.29トン程度に散布量を減らすことが可能であります。農薬による

水質汚濁対策に相当有力な効果を発揮するものと考えております。

また、農薬の購入に当たりましては地元農協から行うようにしております。このことは、農薬の種類、購入量の把握が行いやすく、地元農協の利益にもつながると考えて指導いたしております。

また、飲料水対策面では、地元若槻町で現在、簡易水道や井戸水を生活用水としている家庭はすべて上水道に切り替えていただくよう事業者の方で対応方を進めておりまして、対象件数 154軒中146軒、95%と話し合いが進んでいる状況であります。

また、水道水対策といたしましては、計画区域内には槇尾川、松尾川の2つの水系がございます。そのうち御存知のように槇尾川水系は和田浄水場で取水を行っております。したがって、ゴルフ場の汚水などの排水は槇尾川へ放流させない計画で進めておるわけであります。このような対策を講じて本市の飲料水問題につきましては、万全を期してまいりたいと考えておるところであります。

農薬による水質汚濁につきましては、現在、厚生省、環境庁などの指導基準や、大阪府のゴルフ場農薬適正使用指導要綱に基づきまして事業者に厳正な指導を行うほか、定期的に排水の水質検査を実施いたしまして、問題がある場合などは、抜き打ちで立入検査を行ってまいりたいと考えておるわけであります。

また、御指摘の和泉市独自の条例をつくる意思があるかどうかということですが、現在、大阪府におきましてもゴルフ場取り扱い方針とか、農薬使用につきまして厳しく指導している関係上、十分大阪府の指導を仰いでまいりたいと考えておるわけであります。いずれにしても環境保全面につきましては、万が一問題が発生しないよう万全を期してまいり、国内でも優れたゴルフ場として地元と共に存共栄できる施設とするよう、事業者に指導をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（出原平男君） 次。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 2点目の高齢化社会対応する地域ボランティア活動及び福祉のあり方について、福祉課金谷からお答えいたします。

まず、1点目のホームヘルパー関係ですが、ヘルパーにつきましては現在、お尋ねのような特に自主的な訪問活動は行っておりません。大阪府の要綱に準じて、派遣申し込みがあったものについて必要性を調査、必要な家庭に派遣するという方法で行っておるところでございます。

2点目の地域ボランティアの登録者数及びその内訳でございますが、本市における活動状況は既に御承知のことと存知ますが、この事業につきましては、平成元年度から府と市が150

万円ずつ負担し、和泉市社会福祉協議会に事業を行っていただいているものでございます。現在、129名の方々が校区ボランティアとして登録をいただいております。この校区ボランティアの方々につきましては、各校区の社会福祉協議会の会長さんの御理解と御協力を得まして登録をいただいているわけでございます。

その129名の構成状況につきましては、民生委員さん39名、単位の町会長さん5名、単位婦人会の役員さん23名、その他の方62名となっております。これら登録をいただいた方は、いずれも校区社協会長さんの御協力を得て登録をいただいております。各社協会長さんの御推薦ということでありますので、自主的かどうかについては、必ずしも把握いたしかねます。

3点目の民生委員等の数のお尋ねでございましたが、定員数は191名でございます。

次に、在宅福祉としてのホームケア促進事業及びナイトケア事業につきましては、この7月1日から実施した次第でございます。

最後にお尋ねがございました民生委員協力員制度を本市も導入してはどうか、という御提案でございます。ボランティア活動振興のための有効な一方策であろうかと存じます。実は、私どもも民生委員協力員制度が本年度から兵庫県で実施され、これには民生委員の増員が困難なため、お忙しい民生委員の業務を補完する意味合いである、という報道に接したことがございました。しかし、それ以上の具体的な内容までは承知いたしておりません。

先生の御提言でメリットについては一定理解をいたすところでございますが、ただいまお聞きをしたばかりですので問題点がないかどうか。例えば兵庫県では知事委嘱ということでございますが、市レベルで実施できるかどうか、また、それが適切かどうか、あるいはプライバシー保護等の問題がどうなるかという点も考えられますので、今後、資料等も取り寄せまして研究をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 社会体育課長（田丸勝之君） 3点目の市民スポーツ大会につきまして、社会体育課長田丸からお答え申し上げます。

町会連合会から申し入れのあったことにつきましては、過日の市民スポーツ大会実行委員会にお諮りし、御協議をいただきました。実行委員会におきましては、この大会は、従来から各種団体からの動員については非常に苦慮していること、また、市民スポーツ大会は市民全体が自発的、積極的に参加するものでなければならないこと及び10月には、各種団体の行事の日程調整等の問題が提起されました。種々論議された中、第19回大会につきましては、開催不可能な状況であるとの結論に至りました。

したがいまして、そのことを受けて市内部で協議検討をした結果、実際に運営していただく実行委員会での御意見を尊重させていただくこといたしまして、本年度に限り中止することに決まりました。しかし、来年度に向けては、市民スポーツ大会のあり方を十分に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 3番（藤原正通君） 順番に再質問をさせていただきます。

ゴルフ場についての御答弁ですが、十分に原課として努力され、資料等で安全である。特に全国で問題になっているゴルフ場問題については、新しいるべきゴルフ場の姿を探る契機としていきたいという趣旨の答弁であったと思います。

ここで一番考えなければならないのは、新聞やテレビ等で何か事あるごとにいろんな角度から報道されておりますが、全部が全部、きちんとした認識ができておればいいんですが、うわべだけで判断している場面もあります。一つの経過ですが、今から数年前、アスベスト問題が起こりました。これはいろんなものに使われている石綿に含まれている物質を吸うことによって7～8割の率で肺ガンになる。まして、煙草などは50倍という形で肺ガンになるということで騒がれました。

今回、なぜゴルフ場開発で農薬問題が騒がれているかといいますと、たしか甲府の水源保護問題懇談会で今年2月に討議がされ、ゴルフ場から出る農薬の流入によって発ガンの危険性があるという指摘を受け、ゴルフ場開発を中止すべきであるという意見が出されるなど、いろんな報道が市民の中に浸透されていった。今までの地方自治のあり方として、税収の75%が地方に還元され、リゾート開発として魅力あるものとして取り組んできました都道府県も慎重に考えなければならないという姿勢に変わってきた。今まで水道の水源問題に対しても非常にずさんであった。そこまで気配りがされてなかった。最近、農薬問題がクローズアップされ、環境庁や厚生省あたりから農薬規制基準等が打ち出されてきました。おくれているわけですね。

私自身も現地を見させていただきました。なるほどああいう立地条件の中からゴルフ場として適していると判断しますが、安易に認めることによって、ある一方では自主財源の確保につながるかもしれません、条例にしても府と相談して、ということですが、安易に入れるかどうか、不安感を市民が持たれていると思う。やはり市独自の条例等を制定、その上で和泉市ではゴルフ場をやっていくんだという形であれば、心配している市民の人たちも納得されるのではないか。

甲府の方では、発ガン性の殺菌剤とか殺虫剤が除草剤に含まれているということですが、こういう点についても、原課の方ではどの薬に発ガン性の心配があるという中身について把握されているのかどうか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○ 市長公室理事（稻田順三君） 国から示されました農薬については21品目でございますが、大阪府においてはそれに13品目を追加いたしまして、いろいろ考えていきたいということでございます。発ガン物質が含まれているという噂がございますが、それにつきましても、われわれといたしましては使用させないという方針で業者に厳正に指導していくのは当然でございます。非常に素人判断では難しい問題でございますが、より専門家の方々と意見交換をしながら、噂のあるものにつきましては使用させないという方針を貫いていきたいと思います。

○ 3番（藤原正通君） もし、農薬の名前がわかっておればお聞かせいただきたい。私の手元にある厚生省調べの資料では、21品目の中で特にキャプタン、シマージンという薬が、どうしてもゴルフ場の中で使われているということです。たしか3つあるらしい。私も一生懸命に勉強させていただきましたが、タマニールという薬は余り散布されていないようです。キャプタンという薬は非常に除草に使われているらしいです。だから、市民が心配するんですよ。

御承知のように、ゴルフ場農薬問題が騒がれ始めてきたことに関連して、日本ガンセンターの発表によると日本全国のガン患者が32万人に達し、まして欧米並みに日本人のガンの推移が変わってきたと新聞やテレビ報道がされますので、だれしも心配する。一方で税収増になるかもしれません、他方では市民の健康を害し病人が増えれば、この間5万円上げた和泉市の国保財政はだめになる。そういう損害度合いというリスクを十分に計算して慎重に取り組んでいくべき形でないと、なかなか市民の反対を説得することはできない。

私は、何も業者の肩を持つわけではないが、幾ら用地買収をしても、一度市民の反対運動が起こったら全部パーになる。河内長野の例があるのですから、慎重に対処していただきたい。やるからには、地元の雇用増につながる形になれば問題はない。ゴルフ場に対して反対のための反対を言っているのではなく、慎重な形で和泉市民が安心できる状態で進めていただきたい、このように思うがために申し上げておるわけです。

どことも独自の条例をつくってやっております。ほとんどの地方自治体が規制を強化しているのに、和歌山県は、逆にリゾート開発を進めていかなければ県にマイナスになると規制を緩めています。いろんなところがありますが、よそのことはどうでもいいが、和泉市は、市民を安心させるような形でりっぱに物事を進めていっていただきたいと思います。

○ 市長公室理事（稻田順三君） われわれも当然、同じ立場で進めていきたいと思っております。先ほどの最後に言いましたように、共存共栄のゴルフ場、業者だけが儲けるということは絶対にあり得ない、市民もともどもよかったですなどいうものにしなければならないと思います。現在、問題になっております農薬につきましては、徹底した指導監督の面からチェックを加えていきたいと考えております、よりよいゴルフ場建設に向け、御趣旨を体して取り組んでい

きたいと思います。

- 3番（藤原正通君） 慎重に対応するという答弁をいただきましたので、ゴルフ場問題については終わらせていただきます。

次に、福祉問題については12月にもやらせていただきましたが、府の基準に基づいてヘルパーさんは派遣していないという答弁をいただきました。ようわかります。ただ、そのときに矛盾があるのではないか。社会福祉協議会云々と言う気持ちは毛頭ございませんが、一方では高齢化社会が到来、地域の在宅福祉を充実していくためには、どうしても民間活力を導入しなければならないという思いでやっていただいております。

先ほど、登録者数が129名と言われました。そのうち39名が民生委員、町会長が5名、それから、婦人会とかの役職の方を除いた後のボランティアが60余名ということです。一つの新しいことをしようと思えば、いろんな問題が起こることはわかります。現実に朝日住建の入居者や寺門の新しい団地でも200世帯という新しい町並みができるのですが、民生委員は簡単にはできない、いないんですよ。しかし、9月15日の敬老の日に向けていろんな事前調査もしなければいけない。果たしてぜんぜん関係のない町のことまで、この191名の民生委員さんがきめ細かく手が届くかどうか、届きませんよ。

御存知のように、福祉はいちいち役所からこうせよ、ああせよ、という親切に通知が来るものではございません。全部自主申告になっているはずです。そのときに、新しいことやから慎重に、と言うてますが、いいか悪いかぐらいはわかるでしょう。今まで本会議で何回か質問してますが、言うだけですわ。後で実現したためしが少ない。福祉とは関係ないが、小田公園の身体障害者問題も言いましたが、進んでいるような気配はない。本当に冗談は別として、和泉市そのものの福祉を充実させていくためには、民間活力を導入していかなければならないのです。

ヘルパーさんをものすごく増やそうとしても、市の財源で賄えるはずがない。口で簡単に校区から届け出た人が129名と言われるが、あっさりできたものではありません。即戦力になることもないんです。それを考えていただきたい。したがって、それらのいろんな問題を解決するためには、兵庫県でやっているものが一番いいということで踏み切ったのだと思います。県の問題やから大阪府の問題やと考えておられるのか。和泉市だけでもやろうと思えばできるんですよ。交通安全委員はどうなってますか。青少年指導員はどうなってますか。どなたの委嘱で、どこが推薦して充実しているんですか。

- 福祉課長（金谷宗守君） 高齢化社会を迎える行政だけでは対応できないのは御指摘のとおりであります。われわれも今後、地域福祉あるいは在宅福祉を進めるため、民間活力の導入あ

るいは地域の方々のお力を得ながら進めていかなければならないと痛切に感じております。先ほどから問題になっております校区ボランティア活動推進事業についても、昨年度から新たに取り入れたボランティアの育成を図る一つの策として行っていこうというものであります。

果たして先生がおっしゃる民生委員協力員制度が市独自で導入できるものかどうかについても、確たるところはないわけなんです。特に個人のプライバシー問題も絡んでくるのではないかと考えております。実施するとなれば、市でやれるとしても、条例の規定を置かねばならないかとも考えております。協力員制度は確かにメリットはわかりますが、それを実施するためのいろんな問題点がないかどうかの検討は今後の問題でございますので、十分研究、検討させていただきたいと思います。

- 3番（藤原正通君） あっさりものを言えないのはわかりますが、実際問題として、校区ボランティアとして届けた人たちはどういう活動をするんですか。その人たちが、いちいち寝たきりの老人のおむつを替えたりするんと違います。友愛訪問として独居老人の家庭を回ってくださいと言うているにすぎない。プライバシー問題があると言うが、れっきとした民生委員ですら、しゃべってはならないことをべらべらしゃべる人もおりますよ。

民生委員協力員制度の資料もあるんです。こういうものをよく見て現実に即した形で、それが絶対に充実するというのであれば、予算の問題等もありますが、前向きに取り入れることによって地域ボランティアの充実ができるんですよ。私は、何も兵庫県の真似をせよと言ってませんが、民生委員さん1人に対して2名の協力員を置く。兵庫県の民生委員は6,000人ですから、約1万2,000人の協力員ができたわけです。

目安がなければボランティア活動ができないじゃないですか。ボランティアの人たちは、会社を休んだりして忙しい中、ボランティアの会議に出席したが、取るに足らない講釈ばかりという不平が出ているんですよ。そんなややこしいことをしなくとも、民生委員協力員制度として位置付けてあげ、そういう活動の目安を付けてあげたら手間ひまが省ける。まして、市からの依頼で地元の町会から推薦してそれらしい青少年指導員や交通安全委員ができているんでしょう。本当に前向きに考えましょうや。

高齢化社会、高齢化社会、在宅福祉、在宅福祉と叫ぶのなら、地方自治体でももっと考えなければならない。秘密と言うが、冗談じゃない。そういうことをやろうとするまともな人は、個人の秘密をしゃべったらいかんという自覚はありますよ。中途半端な人間やから秘密をべらべらしゃべるんです。間違いのない推薦方法をとるように決めたらええ。課長では予算の関係もあるので、やります、とは言えないと思いますので、市長のお考えをお聞かせください。

- 市長（池田忠雄君） 藤原議員さんから福祉に関する積極的な御提言をいただき、感謝を申

し上げる次第でございます。御案内のとおり、民生委員さんは厚生大臣の委嘱、児童委員さんはたしか大阪府知事の委嘱ではないかと存じております。議員さんが御指摘のとおり、兵庫県では、民生委員1人に対して2名の補助的な協力員を知事が委嘱するということで、実は、これが一番いいボランティア活動の位置付けになり、委嘱を受けた方も民生委員の補助的な立場で地域のボランティア活動ができるれば一石二鳥ではないか、そういう御提言ではなかったかと存じます。

至極、ごもっともな御提言だと受け止めさせていただいております。ただ、先ほどから担当課長の答弁が歯切れが悪いので、私に御質問賜ったと存じますが、無理もない点もあるかと存じます。実は、新しい御提言でございますので、いいことはわかっていても、行政としては、八方をにらんで対応しなければならないという執行権の立場がございます。その中では、民生委員の筋目と協力員の筋目を考えました場合、兵庫県の知事委嘱ですので、大阪府も知事委嘱が妥当ではないかという気がいたしております。そうなりますと、一応、大阪府とも協議をしてなければならないという1つの問題もございます。

それが即、地域ボランティアとしての活動をしていただけることになるか、それに伴うプライバシー保護の問題等いろいろございます。行政としては、八方をにらんで整理をしなければならない立場でございます。その意味で課長が申し上げたわけでございますので、恐縮ですが、理解をしてやっていただきたいと思います。長としては、いい御提言と受けとめさせていただいておりますが、それに伴う問題点がないかどうか。兵庫県でも知事委嘱について相当練ったことと存じます。その辺の問題点も整理させていただかなくてはいけない、こう思いますが、府とも協議をしていくべき問題だと存じております。いい御提言だと受けとめ、それに伴う問題について八方をにらみながら、いろんな方策について今後、検討をさせていただきたいと存じます。御理解をいただきたいと存じます。

- 3番（藤原正通君） 無茶苦茶言うわけではありませんが、ボランティアという形で推進しても、希望者が少ない。ところが、民生委員さんが大変なので、高齢者も増加する中、民生委員さんを助けるという意味合いのお手伝いの表現を使うと、割合あっさりと引き受けていただけるというのが現実なんです。それを踏まえて申し上げたわけです。市長がおっしゃるとおりなんです。民生委員は厚生大臣の委嘱、児童委員は知事委嘱ということはよくわかりますが、和泉市は、市長さんが述べられているとおり、二十一世紀をにらみ高齢化社会が到来して大変、在宅福祉も充実していかねばならないとおっしゃっている。それならば、筋目はよくわかりますが、いろんな面で前向きになる意味で早急に研究、検討をいただき、兵庫県に負けない、大阪府なんて大きなことは言いませんが、和泉市そのものが後れを取らないよう、福祉が充実す

るよう努力していただきたいと思います。

福祉問題についてはこれで終わります。

市民スポーツ大会の問題ですが、御答弁いただきましたように来年からは検討するということです。今年が中止になりましたね。具体的な点で今年はどうお考えですか。予算についてもね。

- 社会体育課長（田丸勝之君） 中止になりました予算の問題ですが、市民スポーツ大会は、市民のスポーツ振興に寄与するための執行について十分に精査、検討をしてまいりたいと考えております。
- 3番（藤原正通君） 今、御答弁をいただきましたが、教育長から一言、御決意とお考えがあればお聞かせください。
- 教育長（西川喜久君） ただいま課長からお答え申し上げておりますが、御承知のように市民スポーツ大会の予算といたしましては、当初予算では約100万円の御承認をいただいております。これは本来ならば、中止ということになると不執行が当然かと思いますが、市民スポーツ振興という意味からして、できる限りスポーツの振興に使用できる方法があれば十分検討してまいりたいと考えております。
- 3番（藤原正通君） 大変前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。どうかひとつ生きたカネの運用ということで、地元町会等市民の皆さんに喜んでいただけるような考えでもって御検討をいただくことをお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

- 
- 議長（出原平男君） 次に、23番・原 重樹君。

（23番・原 重樹君登壇）

- 23番（原 重樹君） 23番・原でございます。通告に従いまして一般質問を行います。まず、1番目の同和問題についての1つ目の建設事業残事業についてでございます。本市の同和事業も約20年という長期にわたって実施してきましたが、この間、わが党議員団も何回となく議会等を含めまして意見を申し上げてまいりました。いよいよ来年度一杯の法期限を前にして現在、最終段階ともいうべき時期に入ってきております。市長の発言等を聞いておりましても、ハード面の建設事業等につきましてはほぼめどがついている、終了間近であることが伺えます。

しかし、市同促や特別委員会などで配付されている資料を見せていただきますと、数字的には決してそうでないことがわかります。1989年度（平成元年度）までの同和関連建設事業費の見込み額は644億2,090万円、1990年度（平成2年度）以降の残事業は99億3,843

万円、100億円近い残事業に対して、平成2年度当初予算で29億1,389万円が予算化されておりますので、それを差し引きしましても70億円余が残るという資料であります。このことにつきましては、特別委員会などでも多少の質問がありまして、改良事業部の方から答弁もありました。それによりますと、不良住宅等の買収の縮小などで見直すということであったように思いますが、規模等はっきりしない部分が多いので、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

まず、1番目は、残事業70億円あるいは100億円でも結構ですが、この残事業をどう見直し、どの程度にしようとしているのか。また、いつまでに見直すのか、お答え願いたいと思います。

2つ目は、資料によりますと、共同浴場整備事業費のように平成4年度まで、つまり法期限後まで残事業として入れているものもありますが、法期限との関係では、基本的にどのように考えられているのか。

(2)の個人給付事業の見直しについてですが、個人給付あるいは同和減免等個人給付的事業につきまして、これも今までから所得制限問題や属地主義の問題を初めとして意見を申し上げてきたところであります。現在、大阪府の各市で見直し検討がされ、実施している市もあると聞き及んでおりますが、本市では、法期限とも合わせつつどうしようとしているのか、お答えを願いたいと思います。

さらに、予算委員会で申し上げましたが、固定資産税の減免問題につきまして、その後、検討されているのかどうか、お答えを願いたいと思います。この問題は、同和事業としてやられている固定資産税の減免制度と、一般的にやられている前納報奨金制度という2つの制度を使えば、支払うべき固定資産税額よりも多くの税額が免除されることになり、払うどころか儲かることもあるという指摘をしたわけですが、事実関係については、予算委員会で認めていただいているので結構ですが、そのときの助役さんの答弁で事務的にも十分研究してみたいと言わっておりますが、その後どうしているのか。また、ほかに一般施策と同和施策を併用することによりまして不合理なものがあると思いますが、何か検討されているものがあれば明らかにしていただきたいと思います。

次に、2番目の児童手当の現況届についてです。児童手当関連の現況届が6月から実施されました。本市の場合この届け出を記入し、そして家族が市役所まで持って来てもらうという方法を探っております。しかし、この方法は、ある人にとっては仕事を休まなくてはならない。つまり、広大な和泉市の状況を考えれば、大変な負担となっております。そこで、当然、必要事項は書類に書き込んでくるようになっているわけですから、この現況届を郵送で返却しても

らうようにできないかどうか、お伺いをしたいと思います。同時に他市の状況もわかれれば答弁をお願いいたします。

3番目は、ナイトケア、ホームケア事業についてです。これにつきましては、本年度からの新規事業ということで予算委員会でも質問をさせていただきました。単に国の制度ができた、補助金が付いたというだけでなく、老人あるいは障害者を抱えている人たち、家族の要望に沿って充実したものにしていただくよう要望もしたと思います。いよいよ7月より実施ということで、その内容などについても質問をさせていただきます。

まず、1番目は、ナイトケア、ホームケア事業の予定人数等は、どの程度見込んでおるのか、お伺いをしたいと思います。

2番目に、両事業とも寝たきり老人や痴呆性老人を老人ホームまで送り迎えをしなければならないわけです。特にナイトケア事業は、毎日、夕方送り、翌朝迎えに行くことになり、かなりの負担になると思いますが、対象者の足の問題、送迎方法はどのように考えておられるの、お答えを願います。

4番目に、就学援助についてです。御承知のように義務教育は無償であることが憲法でうたわれ、あるいは学校教育法や教育基本法では、経済的理由で就学困難な保護者に対して市町村が必要な援助をするということで、法に基づいて実施されている制度であります。その充実、改善のために今までから取り上げ、意見も申し上げてきたところでありますが、実際には、改善等がなかなか進んでいない面がありますので、改めて質問をさせていただきます。

まず、1番目は、就学援助の認定基準についてです。生活保護基準の1.1倍ということでやっておりますが、これを引き上げるよう以前から要望しているわけですが、その点での市としての見解と、他市の状況がわかれれば教えていただきたいと思います。

2番目に、支給内容について。林間学校での宿泊費が出ていない点、あるいは学校から申請したら年3回支給されるが、直接支給すると年2回になると言う点での改善を今までから申し上げてきたわけでありますが、その点についてどう検討され、現在、どうなっているのか、お答えを願いたいと思います。

3つ目は、支給方法について。直接教育委員会に申請されるものは銀行の振り込み支給となっておりますが、学校からの申請は、学校を通じて支給する方法でやられていると思います。この学校からの支給分も直接個人の銀行振り込みにならないものかどうか、お伺いをしたいと思います。

以上ですが、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。

- 改良事業部長（富田宏之君） 原議員さんの御質問に対しまして、改良部長から答弁をさせていただきます。本事業につきましては、全庁的に関連するものでございますが、私から改良事業部サイドの御答弁をさせていただきます。

不良住宅改良法による本事業は、昭和47年3月から当初13.27haの地区指定を受け、昭和50年3月に追加指定を受け、42.36haの事業認可を受けて現在に至ったものであります。本市としては、本事業の早期完成を目指し、年次計画を促進してまいりましたが、地対財特法のタイムリミットが残る1年9ヶ月となり、なお、残事業を抱え、その事業推進が最大の課題であります。しかしながら、現時点において効率的な面的整備を実施する観点から基本計画の見直しを行い、より効率的な面的整備を実施する方針でございます。地対財特法期限内に達成できる事業を重点事業と位置付け、改良事業の推進を図ろうとするものでございます。

その基本的な考え方としましては、改良事業の柱であります不良住宅の買収、除却、土地利用計画に沿った都市基盤の整備、改良住宅建設の完成を目標とし、地対財特法期限内に町づくりとして整備可能な地域整備を原則とし、以下の点を再検討したものでございます。①着手区域の限定②子供の遊び場の再検討③代替地の再検討④細街路の再検討⑤店舗の建設戸数の再検討⑥作業所の建設戸数の再検討⑦集会所建設戸数の再検討 — 以上のような内容により現在、重点計画を作成中でございますので、もうしばらく時間をいただき、計画案を今後、大阪府を初め建設省と本年秋をめどに十分協議を行いたいと思いますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。

- 同和対策部長（堀 宏行君） 同和問題の2点目の個人給付事業について、総括いたしまして同和対策部からお答えさせていただきます。

現在、本市において実施している個人給付事業は、全部で21事業ございます。そのうち府補助制度対象は12事業、その他の個人給付的事業といたしまして、各種減免措置、政策家賃等がございます。このことに関しましては、過般の12月定例市議会の席上におきましてもお答えさせていただきましたように、市長から検討を命じられておりますこれからの地域の方について4点の問題の1つとして、個人給付的事業の検討が入ってございます。この線に沿いまして本年4月以降、個人給付的事業を直接実施してございます各原課の協力を得まして行政内部に委員会を設置、今後、この検討委員会でそれぞれの個人給付事業について検討してまいりたく考えてございます。その結果につきましては、その都度、当該特別委員会等を通じ議会にも御報告させていただきたく考えております。

また、先ほど申し上げました府補助制度の対象になっているものにつきましては、府関係部局の動向に連動して考えてまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。

- 納税課長（門林良治君） 同和減免適用者に前納報奨金を給付することについてその後どう検討しているか、つきまして、納税課門林よりお答え申し上げます。

前納報奨金制度につきましては予算委員会でも申し上げましたように、納期限前に税金を納付する行為に対して制度上給付するものであり、その中で当初賦課額に対して、第1期納期内に全額納付いただいた方々に給付するものでございます。その後、同和減免に限らず一般の減免も含めまして、すべてについて税額更正による増減があった場合でも、報奨金額の再計算はいたしていないわけでございます。このことにつきましては、自治省よりの法解釈でも、税額移動による再計算の必要はない旨明記されているところであります。

一方、同和減免制度におきましても、減免要項決定及び受け付け等事務期間も含めまして、減免税額決定は年度途中となるわけでございます。したがいまして、御指摘の件につきましては、年度当初に給付する前納報奨金制度への減免額反映分につきましては、時間的にも困難と思われるわけでございます。よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 次。

- 児童課長（坂田平之君） 児童手当関係につきまして、児童課坂田よりお答えさせていただきたいと存じます。

児童手当の現況届の申請内容につきましては、議員さんも御案内いただいておりますように、住民基本台帳に基づく記入及び年金関係につきましては、年金の種類、年金の記号番号、加入年月日等を詳細に記入いただかなければなりません。また、支払期日の関係上、記入事項を正確かつ迅速に掌握しなければならないという観点から、受給者が市町村の担当窓口に提出するのが原則であるとの強い指導がございます。しかしながら、住民の利便性等も考えなければなりませんので、先生御指摘の点につきましては、府下市町村の取り扱い状況等を調査いたしまして検討いたたく存じておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、郵送による受け付けはどこで行っているかということでございますが、近隣市では、堺市で郵送による受け付けを行ってございます。

以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。

- 福祉課長（金谷宗守君） 3点目のナイトケア、ホームケア事業につきまして、福祉課長金谷からお答えいたします。

まず、第1点目の予定人数でございますけれども、両制度の概要につきましては、まず、ホームケア促進事業につきましては、在宅の寝たきり老人とその家族を特別養護老人ホームに体験的に短期間入所していただき、そこで家族に介護技術を習得していただくものでございます。また、ナイトケア事業につきましては、痴呆性老人などを夜間だけ短期間、ごく一時的に特別養護老人ホームで保護する制度でございます。いずれも、これらの実施機関でございます特別養護老人ホームとの協議が整いましてこの7月から実施の運びとなりましたが、所要経費につきましては、本年度当初予算に計上済みでございます。

その予定人数でございますが、ホームケア促進事業では、延べ日数で140日分、金額にして75万8,000円でございます。本事業での入所期間が3週間程度でございますので、約7人が可能でございます。また、ナイトケア事業についても、延べ140日分、金額にして45万7,000円を予算化しております。保護期間を原則7日といたしますと、20人が利用できることと相なります。

次に、御質問の第2点目の送り迎えの件でございますが、送迎につきましては、両事業とも御家族の方で行っていただくこととなっております。

以上です。

- 議長（出原平男君） 次。

- 学事課長（石本博信君） 4番目の就学援助につきまして、学事課長石本の方から4点について順次、お答えさせていただきます。

まず、第1点目の認定基準につきまして、1.1倍の引き上げはできないかということと、近隣市の状況でございますが、認定基準につきましては、阪南8市のうち本市と同様に生活保護基準の1.1倍を目安にしている市が和泉市以外に3市、文部省通達等1.1倍以下と思われる市が4市であります。この状況を見ますと、他市に比べ本市の基準が特に低いということはないと考えておりますが、さらに、認定に当たりましては、生保の1.1倍ということでありまして、これを超えれば何でもかんでもということではなく、それぞれの事情等も考慮しながら認定を行っていきたいと考えておりますので、その辺を御賢察いただきまして、現状で御理解をいただきたいと考えております。

2点目の林間に伴う宿泊費でございますが、御承知のとおり本市の場合は、国の支給基準で示されておりますとおり、交通費に限って平成2年度より予算化しております、小学校2,270円、中学校で3,420円の範囲内で支給を本年度も予定しております。御指摘の宿泊

費までの支給拡大につきましては、国の制度にもないことありますて、当然、補助対象外となる現状でございまして、財政上の問題もありますて、ひとつこれについても現行どおりで御理解をいただきたいと考えております。

3番目の支給回数でございますが、これにつきましては以前からも御要望もいただいておりまして、現在、学校申請と同様直接申請についても年3回支給できるよう、本年度からただいま事務的な作業の検討に入りまして、実施に向けて努力をしていきたいと考えております。

4番目の支給方法でございますが、御要望の趣旨につきましては一定理解をしておりますので、学校側とも十分協議、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 23番（原 重樹君） まず、残事業のことですが、今回、改めてこの質問をさせていただいたのは、中身が非常にわかりにくいということです。今の御答弁を聞きますと、重点事業について7点の見直しでやっていると言っておりますが、今年秋をめどにするとも言われております。1つは、たしか特別委員会で私の質問ではないんですが、本年度中に、という答弁をされていたと思います。今の答弁にもありましたように、重点事業としてそれなりに絞ってやっていると言いますが、だからこそ、市長もこういう問題で発言する場があれば、めどがついているという話が当然出ると思います。

だが、それが議会に示されていない。示されている中身は、本年度から100億近い残事業という資料だけです。市長がめどがついてます、めどがついてます、という話と矛盾が出てくる。なぜ秋なのか。細かいところは別にして、おおよそのところは今でも出ていると思う。100億なり本年度予算で70億幾らとか、大体のめどが出ていないとおかしい。その意味では、現時点でも出ていると思う。ある程度動いたにせよ、それが明らかになって当然だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○ 改良事業部長（富田宏之君） 御指摘のとおりでございまして、われわれ改良事業部サイドから申し上げますと、一定の重点事業を考えましたのは、今年に入ってからではございません。3年ほど前から検討はしてまいりました。その中で地元関係者並びに上級官庁の大坂府、建設省といろいろ話を進めてきたわけでございます。現実的には、この事業につきましては地区指定ということで、4.2haを地区指定で事業認可をいただいておりまして、当初の基本計画もございます。今回、これを法期限内に達成できる一定の重点事業計画もございます。この3つが重なっておるわけでございます。

まず、数字の問題でございますが、先ほど申し上げました7つの見直し点につきまして、具体的には子供の遊び場、店舗数、作業所数、集会所数等については、一定の答えが出ておりま

す。ただ、不良住宅の買収、除却については全庁的に考えていく中、道路整備ひとつにしても、道路整備を行うことによって果たしてどこまで用地買収を必要とするか、いろいろ細かな点がございますので、現在の中で数の御報告をしていないわけでございます。

先ほど申し上げましたように、本年度の秋に今回の事業認可の変更を建設省に申請に参ります。合わせまして、今、いただいております建設省からの事業認可の時期が平成2年度末で切れるわけでございます。それと、地対財特法の期限が平成3年度末で切れるわけでございます。そこで1年のずれがございますが、当然、現在の残事業から見まして、平成3年度末までの事業延長につきましては、認可の申請は行うわけでございます。こういうものを合わせまして、十分今後は建設省とのコンセンサスを得るために頑張っていきたいと思っております。まず、そういうことが和泉市の案として地元協議、大阪府との協議ができる段階におきましては、正式な議会の中でも数字を持った御報告なり御説明に代えさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

- 23番（原 重樹君） ということは、平成2年度末で今までの建設省の認可が切れるので、その平成3年度末までの延長とか、そういうものを検討しているんや、と言われております。だからこそ、そういうものを精査して秋には議会にも示すとおっしゃったと思います。そこで1点、お聞きしたいのは、議会に示すのは秋、秋と言われますが、建設省の認可との絡みも含めてですが、予算編成の時期にもかかりますわな。来年度予算編成の時期には、間違いなくすべてが終わっているわけですね。だから、いつの時点で議会に示してくれるんやということです。今の時点でもええと思う。この程度でという、きっちりしたものでなくてもいいんですが、そうすべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

- 改良事業部長（富田宏之君） 十分に御理解をいただいているようでございますので、若干細かになりますが、先生の御指摘どおりの御説明をさせていただきたいと思います。

印刷物がないのでわかりにくいかと思いますが、少し数字に触れさせていただきますが、まず、平成2年度の当初予算における事業計画量でございますが、不良住宅の買収につきましては110戸。除却も110戸でございます。用地取得につきましては3,536m<sup>2</sup>。用地造成は8,673m<sup>2</sup>でございます。道路整備が532m。子供の遊び場が本年度2カ所。店舗数は2戸。作業所につきましては5戸でございます。集会所管理事務所につきましては、今回、建設予定はございません。改良住宅の建設予定は22戸でございます。

それらを完全に消化をいたしますと、われわれが考えております平成2年度以降に残る事業といたしましては、不良住宅の買収が約100戸以内。除却も100戸以内。用地取得についでは6,000m<sup>2</sup>。用地造成についても同じく約6,000m<sup>2</sup>でございます。道路整備が400m

ぐらい。子供の遊び場が残り3カ所予定しております。作業所につきましては9戸。改良住宅につきましては、平成2年度に22戸建設いたしますと当初計画の1,642戸を完成できますので、ございません。

以上が大まかな数字でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 23番(原重樹君) 今、それなりの数字を出してもらいましたが、もう意見だけにしておきますが、なぜわざわざこういうふうに聞いたかと言いますと、当初からいろいろ質問もし、聞いてきたんですが、最終版を迎えたことも含めどうなるのかということです。この数字で了解したわけではないんですが、結局、やり方として聞いたらこういうものが出てることなんです。本来ならばこの程度の話は、委員会等も含め出しておかなかん問題やと思う。これから秋に作業を進めていく、建設省うんぬんと言われておりますが、最終版は、来年度の予算が決まる、あるいは建設省との話し合いが済んでからのことですが、实际上は変わらない、変えることは不可能に近い。こうなりました、と議会に報告するだけの話だと思う。

今の御説明の中身について、もう少し詳しくして資料もいただきたいんですが、議会が本当に審議できる形で提出をしてほしいと思う。秋がどうのこうのと言わず、ここは重視してほしい、あそこはどうかとか、いろいろ意見も出ようかと思います。そういう場をつくるためにもその資料は必要だと思います。質問して初めて出てくるということのないように、これは意見だけ申し上げておきます。

次に、個人給付問題ですが、質問では後先になりますが、固定資産税の問題につきましては、いろいろ事務的に困難だと言われたと思います。私は決してそうじゃないと思う。時期をずらすなり別として、それは可能だと思います。ただ、予算委員会でも申し上げ、この質問の前にも言いましたが、ほかに検討しているものはありませんか、と聞いた。そう聞かれて、はい、と答える人はおらんと思ったんですが、わざわざ聞いたんです。

一般施策と同和施策の併用による不合理な問題は、固定資産税だけに限った話ではないんです。予算委員会でもそうでしたが、儲けるということが顕著な例として出しました。2分の1、3分の2減免だろうが、基準額はもとの額が10.0%出るんですわ。その辺でいろいろ不合理性があるということです。国保もそうです。政令減免の4割、6割にさらに同和減免の50%掛けるとか、国保の制度もそうですが、結局後払い制にしている。例えば11月まで払っている分を条件にされて返ってくる。保育園の入園奨励金もそうです。入園したときに立て替え払いをして8月に返すとかいうやり方をしている。あるいはまた日付が短期間ですね。その日に集まってください、来ないとだめとかね。そういういろんな問題点があるので、予算委員会でも検討してくださいと申し上げたつもりなんですよ。

もう聞く時間もないし、聞く気もありませんが、こういう問題をいちいち検討する上でも、個人給付を一体どうするのかという全体論をはっきりさせないと、各課ごとでは動きにくいとうのも実情だと思います。最初の問題として全体論としてどうするか、とお聞きしたんですが、今の話では、4月以降に行政内部で委員会をつくって府との連動とかも言われておりましたが、法期限との関係で個人給付問題は、いつまでに全体をどうするのかという方向を出すつもりなんですか、その点だけ。

○ 同和対策部長（堀 宏行君） ただいま法期限と個人給付との対比でございますが、若干異なる話になりますが、法期限は、あくまでもハードの事業面の期限でございまして、個人給付、個人給付的事業が全部期限切れになると、先ほど申し上げたように府との連動とかいろんなこともあります。検討し、縮小あるいは拡大は別として、当然、検討してまいりたい。ただ、平成3年度末で個人給付あるいは個人給付的事業をすべて廃止するということは、実態上、事務的にも不可能と思います。ただ、それぞれについて現状をどう把握し、どういうふうにしていくかの検討は当然必要かと思いますが、個々について、いつまでにそれをどうするかということは、現在、お答えしにくいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○ 23番（原 重樹君） 市長に答弁を求める気はありませんが、しっかり聞いておいてほしい。今の答弁ですと、それなりに各課で検討せよという、もちろん各課での検討も必要かと思いますが、それだけでは済まないだろう。全体をどうするのかという方向がはっきりせずに検討するだけではさっぱりいかないと思います。今の法期限ではなかなか縛れないだろうという感じはしますが、一方では、法期限の平成3年度末が過ぎてもやるということだけははっきりしているような気がします。

和泉市総合計画の実施計画の中には、それぞれの実施事業の中に個人給付も載っています。幸か不幸か、平成4年度まで、法期限後までやると出ています。さすがにハード面は出ていませんがね。結局、検討がされているようでされていない。もとの方針があるようでない。その中でこういうものが安易に出てくるわけとして、しようがないから実施にしている。ただ、法の期限は1つのチャンスだと思います。その点では、真剣に検討、見直しというものをしていただくよう必要としております。

各市ではやっているんですね。堺市は同和保育料を見直したと聞いております。和泉市でそれがなぜできないのかということです。その辺では形だけでなく、はっきりさせていくべきです。府との連動等もありましょうが、事業にしても府関連のものもかなりあります。和泉市が上乗せしているものもあれば、和泉市単独のものもかなり多くあります。それらをすべてひっくりめて本当に検討に入る時期だということを強く申し上げておきたいと思います。

2番目の児童手当の問題ですけれども、いろいろ指導はあるでしょうが、十分に住民の利便性を考えれば、各市町村等の中身も考えて検討したいということでございます。6月に済んだところですので、そう急いだ話でもないんですが、郵送で実施してほしいと思います。私も堺市がやっていると聞いて取り寄せました。もちろん、内容的には書く部分などはそれほど変わりませんが、間違いのないようにということで、実例も挙げて説明をそれぞれ入れているという工夫がされております。和泉市でもそういう工夫等をしていただきたい。

本当にここに持つて来るのに半日、1日をつぶし、会社を休まなければならないならない人もおります。聞くところによると、サービスセンターに持つて行った人もあるようですが、そこでは受け付けてくれないということです。広大な地域ということを考慮していただき、来年度からでもぜひ郵送に切り替えてもらうということをお願いをしておきたいと思います。

3番目のナイトケア、ホームケアの問題ですが、端的に言いまして、送迎の問題は家族でやれ、ということなんですね。ただし、特にナイトケアの場合は、介護するのがしんどいから一時的に夜だけ収容するという制度なんです。その老人ホームへ通うという足が確保されない、自分で行きなさいとなれば、面倒くさいから止めとこうか、というケースも実際にはあると思う。夕方連れて行って翌朝連れて帰る。結局、店を開けていらっしゃいと言っても、簡単には行けないのが障害者であり寝たきり老人なんです。そこを考えずに、国の助成制度でこういうものをやるというだけでは、本当の福祉とは言えないと思うんです。足の問題が今後の課題ではないかと思いますが、その点、もう一度御答弁をお願いします。

- 福祉課長（金谷宗守君） まことに厳しい御指摘でございます。しかしながら、特にナイトケア事業の場合昨年度に創設したばかりで、実施している市町村も少のうございますので、実際に送迎をしているところはないという状況でございます。本市といたしましても今のところ、送迎を行うという状況にはございませんので、御理解を賜りたいと思います。

- 23番（原 重樹君） 質問が、ナイトケア、ホームケア事業の足の確保をしなさい、という要望ですので、そういう答えになると思います。ただ、勘違いされてしまうのは、別段、これだけに限ったことではないと思う。ショートステイとかほかにもやっているわけでしょう。今までの分で本当に送迎もしている市もあるのです。今までの分でそういうものが市にあれば、当然、これもいけるわけでしょう。今までショートステイでやっておれば、リフトカーを持っているということであれば、これも当然いけるんですよ。単純にナイトケア、ホームケアだけで考えていただきたくない。

福祉会館の送迎問題もわが党から要望させていただいたこともあります。和泉市でも身障会館ではリフトカーを持っていますね。もちろん、使い方が別にあって、それだけの余裕がな

いかもわかりませんが、和泉市で福祉を考える、あるいは新しくこういう事業をやる場合には、今までやっている事業を本当に生かせるものにする上では、今後、足の確保が重要な課題になると思います。先ほどの郵送の話じゃないが、広大な地域を抱えている中で1つの事業をするのですからね。ナイトケアに限らず全体の福祉事業について、車あるいは足の確保というものを今後、検討していかなければならないと思います。全体としてそういう考えがないのかどうか、もう一度お伺いをしておきたい。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 中川よりお答えさせていただきたいと思います。

ナイトケア事業あるいはホームケア事業というのは、従来から行っております老人ホームのショートステイ事業などと基本的には同じ内容でございます。御指摘のとおり、特にナイトケア事業につきましては、夕方あるいは翌朝家族が送迎を行っていただくという点では、毎日ということで確かに御負担があることはよくわかります。どうしても送迎が困難な家庭につきましては、ホームケア事業とかショートステイ事業等を極力利用していただく。それらの場合は、従来からどうしても送迎が困難な家庭、車がないという場合、市の車、軽四輪あるいはワゴン車などを使っております。本来は、御家族が送迎していただくのが原則ですが、家庭の事情等によりまして送迎を行っている事実がございます。

しかし、毎日のナイトケア事業では困難ではありますが、ショートステイ等の場合、どうしても家族で送迎が困難だということであれば、例えば先月だったと思いますが、大阪府の方で福祉基金を活用した福祉タクシーが導入され、本市へも（固有名詞を挙げるのはどうかと思いますが）相互タクシー和泉営業所にもそれらが配置されたということを聞いております。それらの活用も含めまして、毎日の送迎が困難なケースについては、市でもできるだけ貸与する方向で検討させていただきたいと思います。

○ 23番（原 重樹君） そういうタクシー等も利用できるとおっしゃっておられますが、これは有料になると思います。先ほどから申し上げておりますようにナイトケアあるいはホームケア事業だけでなく、これからどんどん高齢化社会が進行、福祉の充実が叫ばれているわけですから、今後のことも含めまして、新たに事業をやるかもしれませんので、本当に足の確保は重要なポイントになると思う。以前、他の問題で早乙女議員が質問したと思いますが、視察に行った目黒区の例を出しましたが、当然、運転免許証が要りますが、そこで区が持っているリフトカーを動かしているとか、貸し出しそのものまでやっている。1つの事業だけでなく、店を広げるだけでなく、本当の福祉になるように、障害者やお年寄りの立場の人が利用しやすいように温かい配慮が必要ではないか。その辺を検討いただきたいということで今回の提案をさせていただきましたので、強く要望しておきたいと思います。

なるべく12時までに終わりたいと端的な答弁をお願いしたいんですが、教育委員会の就学援助問題についてもお願いをしたいと思います。先ほどの答弁であります認定基準の問題ですが、1.1倍程度の市が3市、それより低いところも相当あるということで、和泉市が特に低いとは感じておらないということでしたので、認識を新たにしていただかなければいけないと思います。私の方の調べがいいかどうかは知りませんが、認定基準は低い。その調べた結果を持ち寄りたいと思うんですが、ここでその点はどうこう言いませんが、例えば4人家族の所得控除後では和泉市が1.1倍でいけば230万円、高石が258万円、岸和田254万円、堺が270万円です。低い方を探るか、高い方を探るかいろいろあると思いますが、非常に認定基準が低いものから判断すれば低い。

先ほど、この基準だけでなくいろいろな事情等も考慮していると言われておりますが、ほかの市もそれはしております。持ち家と借家、前年に災害に遭われたかどうか等も含め、大体常識的な中身でやられております。だから、基準そのものを引き上げていくという本来の意味の検討が必要があると思います。

個別の問題がたくさんあるので絞りますが、2回から3回の支給回数の問題については、本年度から3回支給できるように事務的な検討をしているということです。ぜひそうしてほしいと意見を申し上げておきます。

最後の学校から支給される分について個人に直接振り込むことについては、先生方の事務的な作業量が非常に増えている問題、あるいはプライバシー問題等もありますのでよく考えていただきたいと思います。これも検討されると言われておりますので、努力していただきたいと思います。

林間宿泊費問題については、前から要求している中身でありますが、先ほどの答弁では、国の制度になっていない。単独事業なので財政上も問題があるので困難だという答弁だったと思います。この問題に関しては、63の決算委員会で早乙女議員が質問したと思います。62に比べ63年度では就学援助は減額されているんです。人数等の問題があったんでしょうが、減額予算を組んでいる。実施して63の決算では小学校500万円、中学校700万円の不用額が出た。それをパソコンの導入に使ったということです。

早乙女議員が、前から要望しているものをできないのかと要望したと思いますが、これは予算の問題じゃない。これを実施したら1,200万円かかりますか。まさかそれだけは要らないと思います。宿泊費に1,200万円かかることはあり得ない。予算を余らしても実施しないのが市の方針なんです。予算の問題じゃない。国の基準に入ってなかったら一切やらないんですか、その点だけ明確に。

○ 学事課長（石本博信君） 扶助費につきましては、当初から認定基準につきましては、所得等もありまして把握しにくいということで、当初に多めにということもありまして不用額が出たということになっております。総額では300万円程度を考えております。

それから、支給の実態ですが、8市のうち宿泊費も含めているところが3市ございます。先ほども触れましたもとの認定基準にも触れていくわけですが、3市のうち2市は文部省通達ということになっておりますので、その辺もひとつ御理解をいただきたいと思います。

○ 23番（原 重樹君） ちょっと話が外れますが、これは63年度の資料ですが、就学援助費の実施の中身ですが、クラブ活動の中に柔道、剣道、スキー、スケート等いろいろあります。が、「スキー、スケートのクラブに限って該当者なし」と書いてあります。北海道じゃあるまいし、この和泉市でスキーやスケートクラブがあるはずがないのに、国の基準がそうなっているから該当者なしと書いてある。だから、国の基準に該当しないからやらないということはしてほしくないです。

最初に、この制度そのものは、憲法に保障され、教育基本法、学校教育法にのっとってやっている制度であると言ったはずです。今の答弁は事務的と言えば仕方がないが、こういう精神からはずれていると思います。本来、義務教育は無償でなくてはならないものです。例えばこんな認定基準を全部取り扱って皆にやりなさい。それでこそ本当に義務教育は無償であると言えます、私はそこまで言ってない。しかし、本来の憲法の精神から言えばそうあるべきなんです。給食費にしてもううだし、学用品も必要ですし、クラブ活動にしてもその1つです。

ところが、私の言っている中身はその中のほんの一部分、ささやかなものなんですよ。交通費だけ出して泊まるカネを出さなかったらどうなりますか。本当に困っていたら林間にいけないという話なんです。その辺では、憲法や教育基本法、学校教育法に基づいて充実させていくという立場が必要だと思うんです。その辺から考えれば、あるいは今まで予算等も言いましたが、多めに組んだなんてばかな答弁はないと思います。予算を余らしてもやらないというのが実態なんだと思ないので、本当に充実してもらうよう強く要望しておきたいと思います。

それからもう1点、時間の関係で質問をしなかったんで意見だけにしておきますが、ここに申請用紙のコピーがあります。その申請理由に該当する部分に丸印を付けなさい、ということでかなりの項目があります。事務的にやりやすいように1つの方法としてやられていますが、プライバシー問題もあるので、こういうものはやめてほしいと思います。今回、提出されている監査委員報告の中にも、就学援助問題に関してプライバシー問題に気を付けるように、とあります。どこの点を指しているのかわかりませんが、そういう指摘もあります。

その申請理由のところで生活保護の停止やら廃止、国民健康保険料を減免してもらった、あるいは国民年金の掛け金を減免しているとか、そんな項目がずらりと並んでいる。中には、日雇労働者を希望して公共職業安定所に求職申し込みをしている、という項目まである。まさに職業差別問題までいきそうな内容まであるんですね。これにたくさん丸を付ければ受けやすい理由ばかりなんです。別に理由は備考欄等も含めて書くところもあり、収入基準等で合わない部分は、先ほども言っているように実情に応じて備考等に書いてもらえばいいのですから、こういった方法そのものも再検討していただきたい。この件に関しては答弁を求める気はありませんが、もう一度よく検討していただきたいと思います。

いろいろ提案も含めて言いましたが、本当に憲法、教育基本法、学校教育法に基づいて充実した就学援助をしていただきたいことを強く要望して終わっておきます。

- 議長（出原平男君） それでは、ここでお昼のため午後1時まで休憩いたします。  
(正午休憩)
- 

(午後1時00分再開)

- 議長（出原平男君） 午前に引き続きまして一般質問を行います。
- 7番・赤阪和見君。  
(7番・赤阪和見君登壇)
- 7番（赤阪和見君） 7番・赤阪でございます。環境問題について、3点にわたって質問をいたします。

今、私がくどくどと述べるまでもなく、毎日の報道による環境保全が訴え続けられておりますが、本市行政においても担当者の皆様の御苦労は大変なものであると理解をするものであります。私は、今こそ全市を挙げ取り組まなければ後世に悔いを残すことになると考へるが故に、質問は、基本的な考え方を中心にお伺いをいたしますので、担当者のみならず市長並びに理事者においては、基本的なお答えをお願いいたしたいと思います。

1点目のごみ減量化対策についてであります、松戸市の「ごみを減らす課」の新設について、行政内容についてどれほどの理解をしているのか、お聞かせ願いたい。また、厚生省環境整備課が昨年11月から4回にわたって行った「ごみ減量化を語る女性の会」の議論の内容をまとめた報告書についてどれほどの理解をし、行政に取り入れ、市民協力をお願いしようと検討されたのか、されなかったのかどうか。

以上の2点については、市長並びに理事者からの御答弁を特にお願いを申し上げます。

次に、府内ごみについては、府内からのごみは全くとは言いませんが、余り出ないと考へて

おります。生産でなく書類を中心とする仕事であり、分別によってたやすく資源化ができる職場であります。現在、置かれているコンテナにすべて混入するのではなく、各課の人目に付くところに新聞、コピー等の書類、また、封筒、雑誌等せて3分別していくことが大切ではないかと思います。また、その箱も市販のコンテナでなく、入れようとするところがわかるような、資源になるんだなと思えるような、また、地球環境を守るんだという、だれもがさわやかな気分になれるような意識が持てる入れ物をつくり、まず、市庁舎、行政出先機関、事業所、一般家庭に広げていってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、資源ごみ、牛乳パック等について、さきの資源箱に入れられたものを集団回収するシステムを確立していかなければ、集めたものを持っていくところがなくては困るわけであります。一般ごみ収集処分にトン2万5千円から3万円かかることを考えれば、別ルートでの収集資源化によって行政は非常にプラスになり、その分を助成に回し、健全な各種団体を育成することになると思いますが、いかがでしょうか。

次に、コンポスト化であります、私が提案させていただき、早速学校を中心とした設置協力をいただき、検討してもらっていると聞いておりますが、その状況はどのようなものでしょうか。また、設置したところ、設置協力をしていただけないところはどのような理由でしょうか。今後はどのようにしようと考えておられるか、お答え願いたいと思います。

2点目に、中水利用についてであります。過日の新聞で泉州の溜池がものすごい勢いでなくなってきたことと報道されておりました。和泉市も中央丘陵開発、コスマポリスの計画等々で自然破壊とともに保水能力が低下の一途をたどっております。そこで、公共施設から中水、すなわち雨水の利用を図っていき、そして、下流での浸水対策とともに保水の一助になり、また、飲料水の確保の意味も込めて水洗トイレ、散水にその中水の利用を積極的に取り入れるときであると提案いたしますが、いかがでしょうか。

1点、数値をお伺いいたしますが、今、学校で使用されている水洗トイレでは、何%ぐらいの飲み水を使っているのか。また、防火水槽に使用されている水はどのように確保されているのか、お答え願いたいと思います。

次に、3点目の合併処理浄化槽補助推進についてであります、厚生省生活衛生局水道環境部による合併処理浄化槽設置整備事業が62年より実施されておりますが、基本的に和泉市としてどのように考えているのか、お答え願いたいと思います。

水は源から下流へ流れ、海へ近づくほど汚れがひどく、下水道は下から上流へ整備されてくるわけであります。下水道の早期整備は大事な事業であります、余りにもおカネがかかりすぎる点と、広い市内を考えると、まだまだの年月がかかるることは周知のとおりであります。

計画決定はわかりますが、合併処理による河川浄化を今こそ英断をもって、市単独ででも市民協力を得ながら実施をすべきであります。設置並びに管理補助助成をすべきであると考えておりますが、いかがでしょうか。また、設置時の問題点として考えられる町会水路の許可、承認等、また、農業者とのトラブルの解決等、他にも考えられますが、市としての取り組みはいかがでしょうか。

以上で要旨の説明を終わります。自席からの再質問の権利を留保いたします。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 赤阪議員さんからの冒頭の環境問題についてのごみ減量化対策の一環として、関東の松戸市において「ごみを減らす課」がつくられたことに伴ってどう考えているかという第1点について、市長から基本的なお答えを願いたいという御指摘でございますので、私からお答えさせていただきたいと存じます。

ごみ戦争が叫ばれて久しい今日の中、ごみの減量化は行政にとりまして非常に大事なことでございます。また、市民に対しましても、減量化のためのさまざまなお願いしてきているわけであります。こうしたことにつきましても過般来、環境整備課にも減量化対策をもっと積極的に促進するよう、あるいは市民の方々に対しまして、いろんな団体等を通じ、ごみの分別収集なりいろんな減量化についてのお願いを積極的にしていくべきであるという指示をいたしておりますところでございます。

御指摘のように、ごみの減量対策は非常に重要であり、私もその点は同感でございます。そうした意味での対策を市民生活部の環境整備課を通じて指示をいたしておる今日でございまして、今のところ、直ちに松戸市のように「ごみを減らす課」を設置する考えは持っておりませんが、趣旨は同感でございます。そうした点に沿っていろんな施策を検討させており、これからも積極的な取り組みをさせていきたいと存じますので、御理解をいただきたいと存じます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） ただいま御質問のありましたごみ及び浄化槽等の問題に関しまして、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

まず、庁内で発生する紙類等の回収でございますが、庁内から出される新聞、雑誌等の古紙は従前から他のごみと分けて回収されており、これについては引き続いて積極的に実施を図っていきたいと思っております。また、回収容器の庁内配置問題についても、関係課と協議を重ねまいりたいと存じます。また、職員に対しましても、ごみのリサイクル意識の高揚につきましては、職場だけでなく、実施していく上での家庭生活の中においても、収集、減量化及び地域の集団回収活動等への協力等についてもPRを行ってまいりたいと存じます。

なお、分別回収の容器を市民にも配布してはどうか、という御指摘でございますが、全家庭に配布していくとなりますとかなりの経費が必要でございますので、そのための財源確保の問題を整理しながらなお検討を要することでございます。

次に、コンポストの利用状況でございますが、本年度から小中学校14校に30基を設置してまいりましたが、現在まで12校において22基が使用されております。使用上の問題点としては、臭い、衛生害虫の発生等、数校において若干の問題が生じてきておりますが、特に大きな支障はないものと思われます。今後、市職員にも協力を求め試験的に利用していきたい。利用上の問題点、評価などの把握に努めてまいりたいと存じます。

次に、古紙回収、特に牛乳パック回収に対する助成等についての御質問でございますが、他市においてもいろんな方法で助成措置が講じられているところであります。一方、回収の実態といたしましては、今日のように古紙のリサイクルが叫ばれ回収熱が盛り上がっているものの、回収業者の人員不足、価格の低落傾向等により回収活動が困難な状況であるとも言われております。助成措置を講じていくにしても、これらの回収ルートの確立が先決でございます。回収業者の選定、育成等困難な問題があろうかと存じますが、今後、助成を行っている他都市の事例の実態を調査しながら検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

引き続きまして、合併処理浄化槽問題についてお答えさせていただきます。合併処理浄化槽設置に対する助成制度でございますが、国においては、昭和62年度より雑排水対策を促進する必要から、下水処理予定区域外において合併処理浄化槽設置または改築に対し、これに要する費用助成制度を創設、平成2年度において、国レベルで3.2億円の予算が計上されているところであります。この制度の助成の内容といたしましては、対象区域が下水道処理計画区域外であること及び助成の範囲が単独浄化槽と費用的には割り高となる合併処理槽との差額に対するものでございまして、設置者は、単独処理浄化槽に要する負担が必要でございます。

市町村の導入状況を見ますと、関東圏では実施している市町村が比較的多くありますが、大阪府下では、実施している市町村はございません。本市といたしましても、導入に際しての問題点である国の補助とともに市費の持ち出しが必要なこと、対象区域が比較的狭いエリアであること、浄化槽放流水についての市民の不潔感、不信感が根強く払拭が困難なことかと思います。種々の問題点を整理した上で検討を進めてまいりたいと存じます。

また、この制度は対象区域が限られるなど、下水道の進捗状況を見ても不合理であるという御指摘もありましたが、国において下水道と浄化槽の両方に補助を出していくような二重投資を行わないという考え方を持っており、現状ではエリアを広げ、助成制度を創設することは難

しい状況にあります。これらの問題点については府を通じ、あるいは全国都市清掃会議などの場を通じ、所管している厚生省に助成対象区域の拡大と制度の改善について働きかけてまいりたいと存じます。

なお、設置浄化槽の保守点検及び清掃に対する助成につきましては、従来から申し上げておりますように、市の重点施策としては、財源の許す限り下水道事業に投入し、普及率を上げていくことが第一義的であります。今のところ、浄化槽に対する財政的な援助は考えておりません。快適で清潔な生活環境を確保していくためには、下水道の整備が急務であると認識しております。今後、浄化槽の保守点検、清掃に要する費用についての負担に対する助成または軽減措置が適切かどうか、また、汲み取りや公共下水道との均衡等及び他都市の事例を調査、検討してまいりたいと存じますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上です。

- 議長（出原平男君） 次。
- 消防本部次長（高宮武男君） 防火水槽の件につきまして、消防本部高宮からお答え申し上げます。

防火水槽につきましては、現在、公設、準公設、私設合わせまして315カ所ございます。防火水槽の新設または使用時の水補給につきましては、従前は、水路等から引き込んでおりましたが、ごみ、ヘドロの流入によりまして水量が非常に少なくなったり、また、時にはポンプの給水ができなくなるということがございますので、現在は、その大半が消火栓から補給をいたしておりますという状況でございます。

なお、現状は以上のようにございますが、先生が御指摘のとおり、資源保護の意味から今後、消防活動に支障のない範囲でいろいろと研究をいたしてまいりたいと存じますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 河川水路課長（中野英二君） 合併処理浄化槽等の水利問題につきまして、河川水路課長中野よりお答え申し上げます。

本市は、今までほとんど単独浄化槽の登録申請が行われております。平成元年度では290件となってございますが、このほとんどが農業水路へ放流している関係上、地元合意が必要でございます。また、年に1~2回、水路のしゅんせつに御協力願っている町会もございますので、町会にも協議をお願いしているところでございます。

今後の合併処理浄化槽の水利等についてでございますが、本市では、まだまだ農業の盛んな地域でございますので、浄化槽からの排水は、今後もほとんど農業水路へ放流することだと思

います。そういうことから水路の使用に関する問題、また、浄化槽設置に対する苦情の問題、水路の整備状況等いろんな問題もあるかと思いますので、地元合意につきましても、関係各課と協議しながら考えていきたいと存じておりますので、よろしくお願いをいたします。

- 議長（出原平男君） 次の答弁。
- 管理部次長（白樺通有君） お尋ねの学校の上水道のうちの便所の水洗に使用する水の割合でございますが、まことに申しわけございませんが、この算出については困難なため、便所で使う水洗の量はつかんでおりません。
- 7番（赤阪和見君） 市長、「ごみ減量化を語る女性の会」の報告書は読まれましたか。まだですか。そこで、市としてどのような考え方を持っておられるのか、お伺いいたします。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） おっしゃっておられるのは、廃棄物の6月号にうたわれております厚生省環境整備課の「ごみ減量化を語る女性の会」の報告書のことだと理解してよろしいですか。
- 7番（赤阪和見君） そうです。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） このことにつきましては、平成元年11月2日から平成2年3月19日まで4回にわたる内容につきましては、主なテーマ等についても十分研究をしてまいりたい所存でございます。
- 7番（赤阪和見君） 実は、以前にも取り上げたことがあります、松戸市は、「ごみを減らす課」とか、「市民に役に立つ人がいるところ」という言葉を市長の名刺の肩書きに載せたり、あるいは「すぐやる課」とか、なかなかアイデアがこもっていると思うんです。何もそれを真似せよとは申しませんが、非常に細かいところまでごみ減量化作戦がとられているわけです。

和泉市でも先月の「広報いずみ」で「ごみ問題を考える」というシリーズ1が載りましたが、今回はまだ印刷がされていないそうですが、シリーズ5ぐらいまでやるそうです。ここに「減量化を進めよう」というタイトルで、「ごみが多いので減量化を進めてほしい。各家庭で1日100gのごみ減量を」と書いてます。実際問題、100gのごみをどうすれば少なくできるのかということが書いてない。広報でやっている、チラシをまいっていると言いますがね。

今回、7月1日は日曜日なので2日にはシリーズ2が配られるのかなと楽しみにしておりましたが、まだ印刷ができないということです。このシリーズ2には、「分別収集に御協力を、少ない経費で効率よく燃えないごみを種類別に分けて」とありますが、ここでも減量化の効果という感覚は全然出ていない。燃えないごみの中にプラスチック類、すなわち洗剤やジュースの容器、発泡スチロール系統のカップラーメンの絵だと思うんですが、燃えないごみで出して

いる家庭が何軒あるか。燃えないごみとして出されたら市としてどうしようとしているのか。

減量化、減量化と市民に訴えているんですが、市民の側からすれば何もすることがない。そうすればどうなるのかという喜びがない。私がこれだけごみを減らしたという喜びが生まれなければならない。いつも言いますが、私たちは環境に対する加害者なんだ。環境による被害者は滅多にない。生活している限り加害者であるという点をどう考えてごみ減量化を進めようとしているのか。その点を基本的に聞かせてほしいと市長に質問したんです。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） ごみの減量化につきまして、広報7月号で第2回目のシリーズ「ごみ減量化を考える」として、ごみの減量化と再生資源の必要性とその進め方などについての考え方を出させていただく予定をしております。シリーズ1と2で考え方を述べさせてもらっております。シリーズ3以降については、減量についての具体的な考え方を提起していくたい。

一家で1日100gのごみの減量はどうすればできるか……。基本的には、最初は、炊事場から出るごみについて水切りを十分していただきたい。それも100gの減量につながるものでございます。

2点目に、われわれは今後とも古紙の再生利用云々について勉強していくかなければならない中、昔に帰るようなことを発言して申しわけないんですが、牛乳はパックで飲まず、牛乳屋さんから配達してもらった瓶の牛乳を飲んでいただいたら、古紙の100g減量になっていくのではないかと思います。

3点目として、今の夏場にビールを飲まれる方に対しては、缶ビールでなく瓶ビールを飲んでいただきたい。瓶ビールは資源の一元化にもなり、また、引き取り業者も1本5円で回収されるように聞いておりますので、缶ビールでなく、できるだけ瓶ビールを召し上がっていただきたい。

4番目には、われわれは地球環境を守るためにも、市民の方が割箸を使われておりますが、できるだけ割箸を避けていただき、出前等を取った場合は、おうちで使っている箸を使っていただき、できるだけ割箸は避けていただくようPRしていきたいと考えております。

それから、プラスチックについての問題でございますが、今のところ、プラスチックを分別して別に処理する方法は考えておりません。家庭から出るごみについては、やむを得ず焼却場で処理させていただいておりますので、この点については、引き続きやむを得ないものだと考えております。ただ、業者からの持ち込みについては、産廃物であるということで専門の処理業者にやらせてもらうよう、また、やらすように従来から指導もしておりますし、今後も指導していきたいと考えております。

以上でございます。

- 7番（赤阪和見君） シリーズ1と2でプラスチック製品と書いてますね。これは間違いで  
すか。燃やすんですか。燃えるごみと認識したらいいんですか。ずっと分別収集の中でプラス  
チック製品と書いてましたよ。何かお茶を濁すようなごみ減量対策のような気がします。  
  
もう1つ言いますけど、先ほど、合併浄化槽問題について、今、生ごみに対して水切りをせ  
よと言う。市民は、浄化槽から排出されるものに対する不潔感、不信感を持っているが、厚生  
省は合併浄化槽で河川を美しくしようとしている。しかし、大阪府下では、合併浄化槽の補助  
金を受けようとする区域は非常に狭い。和泉市であれば、聞くところによりますと仏並町小川、  
それに大野、側川、父鬼、春木川の4カ所だけしか補助金の対象区域にならないということです。  
  
私は趣旨説明でも今、市単独でもやる方向性がきているんじゃないかと言いました。BOD  
から言いますと、家庭の雑排水がいかに川を汚しているという点についてお答え願いたい。合  
併浄化槽でなく、単独浄化槽であるが故にね。その数値を聞かせていただきたい。
- 交通公害課長（藤原 清君） 河川の水質汚濁につきまして、交通公害課よりお答えいたし  
ます。  
  
先般、家庭排水に関する調査を市街化区域で実施してございます。現在、数字的には持って  
おりませんが、この中では、朝夕の洗濯とか風呂水が出る分につきましては、BODがかなり  
高くなっています。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 処理計画区域内の状況ということですが、平成2年4月1  
日現在の処理計画区域内の人口につきましては14万7,604人、そのうち非水洗化人口、  
いわゆる汲み取り人口が6万2,892人、水洗化人口が8万4,975人、下水道人口は3万  
5,539人、浄化槽人口については4万9,436人というデータを持っております。
- 7番（赤阪和見君） ええかげんな答弁をしてはいかん。汲み取り人口が何ぼ、浄化槽人口  
が何ぼというだけで、川がどれだけ汚れているという話やない。なぜ国が合併浄化槽を奨励し  
ているの。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） われわれの担当課では、河川並びに水路について、常に清  
潔な水を流していきたいと思っております。先ほども申し上げましたとおり、不潔感といふこと  
とに私どもも抵抗感は持っておりますが、不潔感はないものと判断しております。
- 7番（赤阪和見君） 基本的な答弁がでけへんのなら、これはしようがないぜ。合併浄化槽  
でどのぐらい美しくなるか。1軒の家で例えれば、家庭雑排水がどのぐらい汚いか。それを言  
えないのは、全然わかっていないなということでしょう。数字的にはわかるんですよ。単純明解な

ものでしょう。それでは、私が言いましょうか。単独浄化槽であれば、トイレから流れる水と固形物の汚泥がBOD 1.3 gだそうです。それを単独浄化槽で処理することによってBODの数値が5 gになる。一方、風呂とか家庭雑排水は27 g。それと5を足せば32 gが川へ流れ込んでいるというわけでしょう。同じ200ccの値ですからね。

ところが、それを合併浄化槽にすることによって、この全体が5 gになるという、単純明解でしょう。その美しい水を流すならば、水利権者等に対してもある程度の御理解がいただけんんじゃないかな。その点で市として合併浄化槽を推進していく必要性があるんじゃないかな。事実、和泉市でも建て売り業者に対しては合併浄化槽を推進しているわけでしょう。違いますか。今、単独浄化槽が290軒とか言いましたが、合併浄化槽を和泉市内で設置しているのは何軒ですか。まず、それをお聞かせ願いたい。

- 河川水路課長（中野英二君） 合併浄化槽につきましては、51名以上のものについては、してほしいということの指導はしております。件数については、今、持ち合わせがございません。
- 7番（赤阪和見君） もう1点言います。和泉市の浄化槽人口が4万9,436あって、年間1万1,118klの引き抜きをやっている。年間1人当たりの引き抜き量が225lなんですね。1日0.62。ところが、ここでもう1つ言いたいのは、泉大津の浄化槽人口が2万9,029人、年間引き抜き量が1万2,564kl、1人年間1人433l、1日当たり1.19です。これはいろんな状態が考えられますか、いかに浄化槽管理が悪いかということにもなってくるんじゃないかな、半面から考えるとね。泉大津の屋間人口が多いということは少しあるでしょうが、高石でも和泉とほぼ同じ1人当たり年間252l、1日0.69、和泉市の0.62と似ています。泉大津が極端に高いということは、こういうところに原因があるのではないか。合併浄化槽の軒数自体がわからない。単独浄化槽が290軒かどうか知りませんが、その中に入っているのか。そういう点をすかっと答えられないというのはどういうことですか。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 申しわけございません。私どもはあくまでも合併と単独浄化槽人口のみを把握しておりますので、先ほど申し上げましたとおり4万9,436人という数字でございます。
- 7番（赤阪和見君） ここは本当に環境を美しくしようという気がないのですか。ただ、やつといたらええわという感覚ですか。今、槇尾川、松尾川を始め和泉市の川は相当汚れていますよ、大阪府の統計を見てもね。10ppmを超してますよ。その点では、河川に流れ込む水をどうするのか。まして、和田の貯水池から上流は全部水を取っているんでしょう。その点での合併浄化槽の推進を本当にやっていいってない。この不潔感、不信感というのは市行政の怠慢で

しょう。こういう実態を考えてないわけでしょう。合併浄化槽が何軒、単独浄化槽が何軒あるかわからないという、そんなばかげた行政がありますか。

ごみの問題から一挙にここへ飛びましたが、そもそもその発端は、ごみの水切りをすることによって減量化を図ることからですが、当たり前のことですわ。それでは、水切りをどうするのか。細かく川へ流れるごみをどこで受け止めるのかという、これは基本的な問題でしょう。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 先ほど来御意見をいただいておりますが、私どもは浄化槽ではなく、あくまでも下水道の普及を望んでおります。この件についても何年先になるかわからない区域の問題点、国の考え方は、二重投資を避けたいということをうたっておりますので、府を通じて国にもそのエリアを広げていただきとか、また、合併浄化槽を設置した場合、何年ぐらいいの耐用年数で設置して下水道につなげていけるかの方法等の問題点について国、府に呼びかけていきたいと考えておりますので、御了解のほどをお願い申し上げます。
- 7番（赤阪和見君） 和泉市は8.5㎢のうち市街化区域が23.9㎢、調整区域が61.5㎢、山間部の本当に人が住んでいないところを除くと大分減りますが、その点からいって国が言うように重複投資は避けたい、そのとおりです。それでは一軒の家の耐用年数は、例えば市営住宅で何年、あるいは鉄筋で何年ぐらいですか。
- 住宅課長（赤田信君） 鉄筋で70年、木造で20年でございます。
- 7番（赤阪和見君） その間の50年として、今、合併浄化槽を補助金を付けてやったとして、これは建物と一体のものですから、よほど市民の皆さんにしっかり管理してもらわなければ美しい水は流れませんよ。50年先に耐用年数が過ぎるであろうと言われる合併浄化槽に対し、50年で上がる下水道は大体どのあたりまでと目標をお立てになりますか。
- 建設部理事（山崎琢磨君） 現在、認可を受けて区域を設定しているのが37.0haでございまして、それを10年でやろうということでございます。ただ、将来方向としてはできるだけ伸ばしていきたいと考えておりますし、少なくとも、市街化区域は全部完了したいと思います。ただ、50年というのは相当先でございますので、そういうことを言いますと問題もございますので、めどとしては、今の負担区を設定している区域は10年で全部やりたいと考えております。
- 7番（赤阪和見君） 下水道は非常におカネを食います。上方をやるぐらいなら、どんどん下から伸ばせばいいという感覚なんですね。しかし、だれが考えても、何ぼ国が430兆円の公共投資をすると言っても、とてもやないが和泉市全域を考えた場合、50年はなかなか厳しいものがあると思います。市街化区域だけでもね。万人が認めるようなよほど施策を腹をくくってやらない限り下水道問題は解決しませんよ。その点では、なおかつ横山方面、こちらの

南松尾あたりの調整区域の人口が集中しているところは、1つの大きな合併浄化槽を設置しながら河川を美しくすべきじゃないか。そのためには、農業用水路等を利用されているわけですが、そこに市行政として、このように美しくなるんだ、このように管理をする人が協力してくれるんだ、ということが必要です。

今、お百姓さんは田んぼへ水を入れるのに相当な苦労をしてます。朝の家庭雑排水の多いときは、全部田んぼへ水が入らないようにしていきます。そして、昼間に皆が一齊に声を掛けて「さぁ、抜くぞ」とヒを抜いて田んぼへ水が入るように水を確保しておりますが、この時間の心労は非常なものあります。それらの問題点を合併浄化槽によって1つ1つ解決していくならば、先ほども言いますように、下水道は下から上がってくるが、水の源は一番上ですよ。その上をきれいにしていかなければ、下がよくなつたとしても水質は変わらない。不潔感、不信感を持つ市民に対する問題を解決していくのが、私どもを初め行政マンとしての政策であり施策であると思いますが、基本的にその点はいかがお考えでしょうか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 単独浄化槽にかかるわらず、御指摘をいただいております合併浄化槽については奨励をしていかなくてはならない。下水道区域以外のところに対しても、なおかつ、合併処理場を設置するについて、区域内であっても下水道に影響を及ぼさないよう、要項も十分に把握してつくっていかざるを得ないということも踏まえまして、今後、下水道課も含んだ中で要項に重点を置きながら、区域内でも設置ができるように国、府にも呼びかけていきたいということで御理解をいただきたいと思います。
- 7番（赤阪和見君） 合併浄化槽についてもう1つお聞きしたいのは、51人槽云々と言われておりますが、事実そうでしょうか。開発指導課の方では、合併浄化槽を各戸に奨励していくように聞き及んでおります。また、各戸に付けさせておられるところがあるように聞いておりますが、その点、どのように把握し、どのように指導されているか、お聞かせ願いたい。
- 河川水路課長（中野英二君） 浄化槽法の関係がありまして、一定規模の建物ということで50人槽を超えたものについての合併処理ということですので、一般家庭については7人槽ぐらいから始まります。ただ、例えば50戸とか合計で戸数が増える場合は、できるだけコミプラを使えということでかなり取り入れております。
- 7番（赤阪和見君） 50軒と言われましたが、40軒、30軒のところもありますが、そこには個別の合併浄化槽を付けるわけでしょう。その点の軒数はどのぐらいか。それをどう把握しているか。なぜそのようなものを使えと基本的に指導をされているのかどうか。
- 河川水路課長（中野英二君） 先ほども言いましたように、仮に1戸7人といたしますと、10戸程度になりましたらコミプラが成立するわけです。それ以上のものについては、できる

だけ指導ということでやっているんですが、経費的にかなり高くつきますので、業者によっては、例えば10戸でも1戸ずつやりたいという業者もおられます。結果的に組織をしてコミプラでやられるところと個別にやられるところの2種類ございます。ただ、コミプラが普及しにくいのは、装置よりも用地が要るという問題があるので、指導がしにくいでござります。

- 7番（赤阪和見君） 何軒ぐらい。
- 河川水路課長（中野英二君） 軒数まではちょっと調べてございません。ただ、最近増えていますマンションについては全部そうでございますので、戸数から言えば、開発全体の半分を超えております。
- 7番（赤阪和見君） 今、管理については業者任せでしょう。単独浄化槽と合併浄化槽、コミプラをきちんと管理指導する市の職員がおらない。今までの話を総合するとね、違いますか。こんな状態では、美しくせよと言う方が無理ですわ。市民は右往左往しますよ。どうしますか。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 非常に申しわけございません。今まで議員さんが御指摘された内容にはほぼ等しいのではないかということですが、浄化槽については、環境衛生課が窓口となって今後、検討してまいりたいと思います。
- 7番（赤阪和見君） 検討するのは結構やが、技術者がいないのにどうしますか。検討はほぼしてもらっても結構やが、今日も合併浄化槽、単独浄化槽が流れているんですよ。今、国が出そうとしているのは、変則な合併浄化槽ということで、単独浄化槽に付けて流すものにも補助金を出しましょう、と言っているのが実態でしょう。向こうでは、こんなものを付け、あんなものも付けろと言うています。業者は、しようがないから安く付くものというが、買う人は高いものを受けている。これはどっと流れてしまえわ、と下水道と間違えている人もいますよ。指導の仕方によってはね。だから、生が流れてくる。お粗末すぎますわ。

本当に力を入れてやるならば、河川を守ろうということで、5万円出さなくとも市が補助してやろうというぐらいいの感覚でもってどんどん奨励していくのが基本的な問題です。50年の間にどんどん汚して汚して汚し切って自然環境をすべてつぶしてから、下水道が来ました、皆さん、美しい水を流しましょう、と言うてもすかっと美しくなりまへんぜ。今、ここで決断することが大事やないですか。

これ以上合併浄化槽でやっていたら時間がなくなるので言いませんが、合併浄化槽について専門家を招いて私たち行政の中でも勉強会を開いていただき、根本的な環境を守ろうという施策が必要ではないか。そして、ホタルが飛ぶ川、魚が住める川を取り戻していくかなければならぬ。和泉市は海がありませんからね。よろしく頼みます。

最初のごみ問題に戻りますが、松戸市では、非常に細かいところまで減量化作戦をしております。まずお年玉作戦。不要な葉書類、特にプライバシーの介在のない年賀葉書などを再生ルートに乗せるため、市有施設、駅などに回収箱を設置、定期的に回収する。このお年玉作戦の減量目標値は、1年目の本年度は少なく見積もり1世帯当たり1.1枚の回収と見込み、1枚3g、16万世帯で5.3トンの回収を目指す。葉書1枚が5トンにもなるという、遊び心と楽しみを持ってごみ減量化作戦を考えているわけです。非常にユニークな施策です。

また落ち葉作戦。各家庭や公共施設から出る落ち葉、剪定の際出る枝木などは市有の焼却場で処理されているが、これを本来の自然の循環に戻し、その肥料を公園や街路樹の堆肥として使用するほか、希望する市民に配布する。減量化目標は、昭和63年度中に市の焼却施設に搬入された落ち葉などは795トンである。今後、これらの全量を堆肥として考えてみようということです。お互いに本を買って読んでるだけじゃなく、そういう形の中で何か市民に訴えるものがないかという検討をすべきじゃないか。牛乳パック然り、これはすべてごみになっていきますので、その回収ルートをしっかりと確立していかなければならないと思います。

コンポストの問題ですが、協力してくれない学校が2、3あるようですが、教育委員会はどのように把握されておりますか。14校が30台入れて12校に減った。その原因は虫がわくとか、片方はうまいこといったのに、片方はうまいこといかんというのはなぜですか。

- 学事課長（石本博信君） まず、設置の件ですが、当初、趣旨説明をいたしまして、希望校に設置していく段階を踏んでおります。置いてないところは、学校の場合残飯が中心でございますので、給食の先生方から適当な場所がないというのが主な原因でございますが、趣旨を理解してもらなながら今後、できるだけ強力に推進していきたいと考えております。
- 7番（赤阪和見君） やめられたところは。
- 学事課長（石本博信君） 現在、330台を設置しているんですが、かなり量が多い学校もありますし、一部の学校ではすぐ満杯になるということで十分に回収が徹底していない分があります。
- 7番（赤阪和見君） 多い学校があつて満杯になるということは、使用していただいているんですね。2基を入れていただいたんですね。
- 学事課長（石本博信君） そうです。
- 7番（赤阪和見君） どれぐらいで満杯になりましたか。
- 学事課長（石本博信君） 聞いている学校では2カ月ぐらい、それ以内の学校もあったと思います。
- 7番（赤阪和見君） 2カ月というのは、何トンぐらいになりますか。

- 学事課長（石本博信君） 量の方は把握しておりません。
- 7番（赤阪和見君） 一杯になったがどうするのかということで、2カ月間もそれでわざか何リットルかの部分になってしまった、減っているはずですが、うちの学校で何ば減らしたかというのがわかれば楽しみにもなります。道路沿いにあって生ごみをずっと出せるところは設置していない。逆に光明台南のように、一輪車で1週間に2回下まで持て行かないかんというところは、便利ですわという感じです。そういう便利やさかい利用する、便利やないさかいに利用しない、臭いとかどうのこうの。要するにごみ減量化を考えようという発想から出発していないわけですね。違いますか。約何キロという記録もしてもらうてない。そんな、試験的に使ってますねということで2カ月で一杯になるというたら、市民はだれも使ってくれまへんわ。どれぐらいの量が入って一杯になったのか、見てもうてるという感じですね。教育委員会では、本気でごみを減量しようという気があるんですか。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） コンポストを購入したいきさつもございまして努力している、ごみの減量化を願っております。
- 7番（赤阪和見君） 設置していただいたところまではありがとうございました。しかしその後、何トン減らしてどうなのかということを僕らは知りたい。それによって市民にモニターになっていただけるデータを提供できると思うんです。給食の残飯でも100人のところに比べ1,000人の学校は10倍出ますよ。あそこの学校は一杯になったが、ここは一杯にならないのはなぜか、ということですが、もとになる量が違うんでしょう。その点、賢明なる皆さん方が、もう少し考えていただけないかと思います。
- そのほかの問題点として、苦情とか子供がいらっしゃるとかの理由でやめられたところはありますか。
- 学事課長（石本博信君） その他には特に聞いておりません。御指摘がありますように、コンポスト設置の趣旨を十分にお願いしながら、その目的に沿うよう努力したいと思いますので、よろしくお願いいいたします。
- 7番（赤阪和見君） そこで、1つ1つやっていきましょうや。そのためには最初に戻りますが、市役所のごみは重要書類云々と思われますが、この重要書類も自ら焼却しているわけではない。ピットの中へ放り込むだけ。以前にも指摘したように、風に舞ってどこに行くかわからないという現況です。医療ごみも然り。一度に市民まで云々ということじゃなく、1つの大きなルートを開いてあげなければ、市民も協力のしようがないというのが実態じゃないか。業者がルートを持ってきたらそれに乗っていくのか、それはなかなか乗れないと思います。私たちあるいは担当部局がそういうルートを開いていかなければならぬ。

今、空き缶、空き瓶を1個2円で買い上げておりますが、これを市行政が止めたら燃えないごみとしてすべて出されるかもしれない、その保証はありませんよ。散乱に戻っていく瓶や缶も相当量あると思います。そのようにごみが影へ追いやられて、ごみ箱へ放かしたらえんやという感覚が市行政に見受けられます。柿色のコンテナが1つ置かれておりますが、これとて新聞、封筒、各種書類など無茶苦茶に入れてある。分別もしてないわけです。その点では商品価値も薄れますので、先ほども言いましたように、各課で1つずつ、僕らの議会に対してもそういうものがあればいいと思います。1人に1つずつのごみ箱は要らんのじゃないか。ごみ箱に蹴つまづいてカンカラカンといってるんじゃなく、そこに1つの大きな方向性が生まれてくるんじゃないかなと思うんです。

牛乳パックにしても、私もいろいろ活動しました。いいことだというので、各家庭で集めていただいている婦人の方も職員の方もおりますが、持って行く場所がない。そこで、各市の出先とかいろいろな形の中で、ここへ持つて来ていただければ減るんですよ、という形がとれないものか。北海道では、すべての市庁舎がそういう形でやって、1つの市庁舎が1年間に400万枚の牛乳パックを集めたという実例もありますように、まず、市がどのような体制を組んであげるか、そして、協力していただける市民を本当につくっていくかどうかの問題があろうと思います。

その点で市庁舎のごみの3分別、また、各行政の出先機関、それとともに事業所、それと1つの大きな方向性として各家庭のモニター制等、ごみ減量化に対して取り組んでいくべきじゃないかと思いますが、そういう点はいかがでしょうか。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） まず第1点の市庁舎内における古紙回収のごみ箱を設置してはどうか、ということでございますが、その件については、われわれも関係課と十分に協議をしながら、美観も損なわないよう、見て美しいごみ箱をつくりたい。また、段ボール等も考えていきたい、このような考え方を持っております。そのアイデアといたしまして、外側には小中学生のごみ問題についての絵画なども公募していただき、張らせてもらったごみ箱を設置するとか、今後の課題だとわれわれは考えております。

それから、市民のごみ回収ルート云々でございますが、これにつきましては、やはり原課で業者育成なりも考えていかなくてはいかん。また、業者選定についても今後の課題ということでございまして、まず最初は、書類を受け取ってくれる業者の選定に努力してまいりたい。それから、市民の御協力を求めていく。空き缶、空き瓶と同じように協力団体を募り、基礎的なことからやらせていただかなくてはならないものだと考えておりますので、基礎的な調査期間は十分に配慮していただきたいと思います。

○ 7番（赤阪和見君） 牛乳パックにしても、コンポストにしても、ごみ減量化がどのような形になっているのか。また、府内ごみ云々、また、家庭の資源化ごみの問題ということで、ひとつよろしくお願ひします。

ごみ問題の最後に、このシリーズについては、もうちょっと勉強してくださいよ。毎回、書いてあるのは同じことばかり。こんなものを読んでごみを減らさないかんという実感は湧きませんわ。ごみ処理に幾ら要ってるか、本当にごみ問題に力を入れることによってどのぐらい大きなプラスになるかということのPRが一番大切ではないでしょうか。

ごみ問題の解決は、野球のピッチャーと同じですわ。野球のピッチャーは守っているときが、攻撃なんですよ。リリーフは別にして、野球のピッチャーは9回攻撃できる。バッターは何回あっても3回か4回。私ども行政は、野球のピッチャーのような攻撃的な性格を持たないかん。今、ゴミを出したらただで回収してくれる、楽や、何にも考えなくてもええわ、という感覚でゴミは出し放題という感覚ですわ。しかし最近、これだけゴミを出すのはおかしいな、という感覚に変わりつつある。（少々語弊がありますが）、この気持ちに突け入る、あるいは突け込んでいくような球を投げなくてはいかん。しかし、敬遠のボールばかりされていますわ。投げといたらええわという感覚ですわ。100gのごみ減量化の方法も書いてないし、プラスチックも燃えないごみと書いているが、実際は燃やしている。どーんとストレートで勝負してほしいと注文だけしておきます。

最後に中水問題。先ほどの趣旨説明で述べましたように、雨水は大きな効果があります。今、川を見ますと、私どもが子供のときの実態はありません。保水能力の低下は、山間部からすべてにわたって言わずと知れたこと、皆さんが御存じのとおりであります。今、川は死んでいます。美しい水路がずっと流れていますが、田んぼがどんどんなくなり、田んぼに降った雨が、今までならある程度保水能力がありました。山には木が繁り保水ができた。その代わり雨水もかさを増しまして、雨が止んでも2、3日はなかなか減らなかった。今は、「ちょっと来てや、浸水や」と電話がかかってきて、何かほかのところを回って雨が止んでから行くと、もう流れて向こうへ行っていますよ。

中央丘陵でも開発によって樹木の保水能力はもちろん、溜池等も全くなくなっています。調整池があっても、雨が降って雨水がたまっている調整池はありませんぜ。早く海へ流したらええわという感覚は改めてほしい。なるべく川に水をためていく方法が望されます。こんな狭い川やから、ゆったり流れる川面いうのは見られませんけど、きれいな水が流れている川をつくりていきたいと思います。

そのためには、中水利用という形の中で雨水の利用を図っていったらどうか。みかん山をつ

くった人は御存じだと思いますが、頂上に貯水池を掘り、小屋を建てます。その小屋の屋根に降った雨がすべて貯水池にたまるようになっています。自分の山に要る水は、そのたまたま雨水で十分に賄ったんです。また、3階、4階の陸屋根式のところで植木をつくっておられる方は、屋根に発泡スチロールで雨を受けてその水で十分やりますよ。これが中水の利用であります。

公共的な機関の中で、特に中央丘陵開発の中で小中学校が計画されておりますが、一たんその屋根に降る雨を受けて下にため、今度はポンプアップして水洗に使う。この方法は、東京ドームや国技館で既に実施され、水洗の7割まで雨水の中水利用で賄っていると言われます。これは1つの大きな中水利用の方法であり、また、河川を守る方法でもあり、浸水対策の方法でもあります。また、三宅島等では、地下水や井戸から飲料水を汲み上げると塩分が非常に濃いので余り井戸を使わない。雨水をためて飲んでおります。

そういう中水利用によって水道の売り上げが少なくなるかもしれません、飲み水を便所に流していること自体、大きく考え方を変えるべき時代に来ているんじゃないかな。その中水利用の方法を公共施設で取り入れる検討をしていただけるかどうか、若干、お聞かせ願いたいと思います。

- 管理部次長（白樺通有君） ただいま御指摘の中水利用につきまして、中央丘陵に建てる小中学校にできるんじゃないか、ということでございますが、関係機関と十分に協議、検討を重ねてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひをいたします。
- 7番（赤阪和見君） 関係機関と十分検討して、と言いますが、こうなってくると、ぱつぱつ基本設計にかかる段階に入ってきてると思います。最近、このような提案をしたわけで、わからないのは当然かもしれません、大体、全国平均レベルでは、家庭の飲料水の30～32%は水洗便所の水だと言われております。学校関係になると散水、水洗は何ばぐらいいになるのか、それぐらいは検討されてもいいんじゃないかなと思います。ちょっと遅きに失すると、これは後ろへ戻ってしまいます。先ほども言ったように、しようがない、出たごみは取らなしようがないというのと一緒にですよ。今、こうやってるんやから、今さらそんなことをがたがた言わなくても、という気持ちが少しでもあるとすれば環境に対する冒瀆であり、私たちの身に降りかかる非常に危険な認識であり、行動であると思います。その点、いかがでしょうか。
- 教育長（西川喜久君） 赤阪議員さんからの具体的な提案でございますが、私どもとしても貴重な御意見であると受けとめております。特に新設2校につきましては、現在、設計前の段階でありますので、協議の機会は十分ございます。しかし、雨水の利用でございますので、使

用器具あるいは技術問題あるいは他の行政に及ぼす影響等もございますので、ひとつ行政サイドにおきまして関係部局と十分協議する中で結論を出していきたい、かように考えております。

- 7番（赤阪和見君） 器具あるいは他の行政機関に対する影響と言われましたが、他の行政機関に及ぼす影響はどんなものが考えられますか、お聞かせ願いたい。
- 教育長（西川喜久君） 先ほども議員さんからお話がございましたが、従来からそれらの問題につきましては、水道部の御厄介になっているのが実態でございます。これらについても、水道部局との協議が現段階で必要であると考えてございます。
- 7番（赤阪和見君） それではお伺いいたしますが、中央丘陵に降る雨、特に北部にはどのくらいの雨が降り、どのくらいの保水能力があったのか。また、どのくらいの溜池があったのか。今回、調整池ができましたが、開発している中の話であり、でき上がったときの話としては、影響を及ぼしてないのかどうか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 端的な御質問でございますが、中央丘陵の北部は約120ha、特に従来から申し上げておりますように、中央線の北側につきましては約50ha、泉山線より東側10haにつきましては、恐らく直接的に槇尾川に流れるであろう。後の40haにつきましては、北部に半永久的な調整池をつくっておりまして、その中にまず40haの水をため、徐々に槇尾川に流すという計画でございます。容量としては、大体4万5,000トンになると思します。

中央線から南側、西側と言いますが、唐国側でございますが、1つは、いしたちはら公園の中に用水機能を兼ねた池がございます。最終的には公園になりますが、そのふと池を利用していまして調整機能を持たせ、泉山線から松尾川に流していくという格好でございます。厳密な量的なものについては数字的に弱いわけですが、全体の雨水、排水につきましては、そういう形を考えてございます。調整池と近隣公園内の溜池を使って雨水処理をしていきたいということでございます。

- 7番（赤阪和見君） 調整機能と言いますが、どこの調整池も水がたまっている状態が見られない。それだけの雨が降っていないと確認したらいいんですか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 調整池の場合は、一たん降ったものがそこに入り、順次、流れていくのが調整機能です。平均的にどこでも御観察いただいたらわかりますが、普段は、底の方に少し水が残っているというのが通常の形でございます。
- 7番（赤阪和見君） そういう形にするから川に水がなくなるんです。雨が止んだ後にそれをうまく流していく方法を考えなさいよ、というのが1つの提案でもあるわけです。雨が降っ

た後、それを川に流すんじゃなく、その後2、3日天気が続いたとき、それを散水などの形がとれる設備をつくるとか、それを小さくしたのが、校舎の下に何トンかの水槽を掘って雨水をためる。これは防火水槽の役目もあるわけです。器具に影響があると言いますが、既に東京では墨田区の国技館がなぜそういうことをしたかと言いますと、海拔よりも低いところがたくさんあるので、合併処理でやっているところでは、一度に大雨が降ると下水管から逆流して地域の浸水が起こったことから、国技館の周辺がそういう施設をつくったわけです。それが水洗の7割という形になって使われているんです。こういう実態を見ると、行政が先鞭をつけて自然環境に優しい方向性でもってやっていく姿勢が大切だと思います。おカネもある程度かかりましょうが、1つの大きな環境を守ろうという行動であり、大きな実践であると思います。学校等の面はよろしくお願ひしたいと思います。

特に防火水槽云々と言いましたが、これとて常に30トンの水が満タンになっておらなければならない。市民の目から隠されたものです。利用されても困るわけです。しかし、逆に感覚的にこの防火水槽に親しんでもらおうと、今ある防火水槽云々ではなく、東京では「エジソン」と「地蔵尊」を文字って「路地尊」という名前でコミュニティーの場をつくっているそうです。3トンから9トンぐらいの小さなタンクを埋め、近所の屋根から雨水を引き入れる。そこには、昔ながらの下町にあった手押しポンプを付け、中には金魚が泳いでいる。その「路地尊」という建て屋には、和泉市でいえば「広報いづみ」が張られている。防火水槽の役目もするわけとして、防火の評語も張られている。金魚を飼っているところは自分のところの水槽を使わず、雨水を汲み上げて家へ持って帰る。子供が学校帰りに水遊びをしている。昔ながらの小川がないので、人工的かもしれません、1つの大きな方向性が見られます。

消防長、あんたとこもミニの軽四輪で子供に着せてやっているでしょう。あの子供に火事を消してもらえまへんわな。それも1つの遊び心であり、大きな消防防火意識の高揚のためにやられているわけでしょう。その延長線上にこういうものがある。昔の時代劇に出てくる手桶が置いてあって水が汲めるような小さな物でも防火水槽になったわけですからね。そういう形を考えながら、市民の水に対するアピールをしていくことが大事ではないか。

「路地尊」よりももっとユニークな名前があれば付ければいいわけです。まして和泉の国の発祥は、水が湧き出た泉という地域であったことを考えるならば、今、大きく地球環境問題を考えるとき、大きな水に対するアピールと大きなイメージ、水に対する優しさ、水から受ける恩恵に対する感謝を込め、一滴の水も大きく育っていくときではないかと思いますので、一言だけ苦言を申し上げて終わります。ありがとうございました。

- 議長（出原平男君） ここで、暫時休憩いたします。

(午後2時32分休憩)

(午後3時00分再開)

- 議長(出原平男君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

25番・天堀 博君。

(25番・天堀 博君登壇)

- 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。通告順に従いまして、一般質問に入らせていただきます。今回の質問の中で1と3は、昭和63年第3回定例会、すなわち改選後の初議会でも質問をしておりますので、その後2年間、最近の社会の動き等の中から午前中の藤原議員さんもゴルフ場問題について質問をされましたので、特徴的な点について質問をさせていただきます。

まず、最初はゴルフ場問題であります。以前の質問のときにも、かなり企画室に対しましてくどいほどいろいろ申し上げてきたわけですが、先ほどの企画室からの答弁にもありましたように、よりよいゴルフ場を、ということでいろいろと申し入れてきたのであろうと思われます。事業者もここまできた問題でありますので、事業を中止するということもできないということで一定、いろんな改善策を考えているのではないかと感じるわけであります。たまたま議会に対しましては、私どもが聞けばいろいろと教えていただくわけですが、例えば何haでそのうち自然林と造成林が幾ら、どれだけのものをどうするとかいう資料等については、たしか正式な形ではお聞かせを願ってないと思います。ですから、そうした資料等については、総務委員会なり一定、議会筋にも明らかにすべきであろうと考えますので、この点をまず第1点目にお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほどの藤原議員さんの質問との重複は避けたいと思いますが、その中で答弁がございましたが、調整池の問題であります。1時間当たり30ミリの降雨にも耐えられるよう6カ所の調整池が設置されるということであります。果たして集中豪雨その他による災害がそれで免れるかどうか、この点についても、その計画性についてお伺いをしたいと思います。

それから、飲料水の問題も出されました。ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、95%のところと話し合いが付いているということであります。今後においてどういう状況で進んでいくのか、あるいは話し合いの進展の度合いとか、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

4点目に、農薬問題でありますが、国基準あるいはせんだって府が新しい基準の要綱を発表、7月1日付で発効するということであります。それ以上の内容につきまして、朝からの答弁

ではいろいろ言われているわけであります。そういう制限を事業者が受け入れるかどうかという心配と、それを受け入れたとして、その後、それに対する一定の協定等がされるのかどうか。もし、そういう状況の中で違反等があった場合どのような措置がとられるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

ゴルフ場の質問は以上であります。

2点目は、和泉市サービスセンターの昼休み窓口対応についてであります。本年から鶴山台と南松尾が開設されて4カ所になったわけでありますが、昼休み時間はどのように対応されているのか、利用者が全くいないのかどうか、その点についてお答えを願いたいと思います。参考のために新設2カ所については、取り扱い件数を聞いておりますので、件数のみを発表していただきたいと思います。

次は、市立図書館の日曜日の全日会館についてでありますが、この問題もさきに述べましたように、2年前に他のことと合わせまして質問をしたところであります。最近、わが党議員団が改めて阪南各市の状況を調査いたしました。既にニュース等で御存じの方もおありかと思いますが、和泉市を除きました他の市では、日曜日は午後4時、5時、6時までそれぞれ開館をしていることが明らかになっております。

前回の答弁でもその必要性は認めているわけですが、職員の勤務体制の問題、人件費、物件費の問題で今のところは無理。今後の検討課題と答えられております。恐らくその後においても、今回の答弁の中ですぐに実施ができるかどうかは非常に難しいという、以前からの答弁の繰り返しかと思いますが、検討されてきた状況等についてお聞かせ願いたいと思います。

次は、横山幼稚園であります。御承知のように横山幼稚園は、本年度は5歳児17名で運営されております。さきの南池田幼稚園の休園に続く廃園に至る過程で、次のような教育委員会の考え方方が示されました。もちろんこれは、幼児教育振興審議会が答申をしたり、了承したものではありません。一定の教育委員会の基本的な考え方として、集団教育を推し進めることを大切にしなければならないという観点から一定の大きさの集団が必要であり、おおむね20名の園児を確保するということで本来の集団教育が可能になってくる。そういう考え方方に立って、園児が20名に満たない園については、次年度から募集時期までに事前調査を実施し、地元住民の理解が得られるよう適切な対処をしてまいりたい。今後も維持、発展に向けて教育上の課題について積極的に取り組む所存だと出しております。

こういうことに基づきまして、来年の5歳児、いわゆる対象児童に対してアンケート調査が行われ、その結果が出ております。私の方もこの結果を取り寄せさせていただきました。対象件数が66件、回答率が10.0%寄せられております。その中で現在、保育園に在園している

4歳児が6名、家庭におられる4歳児が4名、合わせて10名が来年、公立横山幼稚園に入園を希望するとなっております。私立幼稚園の2年保育に行っておられる33名中30名は、そのまま引き続いて5歳も私立幼稚園に入園を希望するということです。その他決めかねている人が保育園の在園児で5名、先ほどの私立幼稚園の在園児で3名、合計8名。それから、公立保育園に入園を希望する現在の4歳児が18名おりますが、これはすべて現在の公立保育園に在園をしている児童であります。

こういう結果から見ますと、来年度は、横山幼稚園はうまくいって15、6名から18名、少なければ10名前後になる危険性が出ております。

こういうことでありますから、全体的な児童の減少傾向の中で絶対数が少ないわけですので一定、やむを得ない面があるかとは思います。しかし、私立の2年保育に33名が通園しております、そのうちほとんどの30名が、そのまま5歳も私立幼稚園に入園を希望するという状況であります。全児童の約半分が2年保育の私立幼稚園に通っている現状のもと、公立幼稚園あるいは保育園は、現場の保母さんなどとも一緒に十分考えなければならない時期に来ているわけであります。現時点までこういう問題について教育委員会は、本当に取り組んできたのかどうかということについても問題があると思います。そこで、来年度以降どうするのかという考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

最後は、議員の中央省庁等への陳情、要望交渉に対する理事者の対応についてであります。先月、和泉市議会の保守系の議員さんで構成されている政和会の皆さん、中央丘陵や近畿自動車道関係の工事促進方をそれぞれ中央省庁に陳情されたと聞いております。私は、この行為そのものは議員として、また、会派や一定の集団として自由にやってもらえば結構なことだと思うわけであります。しかし、話によれば、その行動に市理事者が同行したと聞いております。そこで、こういうことについて事実であったかどうかという確認と同時に何点かお聞かせ願いたいと思います。

この行為そのものは、要請があって同行したものかどうかということが第1点。2点目は、同行した理由、根拠はどういうところにあったのか。それから、日程と同行した陳情先あるいは要望先はどこであったかということとその内容。この内容の中には、同行者の随行で行ったかどうかもあるわけですが、役割もお聞かせいただきたいと思います。いわゆるコンタクトを取ることから始まって、陳情や交渉の中で先導役を果たしたのかどうかということもお聞かせ願いたい。それから、これら同行した費用どうされたのか。それから、宿泊を伴ったのかどうか。このことについての最終決済はだれがされたのか。また、今までにこういう例があったかどうか。最後に、今後、他の会派から要望があれば、そういうことにも同行して行くのかどう

かについてもお聞かせ願いたいと思います。

以上、通告に基づいての説明を終わらせていただきます。答弁いかんによっては自席からの再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（出原平男君） 企画答弁。
- 市長公室理事（稻田順三君） それでは、1点目のゴルフ場開発問題につきまして、稻田より御回答申し上げたいと思います。

まず、第1点目の資料の問題でございますけれども、たしか以前、中央丘陵開発委員会から開発事業対策特別委員会に変わった経過がございました。そのとき公的開発以外の民的開発をどうするかという問題が議論になったわけですが、一応、民的開発は外すという過去の経過があったかと思います。そういうことでわれわれといたしましては、報告しておらないのが実態ですが、御指摘の件は十分理解いたすところでありますので、資料等については、総務委員会になるのか開発事業特別委員会になるのか、議長さんと十分御相談申し上げまして、御報告させていただきたいと考えるわけでございます。

2点目の調整池の30ミリの集中豪雨の件につきましては、大阪府の指導をいただく中では、十分これで対応できるという考え方で進んでいるわけであります。

3点目の飲料水問題でございますが、既に95%の同意ができるが今後はどうなるのか、ということでございますが、事業者にとりましては、精力的に100%達成のために努力してまいりたいと言っておりますので、われわれもそのようにしたいと考えてございます。

それから、農薬問題でありますが、御指摘のとおり7月1日から発効してまいりましたが、事業者に対しましては、厳しい指導をいたしております。このことで大阪府の基準を十分に守らせていくたいと考えているわけでございます。もし違反した場合につきましては、大阪府は名前を公表していくということでございますが、われわれはこの点につきましては、細部にわたる資料はできていないわけですが、十分に業者に対して指導監督をしてまいりたいということで御理解を賜りたいと存じます。

ゴルフ場問題については以上でございます。

- 議長（出原平男君） 次。
- 市民課長（明坂文嘉君） それでは、第2点目の和泉市サービスセンターの昼休み窓口の対応につきまして、市民課明坂からお答え申し上げます。

まず、サービスセンターにつきましては、従来の横山並びに光明台に続きまして、本年度におきまして新たに南松尾、鶴山台の2カ所に設置いたしまして、市民サービスの向上に努めてまいっております。議員各位におかれましては、サービスセンターの設置並びに運営につきま

いろいろ御心配をいただきましてありがとうございます。おかげをもちまして順調に推移いたしておるところでございます。

お尋ねの第1点でございます昼休みの利用者がいるのかいないのか、ということでございますが、現在のところ昼休みには、各4カ所を通じておおむね毎日、3件から6件の利用者がございまして、それぞれに対応させていただいております。

お尋ねの第2点、2カ所の取り扱い件数でございます。まず、鶴山台サービスセンターの取り扱い枚数で申し上げますと、4月中に672枚、5月が879枚。南松尾サービスセンターにつきましては4月が174件、5月が243件でございます。

なお、6月分につきましては、ただいま集計中でございます。

以上でございます。

○議長（出原平男君） 次。

○社会教育部次長（北野喜平君） 図書館に関する御質問について、図書館長の北野から答弁させていただきます。

図書館における日曜日の開館時間延長につきましては、かねてから研究課題として検討を続けているところでございます。御案内のとおり、これを実現するにつきましては、職員の増員、さらには、勤務形態の変更に伴う職員団体との協議が必要でございます。しかし、阪南各市の状況その他昨今の社会情勢等を勘案するとき、その必要性は十分認識しておりますので、早期実現に向けなお一層の努力を続けてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（出原平男君） 次。

○学事課長（石本博信君） 4番目の市立横山幼稚園問題につきまして、学事課長石本よりお答えさせていただきます。

横山幼稚園では園児数が減少する中、園としても幼児教育の充実という努力のほか、保育時間についても2時半から3時ということで園独自で努力をしていただいているわけでございます。議員さんが述べられましたように、来年度の入園希望者が10名ということでございました。横山校区全体の幼児数は、ここ数年の推移を見ましても60人前後で幼児数の伸びが見込めないこと。また、幼児教育に必要な一定の集団の確保ができないこと。3番目に、行財政の効率性の観点から、基本的には南池田幼稚園同様、休園措置を検討せざるを得なくなったというふうに考えてございます。

しかし、休園を決定するにつきましては、入園希望者、地元議員さん、地元町会等関係機関の方々に対し協力理解を求め、それらを踏まえまして慎重に結論を出すよう、適切な対応をし

てまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（出原平男君） 次。
- 市長公室理事（稻田順三君） それでは、第5点目の議員の中央省庁等への陳情、要望交渉につきまして、稻田よりお答え申し上げます。

先生御存じのように、さる6月11、12日の2日間にわたりまして、市議会議員11名によります国の中中央省庁への請願、陳情、要望に行って参りました。行く先につきましては、建設省、道路公団、住都公団でございます。費用につきましては、職員2名分につきましては公費負担で当然、宿泊を伴っております。それから、決裁権につきましては、われわれ部長クラスでございますので、市長の決裁をいただいております。

それでは、順番が不同になるかもわかりませんが、過去、このような例があったかということとございますが、最近では、一部議員さんの要請によりまして、国税局に対しまして陳情、要望活動に随行した事例がございます。また、相当以前になりますけれども、協議会、対策委員会等においてこのようなことがあったと記憶しているわけでございます。

次に、随行いたしました理由と内容でございますが、今回の議員さんの国に対する陳情、要望の内容は、今、和泉市が最重要課題として取り組んでおります中央丘陵開発の伴う諸問題と、近畿自動車道岸和田和泉インターチェンジ乗り入れによる本市側の取り付け道路の促進につきまして、陳情、要望されるという内容でございます。これらにつきまして、国の各省庁への対応等につきまして随行要請がございました。本市行政課題の解決に向かましての陳情、要望であり、できるだけのお手伝いをすべきであると考え、随行したわけであります。

なお、今後の対応についてでありますけれども、いずれにしても、本市の町づくりに向けて行政の推進に積極的な協力と建設的な活動をいただく中、国の各省庁への対応につきましては、御要請をいただく中では、市当局といたしましても協力を惜しまないと考え、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 25番（天堀 博君） 1つずつお願いしたいと思います。

まず、ゴルフ場問題でありますが、資料等は議長さんと相談して、ということそれぞれ所管の関係委員会に出させていただくということですので、早急にお願いしたい。でないと、統一したきちんとした形で議員が数字的にもわからないので、お願いしておきたいと思います。

それから、調整池については、大阪府の指導もあるということですが、最近のように雨量の不安定な状況のもとでは非常に不安があるわけですので、そういう指摘をしておきます。

飲料水では、あと何軒か問題が残っているところがあるということですが、どういうことで

の問題が残っているのかという点が1つ。

それから、農薬等につきましては、違反すれば府が事業者名を公表するということで各紙とも6月29日付で出ております。これには罰則規定がないのですが、悪徳業者として社会的に問題が起きるということで、今回の要綱そのものは一定の前進が見られるわけですが、他府県にない状況が入ってますからね。

しかし、罰則規定がなくあくまでも指導要綱ということですので、背信行為等があった場合、業者名を公表するだけに終わってしまいかねない。午前中の藤原議員さんの質問に対する答弁では、国内でも優れたゴルフ場に完成させたいというお話をございました。そういうことであればはあるほど、市との公害防止協定とか、そういうことをきちんとされるのがどうか。それに基づいていろいろなことがされなければうそだろうと思います。その点でのペナルティーというか、要綱を上回るようなことはできませんから、藤原議員が言わされた市独自の条例や要綱は難しいかもわかりませんが、それなりの協定を結んで対処する可能性はあると思いますので、その辺はどうお考えなのか、お聞かせ願いたい。

○ 市長公室理事（稻田順三君） まず、井戸とか簡易水道とか、個人的な形の考え方があるかと思います。まだ、若干名が残っております。事業者もその解決に向けて取り組んでいる状況でございます。

それから、公害防止協定についてであります。当然、そういうことも考えております。一応、大阪府の指導方針だけでなく、いいゴルフ場をつくることにつきましては、御指摘のとおりだと思います。公害防止協定は当然、結んでいくべきであろうと考えております。その上に立ちまして、市と業者、地元町会等も含めた組織もつくっていきたい。これにつきましては現在、確かにつくるというお約束はできませんが、地元住民や専門家も入っていただいた組織をつくっていきたいということで研究中でございます。

○ 25番（天堀 博君） 飲料水は、それぞれ個々の御家庭の問題がありますのでそれ以上言いませんが、協定等につきましては、ぜひきちんとしたものをつくりなくては地元も不安だし、市がなんばえことばかり言っても後々に問題が起ころってくるわけですから、きちんとした形のものをつくってもらう必要があると思います。これは指摘をするにとどめておきます。

ただ、現在のゴルフ場開発であちこちで問題になっているのは農薬です。ところが、農薬問題に完結されてしまっているくらいがあります。農薬問題さえクリアすれば問題がないんだという傾向があります。ところが、農薬を全く使わないわけではありません。今回の開発でも量は少なくする、除草は手作業でやるということですが、18ホールの芝生を含めた広い場所を手作業でやれるのかどうかという疑問もあります。それ以外に農薬を使うわけでしょう。例え

ばグリーンをものすごくいい緑色を出すためのマラカイドグリーンという農薬も使っていくわけですからね。農薬問題は依然残っていくわけです。

それは水質検査とかで対応していくわけですが、農薬問題がクリアされても、ゴルフ場開発問題はそれだけにとどまらない。例えば肥料公害も出てきます。かなりの肥料を使いますから。これがほとんど化学肥料なんです。あるいは調整池があれでいけるのかどうかという災害の問題。自然を造成して 破壊してしまうわけですから当然不安があるわけです。また、以前は、個々の持ち物でしたので自由に入り出ましたが、ゴルフ場になると全く自由に入りできないという問題も出てきます。一定の企業がそこだけを固めてしまうわけですからね。このような問題がいろいろゴルフ場開発に絡んで出てくるんだということとして、農薬問題だけをクリアすればいいということではないと思いますので、その点を指摘をしておきます。

また、今回のラーバンライフリゾートでも、企業がそれに参画して第三セクター方式で企業の推進協議会みたいなものになっていますが、やはり採算が取れるようにするためににはパター やミニのゴルフ場ではだめ、18ホールのゴルフ場問題がかなり出てきているように聞いております。そうしますと、あれだけの地域に第1回目のラーバンライフリゾート開発面積からいくと、ほとんどがゴルフ場になってしまふわけです。これに市も嗜んでいくことになれば、農薬や災害問題等いろんな問題が出てきますので、市そのものが手放しでおれない。ラーバンライフリゾートの中のゴルフ場問題は絶対に避けていかなければならないと思います。ラーバンライフリゾート構想ではなくゴルフ場構想になってしまいます。その点での問題点がものすごくあると思いますので、指摘にとどめておきます。

それから、2番目のサービスセンターの昼間の窓口業務ですが、ちょっと答弁を聞き漏らしたかもしれません、現在の体制は職員さんが1名、嘱託にしろ何にしろ1人だけが張り付いている。昼間は休んでいるわけですね。トイレはお客様がいないうちにということはあります、ここでは昼休みの問題だけを言いますと、基本的には、昼間は閉まっているということになるわけですね。その辺の対応は今後どうなっていくのか。現在は、来られたらそれなりに対応をしていただいているように聞いておりますが、今後はどうしていくのか。

というのは、これで便利になったと非常に喜ばれ、いいことだと思います。私は「おんぶに抱っこ」でなく、「這えば立て、立てば歩め」と親心で申し上げているんですが、ぜひ体制を充実してほしい。というのは、以前、企画の方からも、今後は他の業務も扱えるような出張所体制をとっていきたいという方向性も持って、ということでサービスセンターを設置されたのあります。例えば横山サービスセンターの取り扱い件数ですが、63年度の農協で午前中に持つて行って午後からという状況の場合1,816件でしたが、平成元年度は6,965件に増え

非常に伸びが大きい。光明台は元年度スタートですが、1万2,490件と1年間で伸びた。

他を見ますと、南松尾、鶴山台の2カ月間の集計を出されました、枚数ですので、私の方の件数とは違いがあるとは思いますが、南松尾は元年度で939件が、4、5月の2カ月間で312件になってます。2カ月で昨年度の3分の1の件数を扱っております。鶴山台は61年度から昨年度までの統計を見ますと、平均で4,433件ですが、この2カ月間で既に1,225件、1カ月にすると、今までの1カ月の平均よりも243.5件多いわけです。

このように便利になったと喜ばれているので、昼間に来られるのも当然なんです。特に最近のようにパートで働きに出る家庭が増えておりますので、昼間に取りに行きたいという人が増えております。市民課の窓口も昼間に開けているわけですね。出張所サービスセンターの窓口もぜひ昼間開けることが大事になっているのではないかということで、質問や要望をさせていただいているわけです。

ところが、なかなかそうはいかんという答弁です。それなら当面にしろ何にしろ、今の担当者に自発的に対応させていくということなのか、それとも、8月から複数にしてくれとは言いませんが、できるだけ早い時期に例えば市民課だけの窓口での届け出処理がありますが、そのようなことについても増やして行く中で、複数体制をとっていこうという考えを持っておられるのかどうか、それとも今までいくのか、再度お聞かせ願いたい。

- 市民課長（明坂文嘉君） せっかく設置していただいたサービスセンターでございますので、ただいま御指摘いただきましたように、現状のように戸籍の謄抄本、住民票、印鑑証明書等の発行だけでは、将来におきましてサービスセンターの名称にそぐわないことになると認識しております。つきましては、私どもにおいても、このサービスセンターの将来像について、内部で調査検討の必要性を感じておるわけでございます。このような中、職員の勤務体制も合わせて研究していくと考えております。

しかしながら、当面の間は、職員の自発的な行動に頼っているわけでありますが、将来方向について、センターのあるべき姿を確立していきたいと思いながら、まだその余裕がない状態で職員の自発的な行動に頼っているわけですが、前段で申し上げましたようにサービスセンターの将来像について考えていきたいと存じております。

- 25番（天堀 博君） 将来と言うてもいつになるやらわからん。将来というからには、来年ということにはならないと思います。かなり先の話で、それも十分な検討をしているといまがないということですので、今日の段階では、見込みも何も立たないと思います。これは職員の労働強化につながっていやなんですが、われわれ議会なり市民の立場からすれば、昼に行っても受け付けてくれるのは困るわけです。昼に行っても受け付けてくれるのですね。その点

の確認だけ。

- 市民課長（明坂文嘉君） お答え申し上げます。

可能な限り、対応させていただくということで御理解いただきたいと思います。

- 25番（天堀 博君） 可能な限り、という言い回しは複雑です。可能でない場合はあかんということになってくると思う。大体、含みとしては、これは答弁できないかもしれません、昼間に行けばやってもらえるという、うなずいておられるので、そう理解してよろしいです。ただ、これは気の毒やと思うんです。御飯を食べかけているときに来られても、いやな顔ができないという状況がありますわな。ちょっと待ってください、ぐらいは言えるにしてもね。その間にやってもらうことは非常に気の毒です。労働強化になることもありますので、その点は十分考えてもらわないといけないと思います。市民の立場とすれば、完全に開いてないにしても、行けば受け付けてくれるという理解をしておきます。

3点目の図書館に関する答弁ですが、阪南各市の状況とか社会的な情勢も十分に考慮され、早期実現に向けて一層の努力をしたい、という御答弁がありましたので、ええことやなと思っておるんです。そこで、先ほどの将来に向けてと早期実現は違いますので、早期実現とはいつをめどにされているのか、お聞かせを願いたいと思います。

- 社会教育部次長（北野喜平君） 将来の定義をおっしゃられたように、数年というものではございません。

- 25番（天堀 博君） 将来というのは来年ということにはならないということですが、早期実現と言われております。早期といえば、来月からも早期ですからね。これは議事録を見ていただければよろしいが、早期実現に向けて、言われましたので、これは館長は相当考えて答弁をしてくれたと喜んでいるところですので、いつごろかと聞いているわけです。めどがないとなると、話が戻りますのでね。

- 社会教育部長（生田 稔君） 社会教育部長から御答弁申し上げます。

ただいま館長の方から御答弁申し上げましたが、いろいろと勤務体制とかの問題があると申し上げました。その中で早期実現というのは、われわれが検討する中で進めていかなければならぬと存じる次第であります。

なおまた、細かい問題がございまして、いわゆる直接市民に機能する窓口事務という問題もどうしていくか、そういう問題も含めて十分に検討していかなければならない。もちろんの問題もございますので、内部協議を進める中、今後どうしていくかについて検討していきたいと存する次第でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 25番（天堀 博君） そういうこともいろいろ検討し、内部協議もしていきたいというこ

とですが、さきに言いましたように、前回の昭和63年第3回定例会の御答弁では、図書館問題についてこう答えられております。「先生の御指摘の趣旨はごもっともと存じます。ただ、それを実現するにつきましては、職員の勤務体制の変更とか職員の増員が必要となり、その他人件費、物件費など予算に係わる問題もございますので、本件については今後の検討課題とさせていただきますようお願い申し上げます」。ということは約2年間、検討されてきたわけでしょう。まさか、していないとは言われないでしょう。2年間検討されてきて、今まで部長もこれから内部協議もしていきたい、ということです。また、これから2年たったら同じような答弁でどんどん向こうへ延ばすばかりでなかなか実現しない。

最大のネックは何やというたら、前回の答弁にもありますように人件費問題が中心でございまして、前回も職員を増員すれば何とかなるということだったと思います。そこにネックあるんやったら、市長部局にも関係してくるのでお願いを申し上げたいが、市長は常々、文化の香り高い和泉市やと言われていますが、これは前の繰り返しになるので言いませんが、図書館1館だけでは、こんな広大な和泉市では無理でしょう。だから、鶴山台とか光明台あるいは山手に分館をつくっていく。大体、利用者が多いのは1.5km圏内と言われてるんでしょう。

巡回自動車文庫もやっておられますべつ、札数とか貸し出しとかいろいろな問題がありまして、なかなか十分なことができない。あれは間に合わせでやっているわけでしょう。図書館のメンではない。だから、分館をどんどんつくっていく必要があると同時に図書館そのものの体制の充実もやらないかん。蔵書数が少ないし、貸し出し期間にしても和泉市は阪南の中で短い。この辺については早急に充実をしてもらわなかいかんと思ひますので、お答えを願いたいと思います。

日曜日の全日会館は、人数が増えるとかは別にして、お父さん方がせっかくの休みに朝早くから出かけなければならぬことのないよう、ゆっくり図書館の利用ができるようにということです。だから、日曜日もぜひ屋からも開けてくれと言うてるわけです。ぜひ来月からは言いませんので、来年度に向けて早急に検討してもらいたい。人間を増やすことも含めて実現していただきたい。阪南各市では皆やっているのに、和泉市がやってないというのはめんどいですわ。

○ 教育長（西川喜久君） 私からお答え申し上げます。

常々、この件につきましては御要望もいただいてまいりました。私も、私なりに阪南各市の実態も調査しております。開館時間あるいは貸し出しの札数などについて調査してまいりました。先ほど館長からもお答えいたしましたように、強い市民からの要望のある中では、どうしても必要性があると認識いたしております。しかしながら、現状の中では難しい点もございま

す。先ほどから申し上げてまいりましたように、職員の勤務体制の変更などをやる場合、関係者との協議も必要でございます。いいますぐとはいきませんけれども、でき得る限り早い時期に実施できるように努力をしてまいりたい、かように考えますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

- 25番(天堀 博君) 教育長からでき得る限り早く、という御答弁ですので、ここで来年からせよ、とやり取りしておってもしようがないと思いますので、そういうことを期待いたしまして、この件については終わっておきます。

それから、幼稚園問題ですが、先ほどの御答弁でも地元の議員さんとか町会とか、いろんなところとも協議もし、やっていきたいということを言われておりますので、ぜひそう願いたいと思います。私自身も地元の問題ですし、まだまだ新しい園舎ができるから年数もたっておりません。これを休園、廃園にして第二教育研究所をつくるというようなことはちょっと問題やと思います。活性化をしていく方策として、例えばこちらの提案としては、これで全部いけるわけやないが、2年保育をやる。データを見ましても、2年保育をしている私立幼稚園に大分取られてますね。国の方では3年保育という声も出ております。先ほどのデータでも、私立に行っている人の30名が、引き続いて5歳も私立へ行く。あの態度を決めかねている3人に公立へ来てくれということをお願いしたいが、これは強制はできません。しかし、少なくとも2年保育をやれば、それなりに年齢は違いますけれども、人数は一定増えると思います。国府や伯太では既にこういうことが始まっているし、一定の成果も上がっているわけですので、2年保育も1つの方法であろうと思います。

同時に現場の先生方、それから、横山第一、第二保育園がありますが、その保母さんら現場でやっておられる方々が、すぐ幼保一元化とかの問題でなく、同じような共通の悩みを持っていると思う。保育園だって多くないわけでしょう。保育園児そのものも減ってきております。保育園の4歳児が横山第一、第二合わせて11人、5歳児が7人と11人と少ないですね。平均1歳から5歳児までで60人前後しかおらないですから、その半分を私立に持つて行かれている現状では、ぜひわれわれも考えないかんし、教育委員会あるいは福祉事務所、現場の先生方も含めて対策を検討、協議をする必要があると思います。その中では、2年保育も考えるべきではないかと思います。

強制はできませんから難しい問題です。町会連合会へ「とにかく私立へ行くのは一切止めとけ。皆公立へ行け」というわけにはいきません。しかし、今や私立は営業活動です。これは営業活動やと思ってます。とにかくものすごい。九鬼という町がありますが、横山の山奥というたらぐあい悪いですが、かなり横山でも入り組んだところにあるのは現実なんです。以前は、

ここら辺の子供は、上川橋という国道170号線のところまで下りてきてくれないとバスに乗せなかったが、今はワゴン車で1人でも迎えに来ますよ。そんなことをされたら、九鬼あるいはほかの子供も横山幼稚園を行こうと思っても、親にしてみたら楽ですから、皆私立の方へ行ってしまう。埠とか遠くから来ていますが、ほとんどワゴン車ですよ。向こうも死活問題ですが、公教育だってそうです。公教育の大切さをよく御理解願って御協力を願うよう教育委員会としても力を入れ、即休園や廃園にしていかなというお願ひもしたいので、何かあれば御答弁をお聞かせ願いたい。前向きな方法でお考えいただけるかどうか。

- 管理部長（逢野博之君） 横山幼稚園の問題につきましては、先ほど、課長が御答弁を申し上げましたが、教育委員会としての一定の考え方は、先生から御議論がございましたが、この考え方は本意ではございません。ただし、現実の問題として、このまま児童が減り、教育面からいたしましても20名を割る場合は、集団教育としての教育的効果がないという判断、一方では、行財政の効率性の問題として、やむを得ない方針として打ち出してまいりました。横山幼稚園につきましては、来年度は、その方針を実施するかの岐路に立っております。地元の方にも事前に過去の私立との問題とかも抱える中、間接的に協力を得るという意味で、調査を実施する前に実態を訴えてまいりました。その結果、10名という数字が出ました。

先ほども言われましたが、やはり最近、保護者の幼児教育に対するニーズが変わってまいっております。公立幼稚園の場合は、保育内容で勝負するという面で御理解をいただかないと、通園バスとか、園以外の場面でサービスをするのは限界がございます。そういうところで非常に難しい問題を抱えているわけでございます。課長から申し上げましたように、できるだけ存続の方向を探りながら、地元とも十分協議をして対応してまいりたい。しかし、申し上げておきますが、一定の数に満たないときにはひとつ御理解をいただきたいと存じます。

- 25番（天堀 博君） これはぜひ先ほど申し上げましたような問題も含めて、どっちみち幼児教育振興審議会に諮るしかしようがないと思いますので、その場での問題もありますので、ここで最終的な結論が出るわけでもございません。しかし、早くやらないと募集の時期とか、いろんなことも関わってきますので、ぜひ存続の方向でいろんな手立てをとっていただく中、現段階で要望することにしておきます。

最後の問題でございますが、早口で御答弁されましたので聞き漏らしがあるかもしれませんのが、その場合は失礼したいと思います。最終的には市長の決裁を得、職員2名が宿泊を伴う公費で行かれたということです。職員さんの部署名や名前を聞かなかったのですが、後でお答えを願いたいと思います。そうすると変な話ですが、宿泊も同じところへ宿泊されたのか、食事も同じようにとっていると思いますが、これは後で関連してきますのでね。一応、結論的には、

今後、行政の推進について積極的な内容であれば同行すると言われておるわけです。例えば党派、会派を問いませんですね。その点の確認だけ。それから、人数についても、例えば10人以上でなければいけないとかいうことはありませんか。

- 市長公室理事（稻田順三君） 都市整備部の萩本部長と私の2人でございます。当然、宿泊は御一緒でございまして、食事も御一緒させていただきました。今後の問題につきましては、党派とか人数に関係なく、先ほども申し上げましたように、和泉市の町づくりについて建設的な御意見をいただく中、ケースバイケースで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 25番（天堀 博君） 1つその確認だけ取っておきます。

それで、開発問題が出されましたら、開発だけではなく市の重要施策ということであれば、ということの理解でいいわけですね。それならそれで非常に問題があると思います。重要施策だから、あるいは開発問題で和泉市の今後の発展のために積極的な内容だからということで同行したということです。先ほども言いましたが、もう一度繰り返しますが、議員が個人であろうが集団であろうが、今回は集団で行かれたわけですが、行くことは自由ですし、それぞれ考え方方が違うわけですから、考え方を1つにする人たちが行かれることは別に何ら差し障りはありません。共産党が何かのことに行くことについて、ほかのところからとやかく言われることもない。お互いそういう立場に立っているわけですからね。そういうことは一切何も言いません。

しかし、今回の中央丘陵開発事業の促進と近道の取り付けの問題も含めて行かれたということは、議会の中に特別委員会があるんですね。この点は、議長も含めて市長もよく聞いておいてほしいんですが、この特別委員会の流れは、僕が知っている限りでは、開発事業特別委員会というのがありますて、それが中央丘陵開発が始まる前に中央丘陵という冠を載せ、和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会として、中央丘陵だけでなく他の開発も含めた開発事業対策特別委員会ですが、中央丘陵をかなり重きにしているわけですが、これはそのとき、そのときでいいわけです。それから他の開発がいろいろ出てきましたので、今度は中央丘陵を付けておくと、かえって中央丘陵だけになってしまうというので、開発事業対策特別委員会と名称変更をされました。

私がなぜそういうことを言うかといいますと、中央丘陵問題については、議会として市の重要施策だから特別委員会をつくってあるわけです。この特別委員会で前期でしたか、多摩ニュータウンへ行こうという話が出ましたが、議会全体として議会の研修会ということで行ったらどうかと変わり、議会全体として行きました。そういう行動をしたことがあります、議会として、この問題について、中央省庁に対して行動を起こしたことではないんです。この点を市長は

よく考えてもらわなかん。

それぞれの議員が各人で行かれるのは自由だし、何も制約を加えられることはない。ところが、理事者が議会に対してどう思っているかということです。議会の頭越しにそういうことをやられたのでは、議会とか委員会はどうなるんですか。この辺もよく考えられたかどうか。先ほども言いましたように、決裁はだれがしたか、と聞きますと、市長がしたというわけですから、市長はどう考えているかをお聞きしたい。もう行ったさかいに既成事実ができたので、今後は共産党であれ公明党であれどこへでも行きませ、ということでは済まない問題です。理事者として理解できませんか。私は議会人として言うてるんですよ。

- 市長公室理事（稻田順三君） 先ほども御答弁申し上げましたように過去、議会から視察、研修等について、市に対して市職員の随行という問題があったかと思いますが、そのことについては、市の職員は御遠慮申し上げるということで対応してまいりました。今回は、あくまで國の省庁への陳情、要望でございまして、和泉市の山積する問題の解決に向けて努力しておられる議員さんに対して、補助をさせていただいたという経過でございます。多摩ニュータウンの視察は勉強を兼ねた視察であったろうと思いますので、市職員は御遠慮申し上げたということでございます。
- 25番（天堀 博君） 今、推進方について、議会として努力してあげようという話があつたと言いますが、議会ではないでしょう。今のところ、12の方々が集まられた政和会という1つの集団なんですよ。それが議会ですか。議会には特別委員会があり、議会というものがあるんですよ。そこが何も行動していないのに、しかも、開発事業対策特別委員長なり委員会にきちんと説明して、お断りした上で行きましたか、都市整備部長も含めて答弁してください。
- 市長公室理事（稻田順三君） この件につきましては、当然、公式、非公式という問題になろうかと思いますが、都市整備部長から開発事業対策特別委員長にそういうお話をしたということは事実であります。議会人としての視察などについては御遠慮させていただきましたが、議員としてのそういう行動をとったことにわれわれが手助けしたということでございます。
- 25番（天堀 博君） そうしたら、議会に対してどういう顔向けをするんですか、と言てるんですよ。都市整備部長、あなたは行く前にきちんと開発事業対策特別委員長の坂口委員長に、こういうことで行きます、よろしいですか、ときちんと説明し、お断りもして行きましたか。しないですよ。それははっきりしますよ。今、本人がおられませんが、私は、本人にこのことがあった後で「あなたにそういう話があったのか」と私はあくまでも議会人として言うてるんですよ。「そんなものはない」ということです。ないどころか、12日の日にあなたは、開発事業対策特別委員会の正副委員長と委員会の打ち合わせをすることになっていたん

でしょう。それを変更してください、ということをあなたがお願いに行なったことは聞いてますよ。これは本人の了承を得まして私は言ふてゐるわけです。そんなことで市長、いいんですか。

○ 市長（池田忠雄君） 天堀議員さんの御質問に対しまして、稲田理事からるる御答弁をさせていただいておるところでございます。先ほど來の答弁で述べておりますように、和泉市の今後の行政の推進について積極的な御協力、建設的な御活動をいただくことにつきまして、国の省庁等への対応につきまして、御要請をいただく中では、市当局としては協力を惜しむものではない、このように先ほどからお答えさせていただいておるとおりでございます。

今、天堀議員さんからいろいろな御指摘がございました。なるほど議会としての委員会の御活動もあり、また、それぞれの会派としての議員活動もさまざましていただいているところでございます。今回の件につきましては、政和会の議員団から同行の要請をいただいたということで、私のところへ報告が上がってまいりました。政和会の皆さんと市政の進展について議員活動として特別の御高配をいただく中、中央省庁あるいは公団等に対する陳情、要請に行くので、議員だけでなく、今後の対応策について理事者の動向を求めるという御要請があったと記憶しております。そういうことであるならば、市政の進展に資するところが大であろうということで、随行についての決裁をさせていただいたのは事実でございます。

したがいまして、今、いろんな御意見をいただく中、確かにこの問題についての議会の特別委員会等の問題もあろうかと存じますけれども、議員さんの議員団としての御活動についても、私たちといたしましては、やはり御協力は惜しむべきではないということでございます。先ほどから申し上げておりますように、行政視察、調査等につきましては、御同行はできるだけ御遠慮してきた経過がございます。委員会のいろんな所管の中での御活動、陳情等をしていただく場合、同行、随行の御要請があれば、当然のことながら、理事者としても同行させていただくのが筋だと存じております。委員会活動あるいは議員の会派活動等さまざまな議会の活動がある中、われわれ理事者といたしましては、一定、そのような考え方で今後も対応させていただきたい、このように存じておりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 25番（天堀 博君） 理解できません。今回のことでの議会に対してどういう顔向けができるんですか、と言つてゐるんですよ。中央丘陵開発が市の重要施策だからということで議員さんが行かれるのは自由です。どういうところとコンタクトをとろうがね。しかし、議会の委員会まであるのに、そこに対して何もないまま、理事者が、要請があつたので積極的にやっていただくことにお手伝いをしましょう、と同行した、そんな馬鹿な話がありますか。

これは2つ問題が絡んでます。1つは、それなら今後は同行しますというわけでしょう。和泉市の行政の積極的な推進を図ることであれば同行するということですね。ここで1つ

の問題があります。どこでその基準を決めるんですか。理事者の方で決めるにしても際限がないでしょう。これは行きます、これは行きません、とはっきりできるものじゃないでしょう。だから、どこが行くにしても皆付いて行かなければしようがないことになる。

共産党やから行けへんのかとなります。われわれは基地交付金については、これ以上余り上げる必要はないと思いますが、以前の話をしましょう。基地交付金の引き上げについて防衛施設庁へ行きました。和泉市の財政確保についての大変な問題ですが、上がりました。われわれだけの力で上がったわけではないが、かなりやったんですよ。以前の荒木議員、藤田議員も含めて積極的に行動したんですよ。こういうときに市の理事者が付いて行きますか。われわれは、固定資産税課に伏屋が何ばという評価点も出させましたが、それは資料としてもうただけですよ。そのときに例えば総務部長も付いて行くんですか。それは市の重要施策と違いますからと断るんですか、となるでしょう。断れないでしょう。だから、何でもかんでも皆行かなければならなくなりますね。

もう1つの一番大事な問題点は、議会を頭越しにしたところなんです。先ほど、稻田室長は、議会と議員ということで訂正しましたが、人数という点でいけば、今回行かれた政和会の皆さんの中と、われわれも含めた他の数を比べれば過半数を割ってるんですよ。過半数ではないわけですから代表ということではない。それぞれ個人の議員活動として行かれているわけです。この点ははっきりしてます。片方で重要施策だから開発事業対策特別委員会があるのに、ここに対して何の断りもなく行ったということは何ということですか。しかも、打ち合わせを変更してまで行ってるんですよ。これは正式な議会の日程ではないので都合のいいときに変えたらいいんですが、そこまで変更のお願いまで来たということです。そんなことまでして行ってるんですよ。理事者としてようしたなと思います。

市長は、既成事実をもとにいろいろ答弁をされてますが、行って来たことが軽率であると言わぬからそういう答弁をしてますが、これは軽率ですよ。そんな軽率なことを申しわけありませんでした、と議会に対して陳謝をし、使った費用は責任者が全部戻入しなさい。

○ 市長（池田忠雄君） 天堀議員さんの御指摘の問題、あるいは私たちが答弁をさせていただいている面、食い違いがあろうかと存じます。しかし、少なくとも、和泉市議会を構成している政和会議員団としての中央省庁等に対する陳情、要請でございます。それに対して理事者として同行を求められたということでございますので、私としては、これも市政の進展上非常に大事なことだと判断して随行を許可したという立場が1つございます。そういう中でひとつ御理解をいただきたいと思います。

また、委員会に対する対応等についての御指摘も一面、ごもっともだと私も存じます。軽率

な点があればお許しをいただきたいと存じます。私といたしましてはそれらの点について、いわゆる今後とも委員会活動などいろんなことについての陳情に対する御要請があれば同行させていただきたい、かように考えておりますので、ひとつ御理解をいただきますとともに、そうした活動について同行したことについて、これは間違つてるから費用を返還せよ、ということにつきましては、恐縮ながら、軽率な点があったかどうか、間違ってはいない、このように考えておりますので、その点は御容赦いただきたいと存じます。

○ 25番(天堀 博君) これだけ言うてもまだわかってない。重要施策、重要事項だから特別委員会が議会にあるのに、そういうところと全く関係なく、議会の頭越しに行かれた。陳情に行かれる議員さんは、先ほどから何度も言いますように、これは自由です。しかし、理事者として議員から要請があっても、やはり議会には委員会もあり、議会としての行動はされてないから今回はお許しを願いたいと、本来は断るべきが筋ではないですか。私は、一共建党の議員としてでなく、議会人として言てるわけです。それが筋ですよ。何のために委員会をつくったんですか。各議員がばらばらに行動したらいいんですか。そうじゃないでしょう。市長が言葉の綾かもしませんが、軽率さがあった、それが軽率さというのなら、委員会に対して何も断わりなく行ったのが軽率なのか、それとも、議会に対してそういう配慮がされてなかつたのが軽率なのか、戻入するかどうかは別問題として、配慮しなかったのが軽率であったのかどうかの確認をひとつ取りたい。

○ 市長(池田忠雄君) 難しい解釈だと存じます。私は、議会を構成されております会派の方から自主的にお申し出として、和泉市の重要な問題について、われわれ議員団として国の省庁へ陳情をして来ようかという中、随行の要請があったということを稻田理事からお聞きをいたしました。私は、それはごもっともなお申し出だという理解で許可をしたのは事実であります。そういうことで御議論をいただく中、議会には特別委員会がある、これはおっしゃるとおりであります。特別委員会の性格というものも存じております。いろいろと重要な問題について御審議をいただく場でございます。その委員会がもし陳情されるということで随行の要請があれば、これはお受けさせていただくことには何らやぶさかではございません。

しかし、議員団の活動としての陳情に対しましての随行要請があったことについて、これは議員団としての活動でございますので随行を許可することが、委員会に対する議会の筋目からすれば冒瀆になるんじゃないかという御指摘に対しましては、陳情活動というものと、委員会活動というものはおのずから違う、このように理解をいたしております。私の軽率な点があるとしたら御了承申し上げたいという意味は、議員団としての御活動、委員会としての活動の接点についての理事者としての対応について行き届かない点があったとすれば御容赦いただきた

い、こういうように申し上げておるわけでございます。少なくとも、それが間違いであるということには思っておらないという点を重ねて申し上げておきたいと存じます。

- 25番（天堀 博君） まだわかってない。委員会が陳情に行くのに同行するのは当然ですよ。行かないという方がおかしい。しかし、それがまだ何もやってないのに、しかも、委員長なり、その委員会にきちんと了解を求めて行ってないわけです。そのことは軽率ではないですか。こんな軽率なことがありますかいな。
- 市長（池田忠雄君） 考え方の取り方というものはさまざまあるわけでございます。先ほど来申し上げておりますように、委員会の陳情活動で同行を求められれば同行させていただく、これは当然でございます。ただ、議員団のそれぞれ会派がございますが、それぞれの御活動として中央に陳情に行かれる場合に同行を求められれば、和泉市の発展にとって大事なことであるので同行させていただくということで同行を許可したということと、委員会に対するコンセンサスがないということでの陳情ということについては、それが間違っているという御指摘については、理事者として間違いであるとは思われない。ただ、委員長さんに対するそうしたことでの御説明がなかった点については、ひとつ御容赦いただきたいと申し上げております。しかし、それが即、委員会活動を冒瀆したりするものではなかろうと思うわけであります。いかがなものでしょうか。
- 25番（天堀 博君） 時間がありませんが、これぐらい物分かりの悪い人とは思いませんでした。それぞれの議員さんがやられるのは冒瀆でも何でもない。ところが、理事者と議会という立場からすれば、委員会がそういうことをまだ何もしていない時点で、議会としての動きをしていない時点で、理事者が同行したということに問題があると言っているわけです。当然のことですよ。市長がそういう頭の考え方を変えないならば、今のところは、そういうことだと理解をしておかなければしようがない。続きは、次回にせなしようがない。また、別のところでやります。また、続きはやります。

確認をしておきたいのは、基本的に市の施策と違わないことで議員あるいは会派が、人数に関係なく中央省庁に陳情、要望、交渉に行くという場合、これは付いていくんですね。交通整理、際限の付け方が難しいが、同行するんですね。

- 市長（池田忠雄君） 物分かりが悪くて申しわけございませんが、先ほど来申し上げておりますのは、こうした市の発展、施策の推進に非常に有益な陳情であるという意味で会派や議員団から御要請があれば、今、交通整理とおっしゃいましたが、その時々の理事者の判断と御要請のすり合わせをさせていただくのは、議員団と話し合いをさせていただくのは当然のことだと思います。こうした状況の上で御同行させていただくことは、私としては何ら拒否すべきも

のではございません。同行させていただかなければならぬと存じております。その時々の判断とすり合わせは、お申し出いただいた会派と理事者の間で話し合いをさせていただきたい、このように存じます。

○ 25番(天堀博君) これも難しい。際限が決めにくい。これも続けてやりますけど、そういうことで極端に言えば、何でもかんでも行かなしようがないということになりかねない1つのことができてしまったということと、議会に対する理事者の態度はなってないという指摘をして終わっておきます。

○ 議長(出原平男君) 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆様方の御協力によりまして、予定より早く終了できましたことを厚く御礼申し上げます。  
お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

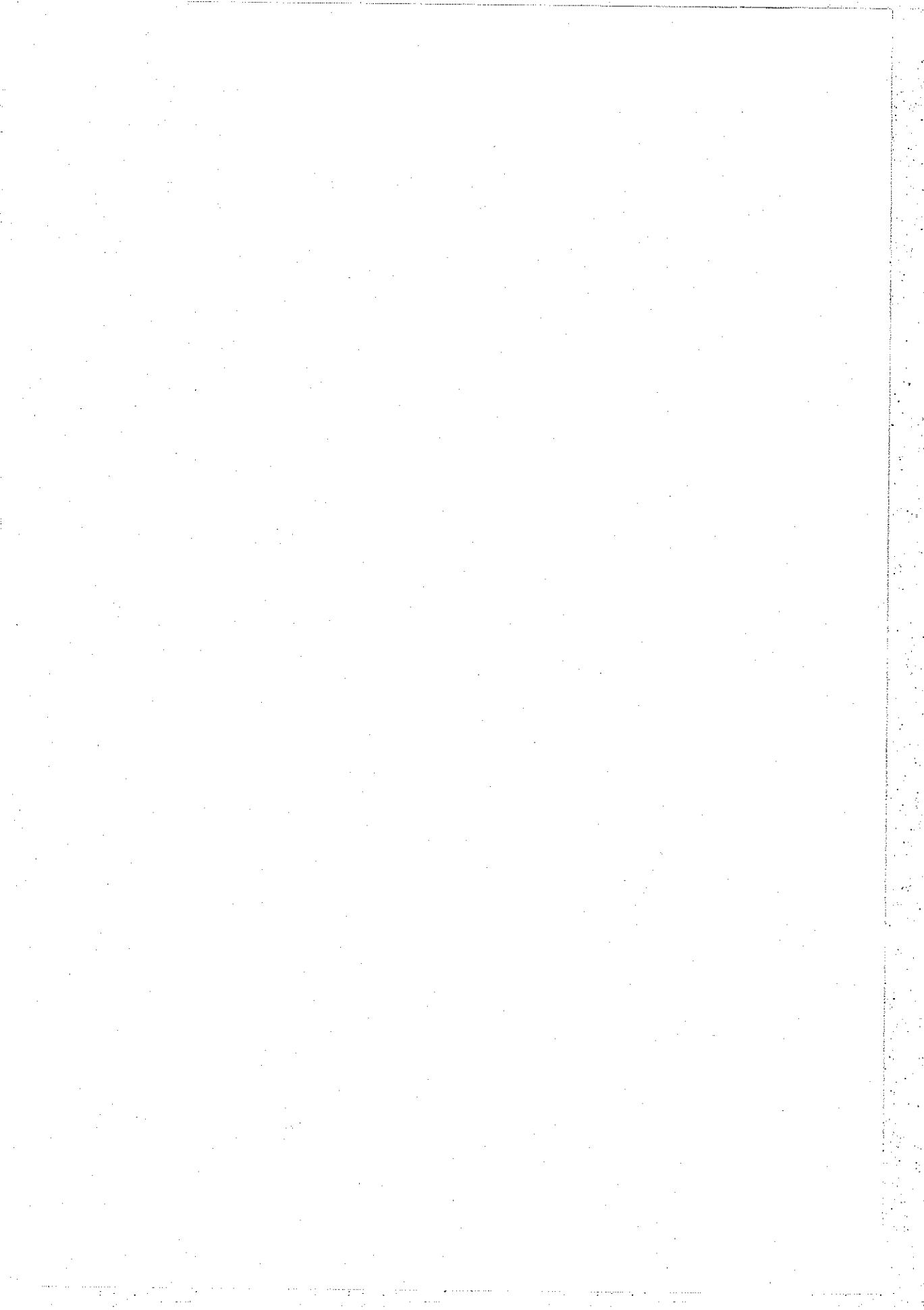
なお、過日の議会運営委員会で御承認を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願ひいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(午後4時30分散会)



最 終 日



平成2年7月3日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	18番	若浜記久男君
2番	須藤洋之進君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平郎君
6番	穴瀬克己君	21番	勝津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天堀博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君
16番	西口秀光君		

欠席議員(2名)

3番	藤原正通君	17番	池辺秀夫君
----	-------	-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市助	長役	池田忠雄	総務部	次長	長	利富彦	治行	嘉次
収入	役	坂口禮之助	総務部	次長	長	森奥坂	堀宏	井坂川
市長	公室長	中塚白文郎	政課	長	長	利豊	光洋	也臣
市長	公室理事	杉本弘一	同策部	長	長	彦	嘉	之義
市長	公室理事	逢野文郎	和対策部	長	長	富	宏	仁
市長	公室理事	神藤恒治	同和対策部	長	長	坂	文	嘉
市長	公室理事	中西優	和事務部	長	長	向明	鉄清	也
市長	公室理事	稻順三	福祉事務部	長	長	坂川	平和	臣
市長	公室次長	鹿賢昌	福祉事務部	長	長	宅田	秀文	之
秘書	課長	井和堅太郎	市民生活部	長	長	生田	修	仁嘉
企画	課長	今堅昭夫	市民生活部	長	長	坂辺		
総務部	部長	橋本孝之	市民生活部	長	長	麻岸明		
総務部	理事	大塚	市民生活部	長	長	池辺		

産業部	理次	長事長	堯吉淳	富行司	保介磨	雄信二	一介一	秋之忠	稔一二文淳	夫
産業部	理次	長事長	村西三	中原林	井崎隆	琢俊	儔精小	啓嘉義	宏恒益孝博	光
産業部	設	長事長	松中高	藤松淺	山谷赤	山農萩	阪三富笠	田木中井	木中井本	竹藤原光
産業部	設	長事長	長事長	井崎端	田崎端	本倉	木中井	木中井本	田	林原
産業部	設	長事長	長事長	高藤松	松淺	山谷赤	山農萩	阪三富笠	田若岸仲	竹藤原
産業部	備	長事長	長事長	中高藤	淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
都市改	整	長事長	長事長	井崎端	田崎端	本倉	木中井	木中井本	田	林原
建	整	長事長	長事長	高藤松	松淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
建	整	長事長	長事長	中高藤	淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
都改	良	長事長	長事長	井崎端	田崎端	本倉	木中井	木中井本	田	林原
水道	事	長事長	長事長	高藤松	松淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
水道	業	長事長	長事長	中高藤	淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
水道	業	長事長	長事長	井崎端	田崎端	本倉	木中井	木中井本	田	林原
病院	事務	長事長	長事長	高藤松	松淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
病院	局	長事長	長事長	中高藤	淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
病院	事務	長事長	長事長	井崎端	田崎端	本倉	木中井	木中井本	田	林原
病院	局	長事長	長事長	高藤松	松淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
谷	長	長事長	長事長	中高藤	淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
角	長	長事長	長事長	井崎端	田崎端	本倉	木中井	木中井本	田	林原
高	長	長事長	長事長	高藤松	松淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
一	長	長事長	長事長	中高藤	淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
明	長	長事長	長事長	井崎端	田崎端	本倉	木中井	木中井本	田	林原
大	長	長事長	長事長	高藤松	松淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
逢	長	長事長	長事長	中高藤	淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
白	長	長事長	長事長	井崎端	田崎端	本倉	木中井	木中井本	田	林原
木	長	長事長	長事長	高藤松	松淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
生	長	長事長	長事長	中高藤	淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
竹	長	長事長	長事長	井崎端	田崎端	本倉	木中井	木中井本	田	林原
中	長	長事長	長事長	高藤松	松淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
北	長	長事長	長事長	中高藤	淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
藤	長	長事長	長事長	井崎端	田崎端	本倉	木中井	木中井本	田	林原
高	長	長事長	長事長	高藤松	松淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
着	長	長事長	長事長	中高藤	淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
庄	長	長事長	長事長	井崎端	田崎端	本倉	木中井	木中井本	田	林原
吉	長	長事長	長事長	高藤松	松淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
森	長	長事長	長事長	中高藤	淺山谷	赤山農	萩阪三富笠	木中井本	木中井本	竹藤原
信	長	長事長	長事長	井崎端	田崎端	本倉	木中井	木中井本	田	林原

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○ 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囁託速記士 中野満男

○ 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次長	河原茂隆
議事係長	佐土谷茂一
調査係長	井之上光一
係員	田村隆宏

○――――――――――――――――

本日の議事日程は次のとおりである。

平成2年和泉市議会第1回定例会議事日程

(7月3日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第7号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成元年11月分)	P. 1
2	監査報告 第8号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年11月分)	P. 11
3	監査報告 第9号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年11月分)	P. 17
4	監査報告 第10号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成元年12月分)	P. 22
5	監査報告 第11号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成元年12月分)	P. 32
6	監査報告 第12号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成元年12月分)	P. 38
7	監査報告 第13号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成2年1月分)	P. 43
8	監査報告 第14号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成2年1月分)	P. 54
9	監査報告 第15号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成2年1月分)	P. 60
10	監査報告 第16号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成2年2月分)	P. 65
11	監査報告 第17号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成2年2月分)	P. 76
12	監査報告 第18号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成2年2月分)	P. 82
13	監査報告 第19号	定期監査(平成元年度第2次分)結果報告	別冊

日程	種別及び番号	件名	摘要
14	報告 第3号	和泉市土地開発公社平成元年度決算書類の提出	P. 1
15	報告 第4号	財団法人和泉市商工業振興会 平成元年度決算書類の提出について	P. 2
16	報告 第5号	財団法人和泉市商工業振興会 平成2年度事業計画書類の提出について	P. 3
17	報告 第6号	財団法人和泉市文化振興財団 平成元年度決算書類の提出について	P. 4
18	報告 第7号	財団法人和泉市文化振興財団 平成2年度事業計画書類の提出について	P. 5
19	報告 第8号	財団法人和泉市公共施設管理公社 平成元年度決算書類の提出について	P. 6
20	報告 第9号	財団法人和泉市公共施設管理公社 平成2年度事業計画書類の提出について	P. 7
21	報告 第10号	財団法人和泉市公園緑化協会 平成元年度決算書類の提出について	P. 8
22	報告 第11号	財団法人和泉市公園緑化協会 平成2年度事業計画書類の提出について	P. 9
23	報告 第12号	専決処分の報告について (市道の陥没による車両破損の損害賠償の額の決定と和解)	P. 11
24	報告 第13号	専決処分の報告について (市道の陥没による車両破損の損害賠償の額の決定と和解)	P. 14
25	報告 第14号	専決処分の承認を求めるについて (市道の陥没による車両破損の損害賠償の額の決定と和解)	P. 17
26	報告 第15号	専決処分の承認を求めるについて (和泉市税条例の一部改正)	P. 20
27	報告 第16号	専決処分の承認を求めるについて (平成元年度和泉市一般会計補正予算(第6号))	P. 36
28	報告 第17号	専決処分の承認を求めるについて (平成元年度 和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))	P. 46
29	報告 第18号	平成元年度和泉市一般会計予算 繰越明許費繰越計算について	P. 52

日程	種別及び番号	件 名	摘要
30	報 告 第19号	平成元年度和泉市公共下水道事業 特別会計予算繰越明許費繰越計算について	P. 54
31	議 案 第29号	市道路線の認定について（坪井町4号線）	P. 56
32	議 案 第30号	市道路線の認定について（光明台62号線ほか19路線）	P. 57
33	議 案 第31号	市道路線の認定について（鶴山台50号線ほか2路線）	P. 59
34	議 案 第32号	市道路線の認定について（尾井町14号線ほか7路線）	P. 60
35	議 案 第33号	市街地の区域及び当該区域における 住居表示の方法について	P. 62
36	議 案 第34号	平成2年6月支給分の期末手当の額の 特例に関する条例制定について	P. 66
37	議 案 第35号	平成2年度和泉市一般会計補正予算（第1号）	P. 71
38	議 案 第36号	平成2年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算 (第1号)	P. 92
39	議 案 第37号	平成2年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）	P. 96
40	議 案 第38号	平成2年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）	P. 113
41	議会推薦 第1号	和泉市農業委員会委員の推薦について	別 紙
42	決 議 第2号	小選挙区制導入に反対する決議	別 紙
43	決 議 第3号	「ゆとり宣言」に関する決議	別 紙
44	意 見 第4号	「原爆被爆者援護法」の制定を求める意見書	別 紙
45	請 願 第1号	留守家庭児童会（学童保育「なかよしクラブ」） の充実と改善を求める請願	別 紙

(午前10時00分開議)

- 議長（出原平男君） おはようございます。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは18名でございます。欠席届の議員さんは池辺議員さん、藤原議員さん、遅刻届の議員さんは松尾議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、18名でございます。

- 議長（出原平男君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（出原平男君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長（出原平男君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第13までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は、表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

監査報告第7号	例月出納検査	収入役扱	元年11月分
監査報告第8号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	元年11月分
監査報告第9号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	元年11月分
監査報告第10号	例月出納検査	収入役扱	元年12月分
監査報告第11号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	元年12月分
監査報告第12号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	元年12月分
監査報告第13号	例月出納検査	収入役扱	2年1月分
監査報告第14号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	2年1月分
監査報告第15号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	2年1月分

監査報告第16号	例月出納検査	収 入 役 扱	2年2月分
監査報告第17号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	2年2月分
監査報告第18号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	2年2月分
監査報告第19号	定期監査（平成元年度第二次分）結果報告		

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第7号より第19号までの報告を終わります。

- 
- 議長（出原平男君） 日程第14「和泉市土地開発公社平成元年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 報告第3号

##### 和泉市土地開発公社平成元年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の平成元年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成2年7月2日

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第3号「和泉市土地開発公社平成元年度決算書類の提出について」、公社明坂から御説明申し上げます。

公社の運営につきましては平素から格別の御指導を賜り、財政の健全化、運営の効率化に取り組んでおるところでございます。今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、お手元に配付いたしております平成元年度和泉市土地開発公社決算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、5ページの事業実績でございますが、和泉市より委託を受けました土地の先行取得につきましては、一般事業用地といたしまして、黒鳥観音寺線用地等1,821.80m<sup>2</sup>を建物・補

償を含め3億8,675万4,942円で取得いたしました。また、環境改善整備事業用地として、改良住宅用地等で6,436.76m<sup>2</sup>を建物・補償を含め8億2,743万7,847円で取得いたしました。

以上、平成元年度の土地先行取得合計は、99筆、8,258.56m<sup>2</sup>を建物・補償を含め12億1,419万2,789円で取得いたしました。

次に、土地の売渡状況でございますが、6ページ以降に記載のとおり、都市計画街路岸和田南海線用地1,906.04m<sup>2</sup>を4億3,000万2,624円で大阪府土地開発公社へ譲渡いたしました。和泉市施行に係る一般事業用地といたしましては、小田公園用地、黒鳥観音寺線用地等として1,681.66m<sup>2</sup>を2億1,120万123円。また、環境改善整備事業用地といたしまして、地区内2号線用地を初め北部第一住宅地区改良事業用地及び道路用地等5,353.86m<sup>2</sup>を建物・補償を含め8億8,442万4,717円でそれぞれ和泉市へ譲渡いたしました。

次に、換地対策事業用地7,217.93m<sup>2</sup>を5億8,769万456円で権利者へ譲渡いたしました。

以上、平成元年度の譲渡総額は、122筆、面積1万6,159.49m<sup>2</sup>を建物・補償を含め21億1,331万7,920円となり、他に開発行為に基づきます王子町5号線用地2,079.33m<sup>2</sup>を和泉市に移管いたしました。

次に、10ページ以降の決算報告書に基づきまして御説明申し上げます。

第1款 事業収入につきましては、土地建物等の売却収入で21億1,331万7,920円収入いたしました。

第2款 借入金につきましては、24億8,500万円借り入れいたしました。

第3款 事業外収入につきましては、預金利息及び府道敷予定地の草刈り工事委託料等240万5,861円収入いたしました。

11ページの第4款 繰越金につきましては、前年度よりの未収金等の資金を2億8,344万3,185円収入いたしました。

以上、収入合計は、48億8,416万6,966円と相なる次第でございます。

次に、11ページの支出でございますが、第1款 事業費は、土地取得に伴う支出で環境改善整備事業用地8億2,743万7,847円、公共用地費で3億8,853万4,942円、以上、合計いたしまして12億1,597万2,789円の支出と相なる次第でございます。

第2款 管理費につきましては、公社保有地の財産管理費として477万7,707円支出。また、職員の給与、事務管理費として5,108万5,462円支出いたしました。管理費合計は、5,631万5,915円と相なりました。

次の14ページの第3款 借入金償還金につきましては、元金で28億9,000万円、利息3億9,075万6,520円、合計32億8,075万6,520円を各借り入れ金融機関へ償還いたしました。

予備費の執行はございません。

第5款 繰越金は、当年度未収金等の資金3億3,112万1,742円を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、支出合計は、48億8,416万6,966円で収入と相対比するものでございます。

以上の事業実施に伴います損益状況につきましては、17ページの損益計算書に記載のとおりでございまして、当年度純利益は2億7,784万5,865円、前年度よりの繰越欠損金と差し引きいたしまして、翌年度へ繰り越す欠損金は、2億3,482万9,667円と相なる次第でございます。

なお、16ページには平成元年3月31日現在の資産の状況を示す貸借対照表を、また、19ページ以降に財産目録を記載いたしておりますので、御参考賜りたくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、平成元年度和泉市土地開発公社決算の報告といたします。何とぞ原案御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 本報告に対し質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号を終わります。

---

○ 議長（出原平男君） 日程第15「財団法人和泉市商工業振興会平成元年度決算書類の提出について」及び日程第16「財団法人和泉市商工業振興会平成2年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 報告第4号

財団法人和泉市商工業振興会平成元年度決算書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の平成元年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第5号

財団法人和泉市商工業振興会平成2年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の平成2年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。
- 産業部長（松村吉堯君） ただいま一括御上程をいただきました報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会平成元年度決算書類の提出について」並びに報告第5号「財団法人和泉市商工業振興会平成2年度事業計画書類の提出について」、産業部松村より御説明申し上げます。

まず、報告第4号の当振興会が執行いたしました平成元年度の概要について御説明申し上げます。別冊決算書2ページを御覧いただきたいと存じます。

商工業振興に関する事業といたしまして、(1)商工ニュースにつきましては、市内事業所の経営に役立つ情報提供を商工会との共同編纂により年6回、発行したものでございます。

次に、(2)の通行量調査につきましては、消費者の流動を把握し、過去のデータとともに今後の商業施策の指針とするため、商工会とタイアップして平成元年7月26日と30日の2日間にわたりまして、市内各商店街において実施いたしました。

次に、(3)の商工祭につきましては、市民に広く知られ定着いたしましたイベントとして第12回目を迎え、展示即売、パレード等の催しを計画し、平成元年10月14日、15日の2日間開催いたしました。来場者は約3万人を超え、市民、出展企業双方より好評を博したものでございます。

次に、(4)の市の伝統ある地場産業を紹介するため、和泉市産業ビデオを堺市中百舌鳥にございます南大阪地域地場産業振興センターにおいて放映するとともに、市内教育施設及び一般市民に無料貸し出しを行いました。

次に、2の特産品の普及、宣伝に関する事業では、(1)として東京都中央区晴海の国際見本市会場において開催されました東京国際見本市へ本市からはガラス細工製品を出展、宣伝、普及に努めました。

次に、3の観光に関する事業といたしまして、(1)として槇尾山施福寺、久保惣記念美術館等の観光資源を市内外に広く紹介するため、観光パンフレットを作成、配布いたしました。

次に、(2)の和泉市観光ビデオを南大阪地域地場産業振興センターと大阪府国際観光情報センターにおいて放映するとともに、産業ビデオ同様、無料貸し出しを行いました。

以上が、事業の概要でございます。

続きまして、収支決算について御説明申し上げます。4ページでございます。

まず、収入の部では、大科目基本財産運用収入予算額3万3,000円に対し決算額は3万4,085円で、差異は1,085円となってございます。これは基本金100万円の定期預金利息でございます。

次に、大科目補助金等収入は、予算額565万円に対し決算額は565万円の同額でございます。これは平成元年度の当法人の運営経費に充てるため、和泉市一般会計より出された使途指定補助金でございます。

次に、大科目的雑入につきましては、予算額4万円に対し決算額は4万4,032円で、差異は4,032円となってございます。この内訳でございますが、中科目運用財産利息収入として普通預金利息1万2,003円、その他雑入として、特產品あっせん手数料等の収入が3万2,029円でございます。

以上により前期繰り越し差額を加え収入合計予算額742万1,000円に対し決算額は742万6,666円で、差異は5,666円となってございます。

続きまして、支出の部(5ページ)を御覧いただきたいと存じます。

まず、大科目事業費でございますが、予算額655万3,000円に対し決算額は501万3,000円、差異は154万円でございます。内訳といたしまして、中科目観光事業費でございますが、予算額152万3,000円に対し決算額150万3,000円で、差異は2万円でございます。その主な内容といたしましては、観光パンフレットの製作委託費110万円でございます。次に、中科目地場産業振興事業費につきましては、予算額243万円に対し決算額は241万円で、差異は2万円でございます。主な内容は、商工まつり事業負担金等で210万円等を支出したものでございます。続きまして、中科目委託事業費につきましては、予算額260万円に対し決算額110万円、差異は150万円でございます。主な内容といたしましては、情報提供事業負担金64万円等で、150万円の差異につきましては、人造真珠集約化計画調査の委託費用として予算計上いたしておりましたが、人造真珠工場アパート団地の建設用地が決定せず、具体的な調査を実施するところまで至っていないということで、平成2年度へ繰り延べしたことによるものでございます。

続きまして、大科目管理費、中科目一般管理費でございますが、予算額31万円に対し決算額は14万1,029円、差異は16万8,971円でございます。主な内容は、会議費3万6,190

円、消耗品費3万2,128円等を支出したものでございます。

続きまして、大科目予備費、中科目予備費につきましては、予算額、差異ともに55万8,000円となってございます。

以上により当期支出合計は、予算額742万1,000円に対し決算額515万4,029円であり、その差異は226万6,971円と相なり、次期繰越収支差額は227万2,637円となってございます。

なお、6ページは正味財産増減計算書、7ページは貸借対照表、8ページには財産目録を記載いたしてございます。

以上で財団法人和泉市商工業振興会平成元年度事業報告及び収支決算の説明を終わります。

続きまして、「報告第5号「財団法人和泉市商工業振興会平成2年度事業計画書類の提出について」御説明申し上げます。

まず、事業計画の概要でございますが、別冊平成2年度事業計画及び収支予算書の1ページを御覧いただきたいと存じます。

1の商工業振興に関する事業といたしまして、和泉市の地場産業を紹介するため、和泉市産業ビデオを堺市中百舌鳥にございます南大阪地場産業振興センターにおきまして放映するとともに、市内教育施設及び一般市民に無料貸し出しを引き続き行う計画でございます。

次に、商工ニュースの編纂、発行といたしましては、市内商工業者に情報を提供するため、商工会と連携を強めながら国、府、市の施策紹介並びに税務、経理、社会保険等を掲載した商工ニュースを隔月に発行いたします。

また、市内小売り業者の事業活動を確保するため、市内商店街における通行量調査を例年どおり実施する計画でございます。

次に、市の代表的な地場産業である繊維、人造真珠業界並びに商業の振興を図るため、和泉市商工まつり実行委員会が行います商工まつりに例年どおり参画していく所存でございます。

また、商工業の振興に関する情報資料を引き続き収集し、提供してまいりたいと存じます。

次に、特産品の普及、宣伝に関する事業といたしましては、第19回大阪国際見本市への出展参加をする計画でございます。また、特産品の常設展示を一層充実させるとともに、業界、組合の協力を得て引き続き特産品を市内外の皆様に安価にてあっせんし、普及、宣伝に努めるよう考えてございます。

続きまして、観光に関する事業でございますが、和泉市の観光ビデオを南大阪地域地場産業センターと大阪府国際観光情報センターにおきまして放映するのを初め、産業ビデオと同様、放映及び無料貸し出しを引き続き実施いたしたく存じます。また、平成元年度に作成いたしま

した観光パンフレットを市内外に配布し、市内観光資源を広く宣伝、紹介する考えでございます。

次に、観光用特産品パンフレットの製作及び配布でございますが、既存のパンフレットは製作してから10年を経過し、記載内容に変化が生じてまいりましたとのと、本年、開催されております国際花と緑の博覧会では、来る7月21日の和泉市の日におきまして、日本国内はもちろん世界に和泉市の特産品を宣伝、紹介する考えで、より一層充実したパンフレットを作成する計画でございます。

次に、4の小規模企業工場共同利用事業推進に関する事業といたしましては、通産省の施策として制度化されております同和高度化資金による人造真珠工場アパート建設に必要な調査事業でございますが、現在、候補地を前年度同様あらゆる面から検討協議を進めており、これが整い次第、調査業務を行ってまいりたく計画いたしております。

以上が、平成2年度事業計画の概要でございます。

続きまして、ただいま御説明申し上げました事業計画を遂行するための平成2年度収支予算について御説明申し上げます。3ページでございます。

まず、収入の部でございますが、大科目基本財産運用収入といたしましては、基本金100万円の定期預金利息3万3,000円を計上いたしました。

次に、大科目補助金等収入といたしましては、和泉市からの補助金565万円を計上いたしました。

次に、大科目雑入といたしましては4万円を計上いたしました。中科目運用利息収入として普通預金利息1万円、その他雑入として3万円を見込み、合わせて4万円を計上いたしました。

以上により当期収入合計は572万3,000円となり、前期繰越収支差額150万円を計上いたしました。したがいまして、収入合計は、722万3,000円と相なってございます。

続きまして、4ページの支出の部でございますが、まず、大科目事業費といたしまして659万3,000円を計上いたしました。内訳といたしまして、中科目観光事業費として156万3,000円を計上し、主な支出といたしましては、観光用特産品パンフレット製作委託費で114万円、中科目地場産業振興事業費として243万円を計上、主な支出といたしましては、商工まつり事業負担金210万円でございます。また、中科目受託事業費といたしまして260万円計上、主な支出といたしましては、情報提供事業費負担金64万円でございます。

続きまして、大科目管理費として31万円計上。

大科目予備費、中科目予備費として32万円を計上いたしました。

以上により当期支出合計は722万3,000円でございます。

以上、簡単でございますが、財団法人和泉市商工業振興会平成元年度決算平成2年度事業計画及び収支予算についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本報告に対し質疑、御意見ございませんか。
- 22番（早乙女実君） 早乙女です。人造真珠の集約化計画ということですが、先ほどの説明では、通産省の同和高度化事業の分だということです。これで集約化する対象企業数はどのぐらいで、どういう形で集約化されようとしているのか。企業団地化という意味なのか。また、土地を探しているとおっしゃいましたが、どれぐらいの面積を予定されているのか。ここで小規模実態調査ということですので、どういう項目を調査されているのか、その辺について詳しい御説明がなかったので、教えていただきたいと思います。
- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 産業部次長（高三一行君） まず、対象者数でございますが、5業者でございます。面積につきましては、100坪を予定してございます。
- 22番（早乙女実君） 調査項目は……。
- 産業部次長（高三一行君） もし、土地の確保ができましたら測量を進め、工場アパートに適するかどうかの調査費用でございます。
- 22番（早乙女実君） 具体的に和泉市で模造真珠の業者数はどれぐらいあるんですか。
- 産業部次長（高三一行君） たしか72業者と記憶してございます。
- 22番（早乙女実君） そうしますと、この事業はあくまでも同和地域内、そのエリア内だけの業者が対象ということですか。
- 産業部次長（高三一行君） そうでございます。
- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第4号及び第5号を終わります。

○

- 議長（出原平男君） 日程第17「財団法人和泉市文化振興財團平成元年度決算書類の提出について」及び日程第18「財団法人和泉市文化振興財團平成2年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第6号

財団法人和泉市文化振興財団平成元年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の平成元年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第7号

財団法人和泉市文化振興財団平成元年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の平成2年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部理事（竹田明郎君） ただいま御上程いただきました報告第6号「財団法人和泉市文化振興財団平成元年度決算書類の提出について」、報告第7号「財団法人和泉市文化振興財団平成2年度事業計画書類の提出について」の両報告について、自席より担当の社会教育部理事竹田よりその内容を御報告申し上げます。

当財団は、和泉市久保惣記念美術館の主たる管理運営に当たっている財団でございます。

最初に、「財団法人和泉市文化振興財団平成元年度決算書類の提出について」、資料1ページを御参照願います。

まず、事業報告の内容でございますが、当財団の主たる事業でございます展覧会事業では、特別展示といたしまして、「飲器=杯・碗・托=」をテーマといたしまして、平成元年10月8日から12月3日までの49日間、展示いたしました。同展には、国宝指定の奈良時代の銀鍍金の唐花文碗と銀の碗の2点のほか、重要文化財指定を含めまして400点余を展示いたしました。新しい企画の展示ただだけに、多彩な形態と、私たちが身近に親しんだ容器の美しさが認められ、高い評価を得ました。

このほか特別陳列展では、館蔵品の中から優れた書画の名品を展示いたしました。

また、常設展といたしまして、館蔵品の中から中国の工芸、中国の近代絵画、日本の工芸、日本の源氏絵の4つをテーマに展示いたしました。

観覧者数は2ページの表にございますように、ほぼ前年度と同数の1万4,839人をお迎えすることができました。

このほか関連事業として特別企画展示「飲器=杯・碗・托=」の解説図録、研究書の発刊、美術研究に必要な論文、写真、特に古書等の収集を行ってまいりました。また、楨尾山経塚出土品の保存管理、美術品の保存のため、収蔵庫へ防虫、防カビ対策としてガスの注入。美術品の研究について、外国の研究者との交流、図書資料の交換を行いました。

そのほか創作学習、グループ展、個展へ施設の利用。また、茶室の公開や貸し出しを積極的に行い、各施設につきましても、美術館として恥ずかしくないよう常に環境整備に努めました。

以上が、事業のあらましでございます。

なお、6ページから9ページまでは庶務の概要でございますので、省略させていただきます。

次に、収支決算について御説明申し上げます。お手元の資料10ページを御覧いただきたいと存じます。主な項目について、決算額のみ御説明申し上げます。

基本財産運用収入は、基本金3億円の信託運用収入で決算額は1,657万9,317円。

事業収入では、観覧料収入で362万5,900円、出版物の販売収入119万540円。

受託金収入では、市よりの受託金で4,876万5,000円。

館蔵品図録発刊に際し積み立てまいりました積立金取崩収入で1,500万円。

雑収入では、受取利息で369万8,119円、雑収入144万7,044円。

当期収入合計は9,030万5,920円。前期からの繰越金487万3,783円と合わせ、収入合計は9,517万9,703円と相なり、予算額9,265万9,000円に対し決算額9,517万9,703円となっております。

次に、支出の部を御説明申し上げます。11ページでございます。

事業費では、研究発表展事業費として、これは研究員3名の人工費及び展覧会の費用で3,327万4,229円。出版事業費では、企画展の解説図録等印刷発刊費用、館蔵品図録用写真撮影費等で724万7,016円。情報資料収集事業費では、研究図書等の購入費などで298万1,214円。美術品整理保存費では、保存のためのガス注入費等62万8,001円。国際交流事業費に37万6,632円。普及事業費に66万902円。広報活動費に27万6,979円。施設管理事業費では、館施設のメンテナンス費用で職員1名の人工費、各委託料が主なもので1,440万8,555円。扇絵の特別研究事業費として24万5,380円。

管理費では、一般管理費として主として管理事務経費と電力水道料等で1,255万4,329円。

予備費は、支出がございません。

当期支出合計は7,265万3,237円で、予算額9,265万9,000円に対し決算額は7,265万3,237円と相なり、収支差額2,252万6,466円は、次期繰越収支差額として平成2年度に繰り越すものでございます。

このように繰越額が多くなりました理由は、当該年度におきまして当館の所蔵しております美術品を紹介する図録の発刊を予算化いたしましたが、美術品の調査、研究に予想以上に時間を要しましたため、平成2年度発刊となったのが主な理由でございます。

以下、12ページより16ページまでは決算財務諸表でございますので、御参考にしていただければ幸いでございます。

引き続きまして、報告第7号「財団法人和泉市文化振興財団平成2年度事業計画書類の提出について」御報告申し上げます。お手元資料1ページの事業計画より御説明申し上げます。

研究発表展事業では、特別企画展といたしまして、「扇絵—日本・中国・朝鮮半島—」展を10月10日から12月2日まで企画しております。今回の展覧会は、平安時代から江戸時代にかけて制作された日本の桧扇や紙扇、中国・朝鮮半島の作品を取り上げ、扇子の形状のもの、扇面を貼付した画帖や屏風、工芸品をもって展示いたします。

特別陳列では、蔵品のうち書画の名品を選び「書画の名品展」を。

常設展示では、蔵品をもって「中国の工芸」、「中国の近代絵画」、「日本の工芸」、「源氏絵」の4テーマを設定して展示いたすこととしてございます。

このほか関連事業では、前年度において刊行を予定しておりました館蔵品解説図録につきましては、十分な調査、研究の後出版、研究書として国宝指定「青磁鳳凰耳花生」の特別の研究書あるいは特別展の解説図録等の出版も予定しております。

また、槙尾山経塚出土の法華経については、本年度も引き続き修復を行いたく存じます。

このほか広報活動事業、普及活動事業では、館の事業を広く知っていただくための広報活動、さらに、館内外の環境保持にも心がけてまいる所存でございます。

次に、これらの事業を実施するための予算でございますが、資料5ページを御参照願います。主な項目について、予算額のみについて御説明申し上げます。

収入の部では、基本財産運用収入として、基本金3億円の運用収入1,650万円。

事業収入では、観覧料収入として292万6,000円。出版物販売収入122万4,000円。普及事業収入12万円。

市からの受託金5,237万8,000円。

雑収入160万円。

当期収入合計は7,474万8,000円でございます。前期からの繰越金2,245万7,000

円を加え、収入予算合計額は9,720万5,000円と相なり、前年度予算額に比較して724万6,000円の増と相なっております。

続いて、支出の部でございます。6ページをお願いいたします。

事業費として研究発表展事業費3,458万1,000円。これは主として展覧会費、研究員人件費等でございます。出版事業費1,578万5,000円。情報資料収集事業費に240万6,000円。美術品整理保存事業費で41万4,000円。国際交流事業費35万円。普及事業費107万円。広報活動事業費で79万円。施設管理事業費で1,769万6,000円。これは施設のメンテナンス費用と職員1名の人件費でございます。金銅仏特別研究事業費80万円。一般管理費で2,251万3,000円。

予備費80万円。

以上、支出予算合計額は9,720万5,000円でございまして、前年度に比べ724万6,000円の増加と相なっております。

以上、まことに簡単ではございますが、両報告の説明を終わらせていただきます。

最後に、議長さんを初め議員皆様方の御指導、御支援を得て美術館の評価は年次ごとに高まっております。わが和泉市の形態も大きく変わろうとするとき、文化芸術面において館運営は一層重要な役割を担うことになりますので、職員一丸となって対応できる体制を整える次第でございます。議員皆様方の変わらぬ御指導、御支援をお願い申し上げ、両報告の御説明を終わらせていただきます。

- 議長（出原平男君） 本報告に対し質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第6号、第7号を終わります。



- 議長（出原平男君） 次に、日程第19「財団法人和泉市公共施設管理公社平成元年度決算書類の提出について」及び日程第20「財団法人和泉市公共施設管理公社平成2年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第 8 号

財団法人和泉市公共施設管理公社平成元年度決算書類の提出について  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、財団法人和泉市  
公共施設管理公社の平成元年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成 2 年 7 月 2 日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第 9 号

財団法人和泉市公共施設管理公社平成 2 年度事業計画書類の提出について  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、財団法人和泉市  
公共施設管理公社の平成 2 年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成 2 年 7 月 2 日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部長（生田 稔君） それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第 8 号「財団法人和泉市公共施設管理公社平成元年度決算書類の提出について」並びに報告第 9 号「財団法人和泉市公共施設管理公社平成 2 年度事業計画書類の提出について」の 2 件につきまして、社会教育部生田から御説明を申し上げます。

まず、平成元年度決算関係でございますが、決算書 2 ページを御覧いただきたいと存じます。最初に、事業の概要でございますが、設立 6 年目に当たる平成元年度の受託事業といたしましては、和泉中高年齢労働者福祉センター（サンライフ和泉）、光明池球技場、光明池運動場、光明池緑地運動施設、コミュニティ体育館並びにコミュニティセンター、計 6 施設の管理運営を行ってまいりました。また、公共施設管理公社の独自事業といたしましては、市と連携をとりつつ教養、趣味、娯楽、健康のための各種講座の開設などを行い、市民の福祉増進に努めた次第でございます。

これら各施設の運営並びに利用の状況につきましては 4 ページより 15 ページにかけて、また、16 ページには理事会議決事項を、17 ページには役員並びに職員の異動状況を搭載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、18 ページからの決算状況でございますが、収支決算の収入の部といたしましては、大科目基本財産運用収入が 99 万 4,000 円。

一般事業収入の独自事業によるものが 797 万 8,000 円。

また、大科目の受託事業収入によるものが9,320万4,169円で、このうち備考欄にございます各施設への市からの委託料合計が8,850万9,281円でございますが、各施設の使用料等は、一般会計へ2,812万1,727円収入しておりますので、収入一般財源は6,038万7,554円と相なりました。

次の大科目の雑収入につきましては、運用資金預金利息8万5,787円でございます。

以上、収入合計が1億226万1,956円となってございます。

次に、支出でございますが、大科目一般事業費のうち中科目の勤労者福祉事業費が358万1,446円。体育事業費163万1,520円でございます。

また、大科目受託事業費の内容は、中科目のサンライフ事業費が2,135万9,771円。体育施設事業費2,133万2,918円。緑地事業費が512万4,754円。コミュニティ体育館事業費2,168万8,477円。コミュニティセンター事業費2,723万8,335円でございます。

大科目の管理費といたしまして30万4,735円。

以上、支出合計は、収入合計と同じく1億226万1,956円となっております。

なお、予算に対し決算額で差異が生じましたのは、コミュニティ体育館の運営において各教室開催の準備等のため、本格稼動が10月からとなりましたので、講師謝礼及び光熱水費等経常経費に不用額が生じましたので、773万1,044円の差異となった次第でございます。

なお、貸借対照表等につきましては21ページ以降に表記いたしておりますので、御参照賜りたくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、平成元年度の決算状況についての御説明を終わらせていただきます。

次に、平成2年度事業計画並びに予算でございますが、予算書3ページの大科目の番号に重複がございましたので、お詫びを申し上げ、御訂正をいただきたく存じます。3ページの支出の部の大科目「②管理費」とありますのは、「③管理費」でございます。また、「③予備費」とありますのは、「④予備費」でございます。それぞれ項目の数字が誤っておりましたので、よろしく御訂正のほどをお願い申し上げます。相すみませんでした。

それでは、平成2年度事業計画並びに予算について御説明を申し上げます。

まず、1ページの事業計画でございますが、平成2年度も前年度に引き続き和泉中高年齢労働者福祉センター（サンライフ和泉）、光明池球技場、光明池運動場、光明池緑地運動施設、コミュニティ体育館並びにコミュニティセンターの6施設についての管理運営事業を委託いたしまして、市民及び勤労者の福祉厚生の向上、市民の健康の保持、教育文化の向上を図るため、

市と密接な連携を保ちながら各種の事業を行うものといたしてございます。

事業といたしましては、中高年齢者の職業相談事業、職業情報の提供、展示事業、教養、趣味、娯楽のための各種講座の開催事業、健康の維持増進のための各種教室等の事業を行うものといたしてございます。

以上の各種事業を効果的に行えるよう、公社が実施する事業及び公社が管理運営いたします施設について積極的な広報宣伝を行うものでございます。

次に、これら事業計画実施のための収支予算でございます。予算書2ページでございます。

まず、収入の部でございますが、大科目的基本財産運用による利息収入が120万円。

事業収入のうち公社が独自に行う大科目の一般事業収入につきましては、サンライフで行う勤労者福祉事業収入643万8,000円。光明池球技場で行う体育事業収入を187万2,000円といたしてございます。

また、市の委託により行う各施設の管理運営事業に係る大科目の受託事業収入のうち、中科目のサンライフ事業収入分は2,133万円。光明池運動場及び球技場の体育施設事業収入が2,196万4,000円。緑地事業収入は579万9,000円。コミュニティ体育馆事業収入として2,976万7,000円。コミュニティセンター事業収入を2,969万1,000円としてございます。御参考までにこれら大科目の受託事業収入のうち備考欄に記載いたしておりますが、市からの委託料6施設分を合計いたしますと1億452万6,000円でございますが、一般会計で収入を予定している使用料2,653万7,000円を差し引きいたしますと、純一般財源は7,798万9,000円と相なる予定ございます。

また、大科目の雑収入は4万2,000円。

当期収入合計が1億1,810万3,000円でございまして、前期からの繰越金がございませんので、収入合計も同額でございます。

次に、支出の部でございますが、大科目の一般事業費のうち中科目の勤労者福祉事業費が423万7,000円。同体育事業費が163万9,000円。

また、大科目の受託事業費のうちサンライフ事業費が2,353万1,000円。体育施設事業費が2,219万7,000円。緑地事業費579万9,000円。コミュニティ体育馆事業費が2,976万7,000円。コミュニティセンター事業費が2,869万円と予定いたしております。

また、大科目で公社の総務的な管理費は32万7,000円とし、予備費につきましては、191万6,000円といたしてございます。

以上、支出合計は、収入と同額の1億1,810万3,000円と相なります。したがいまして、当期収支差額及び次期繰越ともゼロと相なる次第でございます。

以上、まことに簡単でございますが、報告第8号及び報告第9号についての御説明を終わらせていただきます。今後とも施設の運営管理に万全を期し、サービスの向上に努める所存でございますので、何とぞよろしく御承認を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本報告に対し質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第8号、第9号を終わります。

- 
- 議長（出原平男君） 日程第21「財団法人和泉市公園緑化協会平成元年度決算書類の提出について」及び日程第22「財団法人和泉市公園緑化協会平成2年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 報告第10号

財団法人和泉市公園緑化協会平成元年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243号の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の平成元年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 報告第11号

財団法人和泉市公園緑化協会平成2年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243号の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の平成2年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。

- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました報告第10号「財団法人和泉市公園緑化協会平成元年度決算書類の提出について」及び報告第11号「財団法人和泉市公園緑化協会平成2年度事業計画書類の提出について」、

その概要を都市整備部長萩本より御報告させていただきます。

それでは、平成元年度の事業報告ですが、別冊資料1ページをお願いいたします。

本協会は、都市緑化事業の健全な発展及び都市緑化に関する知識の高揚と普及を図りつつ緑豊かな都市環境の創造を目的に、まず、公園緑地施設の維持管理事業として、シルバー人材センター会員の就労により清掃、草刈り、除草等を行うとともに、外注委託等による樹木の剪定、病虫害の防除作業を実施し、樹木の育成、保護あるいは遊具等の点検、補修を行うなど、安全で健康かつ明るい施設整備の維持管理に努めてまいりました。

次に、都市緑化・啓発事業といしまして、鶴山台志保池公園内で第5回植樹祭を開催し、記念植樹と児童による緑の作文発表及び絵画展並びに青空園芸教室等を開催するとともに、緑化樹の配布など花と緑の普及、啓発に努めました。また、植栽事業の推進として、松尾寺公園内の整備事業に伴う椿の植栽と各公園にクス、ヤマモモ、ハナミズキ等の補植を行いました。

また、小中学校へ花壇用の草花等を配布し公共緑化に努めるとともに、緑の関心の高まりから市民を対象とした花の園芸教室を開設し、緑化の啓発に努めました。

3ページに役員会、役員及び職員の状況を記載させていただきました。

続きまして、収支決算について御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

まず、収入の部でございますが、基本財産運用収入決算額1,675万2,906円は、基本財産3億円の利息収入でございます。

次に、補助金等の収入2,212万7,000円は、市からの補助金等収入であり、公園施設の維持管理費でございます。

次に、雑収入24万3,944円は、普通預金利息収入であります。

したがいまして、当期収入合計予算額3,887万1,000円に対し決算額は3,912万3,850円となり、差異は25万2,850円であります。また、前期繰越額は123万940円であり、収入合計決算額は4,035万4,790円となるものでございます。

続きまして、支出の部でありますが、5ページをお願いいたします。

事業費の主なものは、公園の維持管理事業費2,240万9,426円。緑化・啓発事業費1,354万5,250円で、公園の維持管理と緑化、植樹及び各種の啓発事業費であります。

管理費388万7,299円は、協会の運営経費であります。

また、予備費は執行いたしておりません。

したがいまして、当期支出合計は、予算額4,010万1,000円に対し3,984万1,975円となり、差異は25万9,025円であります。

次に、当期収支差額は71万8,125円となり、次期繰越収支差額は51万2,815円と相

なります。

なお、6ページ以降に正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、決算審査意見書を記載させていただきましたので、御参照のほどをお願いいたします。

続きまして、報告第11号「平成2年度財団法人和泉市公園緑化協会事業計画並びに収支予算」の概要について御説明申し上げます。

まず、1ページの事業計画でありますと、当法人は、前年度に引き続き都市公園施設の維持管理事業並びに都市緑化事業を柱といたしました。都市公園維持管理では、シルバー人材センターの就労も受けながら公園、緑地施設の清掃、除草あるいは公園緑地の樹木の管理に努め、また、緑化推進事業におきましても、前年度に引き続き公共緑化を進めるものとし、啓発では、市民を対象とした第6回植樹祭あるいは花の園芸教室の開催など、また、新しい試みとして、四季折々の花の種を公共施設の窓口に設置し、市民が時期に応じた花植えを自由に楽しめるよう、緑化普及に努めてまいります。

以上の事業実施に伴う収支予算でありますと、2ページをお願いいたします。

まず、収入の部でありますと、基本財産運用収入1,650万円は、基本金3億円に対する信託の利息でございます。

次の補助金等収入は、市からの受託事業収入であり、公園の維持管理事業費として2,751万3,000円を計上いたしました。

また、雑収入9万円は、普通預金利息収入であります。

以上による当期収入合計は、4,410万3,000円を予定いたしました。

続きまして、3ページの支出の部でありますと、都市公園の維持管理事業費として2,724万円。緑化・啓発事業費として1,180万8,000円。合計3,904万8,000円を計上いたしました。

次の管理費として424万円。

予備費は81万5,000円を計上。

当期支出合計を4,410万3,000円とし、収入支出同額と相なるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（出原平男君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

○ 2番（須藤洋之進君） 須藤です。今、基本財産運用収入として、3億円の利息1,650万円ということですが、先ほどの竹田理事からの美術館の方も同じく3億円ですが、利息に若干差が出ております。これはどういうことですか。ちょっと低い。

- 議長（出原平男君） 答弁。
- 社会教育部理事（竹田明郎君） 私の方が低うございます。3億円の運用につきましては、安全かつ有利という御趣旨がございますので、信託運用をしてございます。この信託運用につきましては、私どもの方の最初の起算日が57年、5年契約になってございます。その時期がずれてくるわけでございまして、金利が少し変わってまいりましたため、そのような差異が出ておるわけでございます。
- 2番（須藤洋之進君） 1年、1年でないわけですか。
- 社会教育部理事（竹田明郎君） 5年単位でございます。
- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第10号、第11号を終わります。

○ 議長（出原平男君） 日程第23「専決処分の報告について」（市道の陥没による車両破損の損害賠償の額の決定と和解）及び日程第24「専決処分の報告について」（市道の陥没による車両破損の損害賠償の額の決定と和解）の2件を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 報告第12号

##### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67坊）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 専決第2号

##### 市道山直中線における車両破損事故に係る損害賠償の額の決定 及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、市道山直中線における車両破損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成2年3月30日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、市道山直中線における車両破損事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市鶴山台三丁目10番 46棟303号 坂上 博史
2. 損害賠償の額 50,200円
3. 和解の要旨

市は、市道山直中線における車両破損事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

#### 報告第13号

#### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 専決第3号

#### 市道山直中線における車両破損事故に係る損害賠償の額の決定

#### 及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、市道山直中線における車両破損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成2年3月30日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、市道山直中線における車両破損事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市唐国町946番地 上代 安孝
2. 損害賠償の額 50,264円
3. 和解の要旨

市は、市道山直中線における車両破損事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま一括御上程をいただきました報告第12号より報告第13号の専決処分の報告について、その内容につきまして御説明申し上げます。

本件は、いずれも市道山直中線における車両破損事故に関する損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について御報告申し上げるものでございます。

まず、専決第12号でございますが、事故の状況でございますが、平成2年3月2日（金）午後8時30分ごろ、和泉市鶴山台三丁目10番46棟303号にお住まいの坂上博史さんが自動車を運転し、市道山直中線の和泉市唐国町1226番地先を走行中、道路に埋設してある配水用横断管の破損により道路を下から軒崩し、幅約70cm、深さ約30cmぐらいの陥没が生じ、しかも当時、雨が降っていたため陥没個所が水たまりとなっていたところへ進入したため、車両破損したものでございます。

次に、損害賠償の内容でございますが、破損した車両の修理費として5万200円を支払うことと和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項に関する条例に基づき専決処分を行い、同法第180条第2項の規定により市議会に報告を行うものであります。

なお、この損害賠償金額のうち4万200円は、道路賠償責任保険によりん補いたすものでございます。

引き続き、報告第13号について御説明申し上げます。

まず、事故の状況でございますが、和泉市唐国町946番地にお住まいの上代安孝さんが、さきに御説明いたしました坂上博史さんの車両が通過した後に相前後して陥没個所に進入し、車両破損をしたものでございます。

次に、損害賠償金額の内容でございますが、車両修理費として5万264円を支払うことと和解が成立し、同じく地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項に関する条例に基づき専決処分を行い、同法第180条第2項の規定により報告を行うものでございます。

なお、この賠償金額のうち4万264円は、道路賠償責任保険によりん補いたすものでございます。

事故現場の陥没個所につきましてはすぐさま土のうで仮り復旧を行い、翌日、新しいヒューム管に入れ替えしコンクリートで保護を行い、復旧を完了いたしました。平成元年度より道路パトロールを行っているため、路面損傷に基づく事故は現在まで発生しておりませんが、今回は、本件道路をパトロールで確認の後、配水用横断管が走行車両の増加等により破損し、そこ

に土砂が道路の内側より流入、一気に陥没したものでございます。本件のような事故は予測が非常に困難でございますが、なお一層の努力を行い事故防止に努めてまいる所存でございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上で報告の説明を終わらせていただきます。なにとぞよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 本報告2件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第12号、13号を終わります。

---

○ 議長（出原平男君） 日程第25「専決処分の承認を求めるについて」（市道の陥没による車両破損の損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 報告第14号

##### 専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 専決第4号

##### 市道山直中線における車両破損事故に係る損害賠償の額の決定

##### 及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、市道山直中線における車両破損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成2年3月30日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、市道山直中線における車両破損事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 岸和田市下松町355番地 原出伸一
2. 損害賠償の額 280,675円

### 3. 和解の要旨

市は、市道山直中線における車両破損事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

○ 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。

○ 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第14号「専決処分の承認を求めるについて」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本件は、市道山直中線における車両破損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について御報告申し上げ、御承認をお願いいたしますものでございます。

まず、事故の状況でございますが、さきに御報告申し上げました2件と同一場所で、それぞれが通過した後で岸和田市下松町355番地 原出伸一さんがさきの2件と同様、陥没個所に進入し車両を破損したものであります。

次に、損害賠償の内容でございますが、車両修理費として28万675円を支払うことで和解が成立したもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

なお、賠償金額のうち27万675円は、道路賠償責任保険によりてん補いたすものでございます。

事故現場の陥没個所につきましては、さきに御報告申し上げましたとおり復旧を完了いたしました。本件は、予測が非常に困難なものでございますが、なお一層の努力を行い、事故防止に努めてまいる所存でありますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上で提案の理由及びその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第14号を承認することに決しました。

○ 議長（出原平男君） 日程第26「専決処分の承認を求めるについて」（和泉市税条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 報告第15号

##### 専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 専決第5号

##### 和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成2年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第10号

##### 和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「320,000円」を「34万円」に改める。

第13条の3及び第15条第1項中「生命保険料控除額」の次に「、損害保険料控除額」を加える。

第37条の2第1項第1号中「精神薄弱者」を「精神障害者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「又は厚生大臣」を「、厚生大臣」に、「第4号」を「本項」に、「」及び「」を「」又は精神保健法（昭和25年法律第123号）第32条の規定に基づく精神障害者の通院医療費の公費負担を受けている旨を証する書類及びその精神障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類で交付の日から1年を経過していないもの（以下本項において「患者票等」という。）並びに「」に改め、

同項第4号中「又は療育手帳」を「、療育手帳又は患者票等」に改める。

附則第8条第1項第1号中「100分の25.6」を「100分の28」に、「100分の36.7」を「100分の37.5」に改め、同条第2項第2号中「100分の70」を「100分の67」に、「100分の57」を「100分の56」に改め、同条第3項第2号中「100分の30」を「100分の28」に、「100分の42」を「100分の37.5」に改める。

附則第9条の2第1項中「平成3年度」を「平成5年度」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項並びに第11条第1項中「平成3年度」を「平成4年度」に改める。

附則第14条第1項中「32万円」を「34万円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第13条の3の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定は、平成3年4月1日から施行する。

### (市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の和泉市税条例（以下「新条例」という。）第12条の2、附則第8条及び第14条の規定は、平成2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第8条の規定の適用については、平成2年度分の個人の市民税に限り、同条第1項第1号中「100分の28」とあるのは「100分の27.3」と、同条第2項第2号中「100分の67」とあるのは「100分の68」と、同条第3項第2号中「100分の28」とあるのは「100分の29」と、「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。

3 新条例第13条の3及び第15条第1項の規定は、平成3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第13条の3の規定は、市民税の所得割の納稅義務者が平成2年1月1日以後に支払った地方税法の一部を改正する法律（平成2年法律第14号）による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第5号に規定する生命保険料、同項第5号の2に規定する個人年金保険料又は同項第5号の3に規定する損害保険料について適用する。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第37条の2第1項及び第2項の規定は、平成2年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（橋本昭夫君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました報告第15号「和泉市税条例の一部を改正する条例」を専決させていただきました理由並びにその内容について、総務部長橋本から御説明を申し上げます。

このたび、平成2年度の地方税法の一部を改正する法律が第118回特別国会において去る3月31日公布され、4月1日より施行されることになりました。これに伴いまして、本市の市税条例の規定につきましても所要の改正を行い、平成2年度の市税の賦課から適用する必要が生じることになりました。このため市税条例の一部改正につきましては、市議会に御提案するいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただいた次第でございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例の改正概要について御説明を申し上げます。

まず、第12条の2は、個人の均等割の非課税の範囲を定めたもので、均等割のみを課すべきものに係る均等割の非課税の基準の算定の基礎となる金額、現行32万円を34万円に引き上げようとするものであります。

次に、第13条の3は、所得控除を定めたものでございまして、所得税と同様、市町村民税にも損害保険料控除額を追加創設しようとするものでございます。

次に、第15条は、市民税の申告等を定めたもので、損害保険料控除額の創設に伴い、規定の整備を図るものでございます。

次に、第37条の2は、身体障害者に対する軽自動車税の減免を定めたもので、身体障害者、精神薄弱者と同様、精神障害者についても精神障害を克服し、健全な者に伍して社会活動を営むことができるよう税制上の配慮を加え、減免の範囲を拡大しようとするとともに、規定の整備を図るものでございます。

次に、附則第8条は、みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例を定めたもので、法人税の税率の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものでございます。

次に、附則第9条の2は、超短期所有土地の譲渡に係る市民税の課税の特例を定めたもので、適用期限を平成3年度を平成5年度まで2年間延長しようとするものでございます。

次に、附則第10条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る市民税の課税の特例を定め、附則第11条は、特定市街化区域の農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例を定めたもので、ともに適用期限を平成3年度を平成4年度まで1年間延長しようとするものでございます。

次に、附則第14条は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等を定めたもので、所得割を

課すべき者に係る所得割の非課税の基準の算定の基礎となる金額を、現行の32万円を34万円に引き上げようとするものでございます。

最後に、新条例の施行期日は平成2年4月1日とするものであり、損害保険料控除額に係る規定は平成3年4月1日より施行し、第2条、第3条は、経過措置を規定したものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容の御説明を終わらせていただきます。

なお、25ページから35ページに新旧対照表を添付いたしておりますので御参照をいただきまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。
- 7番（赤阪和見君） ただいまの部長の説明の中の語句について、精神薄弱者を加えるという形で言われましたが、これは精神薄弱者を精神障害者に改めるわけでしょう。
- 総務部長（橋本昭夫君） そうです。
- 7番（赤阪和見君） それから、新旧対照表の28ページを見ますと、「厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健法……」について。それからもう1点は、「国民年金法施行令別表に定める1級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類で交付の日から1年を経過していないもの」という点を説明していただきたいと思います。
- 議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 総務部次長（森 利治君） お答えを申し上げます。

まず、最初の問題でございますけれども、御承知のとおり、従来、身体障害者の減免につきましては、身体障害者手帳をお持ちの方あるいは戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳をお持ちの方、それから、厚生大臣の定めます療育手帳をお持ちの精神薄弱者、これらにつきまして軽自動車税の減免をいたしておりましたが、今回、精神保健法等の規定の整備によりまして、通院医療費の公費負担を受け、国民年金法施行令の別表に定める1級の障害と同程度の状態の者を減免の範囲に加えるものでございます。

2点目の今回の条例の中身でございますが、精神障害者に対する手続きでございますが、交付の日から1年を経過していない障害の状態に関する証明書につきましては、府知事が発行することになってございます。それから、通院医療費の公費負担に係る患者票についても知事が発行する。さらには、軽自動車税等に係る生計同一者証明書については保健所長が発行するというもので、こういう書類をもちまして減免手続きを行うというものでございます。

以上でございます。

- 7番（赤阪和見君） 1年を経過していないものというのは、どう理解すればいいんですか。
- 総務部次長（森 利治君） これにつきましては、具体的にこういう適用がないわけですが、交付の日から1年を経過していない旨を証する書類を知事から発行されると聞いております。
- 7番（赤阪和見君） これは障害年金がどうのこうとのという形ではないわけですね。この療育手帳をもらってない、というのは、障害者という1つのニュアンスの中で、うちの子はそうじゃないんだ、という隠すような形の中で生活をしてこられた方がたくさんおられます。現在も1件、そういう例があるんですが、20歳を超えてから初めて医者にかかる。学校でそう言われたが、うちの子はそんなんじゃない。普通学級に入れとてほしいとお願いし、医者にもからずについた。ところが、家族がだんだん年をとってくる。そして20歳を越えてくるので困ったことになる。「あんたとこの子は見た目にもそうやから、こういう手続きをしなさいよ」と言われ、やっとそれから障害という形をとるわけです。

しかし、年金の障害基礎年金は、20歳以前に初診がなければだめだと言われ、20歳以後になるともらえない。その点では、療育手帳を持っておられないお母さん方もちょくちょく見受けられます。その場合、ここに言う通院医療費の公費負担を受けている旨を証する書類と、国民年金法施行令別表に定める1級の精神障害と同程度の障害であると証明する書類が交付の日から1年を経過していないもの、とありますね。この文章の解釈からいければ、1年を経過していればだめなんですね。その場合、どうすればいいんですか。

1つ言われるのは、療育手帳という形の中で小さいときからですが、ここでは精神障害が問題になっているんですね。精神障害というのは、20歳になってからもなる可能性があります。僕らも年齢的になる可能性があります。その点、どう解釈すればいいんですか。あんたとこは受けるわけですからね。

- 総務部長（橋本昭夫君） 説明のしにくい内容でございまして、申しわけございません。これは保健所の方で発行する患者票というのがございますが、あくまでも病気でございます。将来とも直らないということがない方、という御解釈をしていただければと思います。1年以内で直らなかった場合再診できる、継続できるという御解釈をいただければと思います。
- 7番（赤阪和見君） この37条の2は、テンカンなども入るわけですからね。直らないという可能性も……。
- 総務部長（橋本昭夫君） 1年以内に直らない可能性もあるということを含め、1年以内ということを保健所の方で聞いておるわけでございます。
- 7番（赤阪和見君） こういう制度ができても市民にPRしなければ、文章の解釈がまちま

ちであつたらいけないと思います。わかりやすく市民に訴えていけるものにしなければならないと思います。

僕の知っている例があるんですが、50～60歳の方で国民年金の障害基礎年金をもらっているが、障害者手帳をもらってないという人の場合、軽自動車の減免はかかりますか。

○ 総務部次長（森 利治君） 軽自動車税の減免につきましては、市税条例にも規定がございます。身体障害者福祉法第15条第4項によります身体障害者手帳の交付を受けている者の中一定の給付に該当するもの、となってございます。今の御指摘の身体障害者手帳をお持ちでないという場合ですが、条例規定で解釈いたしますと、該当しないことになるわけでございます。

○ 7番（赤阪和見君） 不思議なのは、ここでは障害者手帳、療育手帳その他のものを持っていない者に救いをかけているわけでしょう、違いますか。国民年金の障害基礎年金をもらっているということは、障害の1、2級もしくは3級の少し上まで入る。障害者手帳には、限りなく3級に近い2級も入るわけですね。その点で市条例は国の法律を受けてやっているんですが、和泉市民にそういう方がおられるとすれば、救う手立てを考えるべきではないかと思うんです。

○ 総務部次長（森 利治君） 今回の減免範囲の拡大につきましては御指摘のとおり、従来、特に厚生大臣が定める療育手帳の交付を受けておられる精神薄弱者につきまして、一定の減免を行ってきたというものでございます。療育手帳の交付を受けている精神薄弱者について減免をしてきたところでございます。

今回の法改正によりまして、通院医療費の公費負担を受け、国民年金法施行令別表に定めます1級の障害と同程度の者を追加するということでございます。その追加をするについての手続きについては、何かの証明が要るわけでございますので、知事が発行する障害がどの程度かを証明する証明書あるいは通院医療費の公費負担に係る患者票の2通をもって一定の証明とみなして減免を行う改正でございます。

○ 7番（赤阪和見君） それはわかっていますがな。だけど、それに似た人がたくさんおるというわけです。そういう人たちが障害者手帳をもらってくれば一番問題がないわけですが、昔の考え方の人は、障害者手帳は持ちたくないという人がいるわけです。これ以上どうのこうのと言つても仕方がないので止めますが、37条の2の規定は、精神保健法による精神障害者の通院医療費の公費負担の証明と、1級の障害と同程度の証明書類とありますが、これは保健所ですか。

○ 総務部次長（森 利治君） いずれも保健所を通じて知事が発行するものでございます。

○ 7番（赤阪和見君） もう1つの国民年金法による1級の障害と同程度の証明はどこですか。

- 総務部次長（森 利治君） これも保健所でございます。
  - 7番（赤阪和見君） 1年を経過していないということは、毎年、もううて来いということですね。
  - 総務部次長（森 利治君） 患者票そのものの取り扱いは、1年で発行していると聞いております。したがいまして、証明書については、毎年、提出していただく必要があると考えます。
  - 7番（赤阪和見君） この部分については、毎年、もううて来いということですね。障害者の分は、毎年、出さなくてもいいわけでしょう。実務の関係はどうやるんですか。本人に出すように通知するんですか。
  - 総務部次長（森 利治君） 証明書の内容については、交付の日から1年を経過していないものとなっております。今後の取り扱いについては、保健所や福祉課とも一定の協議を願いながら、運用については検討していきたいと思います。
  - 7番（赤阪和見君） 最後に。私も今まで、身体障害者の減免問題については、大阪府の制度と和泉市の制度について、高い車がいいで安い車はあんじゃないかということでいろいろものを言うてきた経過があります。こういう病気は長引くのが現実だろうと思います。軽自動車の減免制度は、今の大阪府の普通車の減免制度と違い、和泉市の制度は、ありがたいことに1回申請するとずっと続していくわけですね。市民が変わりがないということで、その車が廃車されるまで何ら請求していただいてないということありがとうございました。ですから、ここで1年を経過していないものという形でやられると、その方だけがそういう形になりますので、今、課長がおっしゃるように、運用面で今の減免規定を踏まえながら、市民負担が少ないようやっていただきたい。よろしくお願ひいたします。
  - 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認め、報告第15号を承認することに決しました。

- 
- 議長（出原平男君） 日程第27「専決処分の承認を求めるについて」〔平成元年度和泉市一般会計補正予算（第6号）〕を議題といたします。  
報告を朗読させます。  
(市議会事務局長朗読)

報告第16号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第6号

平成元年度和泉市一般会計補正予算（第6号）

平成元年度和泉市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ619,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,814,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 規定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成2年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 税		14,061,808	286,200	14,348,008
	1. 市 民 税	7,441,058	286,200	7,727,258
3. 利子割交付金		360,000	162,000	522,000
	1. 利子割交付金	360,000	162,000	522,000
12. 財産収入		445,918	160,000	605,918
	1. 財産運用収入	150,922	160,000	310,922
13. 寄附金		365,470	11,300	376,770
	1. 寄附金	365,470	11,300	376,770
歳 入 合 計		34,195,290	619,500	34,814,790

## 2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 土木費		6,407,954	58,200	6,466,154
	4. 都市計画費	2,314,448	58,200	2,372,648
11. 諸支出金		435,970	561,300	997,270
	2. 基金費	430,970	561,300	992,270
歳出合計		34,195,290	619,500	34,814,790

第2表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	限 度	額	補			正			前			補			正			後				
			度	起債の方法	利 率	度	借入先	方法	限 度	起債の方法	利 率	度	借入先	方法	限 度	起債の方法	利 率	度	借入先	方法		
コスモボリス 資 金 出	51,000	普通貸借 又は 証券發行	年 8.0% 以 内	政 府 銀 行	その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。	64,000	普通貸借 又は 証券發行	年 8.0% 以 内	政 府 銀 行	その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。	10,000	同 上								
老人福祉施設整備事業	9,700	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上			
都市計画事業	412,200	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上			
公営住宅整備事業	1,085,164	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	1,109,464	同	上	同	上	同	上	同			
消防施設整備事業	27,200	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	30,400	同	上	同	上	同	上	同			
義務教育施設整備事業	136,000	同	上	同	上	同	上	同	上	同	上	148,100	同	上	同	上	同	上	同			
計	2,315,463											2,315,463										

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました報告第16号「平成元年度和泉市一般会計補正予算（第6号）」専決処分につきまして、その内容を総務部大塚より御説明を申し上げます。

今回の補正予算の主な内容は、公共下水道事業特別会計への繰出金及び本年3月設置いたしました減債基金への積立金並びに地方債の確定に伴います限度額の変更などでございます。これらにつきましては去る3月31日、専決処分をさせていただきましたので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

それでは、予算書に基づきまして内容の御説明を申し上げます。37ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ348億1,479万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の補正でございまして、コスモポリス出資金、老人福祉施設整備事業、都市計画事業、公営住宅整備事業、消防施設整備事業、義務教育施設整備事業等の各事業に伴う地方債の確定による限度額の変更でございまして、その内容は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明を申し上げます。43ページをお願いいたします。

まず、土木費でございますが、公共下水道事業特別会計繰出金追加として5,820万円計上いたしました。

次に、諸支出金でございますが、福祉基金積立金追加として1,130万円、減債基金積立金として5億5,000万円を計上いたしました。

なお、減債基金への積立金5億5,000万円につきましては、平成元年度の本市普通交付税基準財政需要額への算入額相当額でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算について御説明を申し上げます。41ページをお願いいたします。

まず、市税2億8,620万円、利子割交付金1億6,200万円につきましては、実績を勘案いたしまして計上いたしました。

次に、財産収入でございますが、公共施設整備基金の運用収入追加として1億6,000万円を計上いたしました。

寄附金につきましては、福祉基金への指定寄附金1,130万円を計上いたしました。

最後に、市債でございますが、これらは市債の確定に伴う調整でございます。

以上、まことに簡単でございますが、専決処分させていただきました「平成元年度和泉市一般会計補正予算（第6号）」の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○23番（原 重樹君） 23番・原です。簡単にお聞かせ願いたいと思います。

この減債基金積立金についてでありますけれども、今、御説明がありましたら、確認も含めてお願いしたいんですが、この5億5,000万円という金額は、基準財政需要額相当額だとおっしゃっておられます。この件については、予算委員会等でもいろいろお聞かせ願っていると思いますが、この相当額という意味ですが、普通交付税に算入されてくることでの相当額という意味なのか。逆にいえば、通常ベースでいけば、交付税に算入されるものがこれだけ増えていると考えていいのかどうか。あるいはストレートではないのかどうか。この中身を説明いただきたいというのが第1点。

それから、この制度そのものは、昭和50年代前半に財政対策債、いわゆる起債にプラスしていった分を今回、平成元年度で一括してやるから、普通交付税として何に使ってもいいんやが、そういう趣旨から別に置いとくという意味だったと思うんですが、この積立金そのものというの、そういう趣旨なので今回が最後なのか、今後もあり得のかどうかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（出原平男君） 理事者答弁。

○財政課長（阪 豊光君） 財政課阪より2点について答弁申し上げます。第1点目の交付税額が増額になっておるかどうか、という点でございますが、御案内のように国家予算には、総額的な考え方がまず1つございます。それにつきましては、地方交付税の総額というのは、従来の国税3税と消費税の24%、国たばこ消費税の25%ということで、平成元年度からは2つの税が増えて5税が総額の対象になっておるところでございます。それに基づく総額的な確定でございます。

地方交付税の制度は、地方公共団体の自主性を損なわず地方財政の均衡を図るという制度のもと、一定の地方公共団体の理論的、合理的な基準に基づいて算定された一般財源額、つまり、基準財政需要額がどれだけか。それに対して本市の基準財政収入額との差が交付税で算定され

るという点でございます。基準財政需要額につきましては、一定の理論という点で御説明させていただきましたように、理論算入として5億5,000万円が算入されております。したがいまして、理論的には、平成元年度と63年度を比較いたしますと、13億5,500万円という基準財政需要が和泉市として必要であるというわけでございます。

それに対して収入額との差ということになりますので、収入額そのものにつきましては、本市の63年度と平成元年度を比較いたしますと、地方交付税並びに地方の経常一般財源等を合わせました標準財政規模、その額そのものは63年度と比較いたしますと、総額的には、18億3,800万円ぐらいの収入が伸びるという決算見込みの状況でございます。したがいまして、交付税そのものにつきましては、財政需要額と収入額との差ということで、見込みとしては、63年度決算額とほぼ同額の状況でございます。それが交付税の額ということで、交付税額そのものについては、同額という状況でございます。

2点目の今後の状況ということでございますが、今回の理論算入につきましては、平成元年度は、昭和53年度から56年度までの4カ年の財源対策債の残額に対する算入ということでございます。平成2年度についても、政府の根底にある考え方としては、収入額が一定伸びている中、将来の起債等の残額については、極力、税収の伸びの時点での消化をしていくという考え方方がございます。しかし、交付税で理論算入されることになっておりますが、あくまでも、交付税そのものは一般財源の一部でございます。その点でわれわれとしては、今後の財政運営の状況等を見ながら理論算入に近付ける考え方と、決算見込みをにらんだ上での対応ということで運営していくという考え方でございますので、よろしくお願ひいたします。

- 23番（原 重樹君） 難しくてわかりにくいというのが正直なところですが、予算委員会でも国の姿勢を批判したわけですが、いろいろ理論算入していくが、交付税額としてはほぼ変わらないという、1つはそういうところだろうと思うんです。

そこで、もし間違っておれば言うていただきたいんですが、後半の部分を確かめておきたいんですが、今回、昭和53年度から56年度までの4年分が算入されたということだと思うんです。これは平成元年度の分ですが、平成2年度からもこういう減債基金への積立金として、いろいろ財政事情はあるでしょうが、今後とも入れていくという方針なのか。それとも、4年間、財政対策債でやってきて理論算入されたので今回のみで終わりなのか、結論的なところだけができるだけわかりやすくお願いしたい。

- 財政課長（阪 豊光君） 財政対策債そのものの発行につきましては、51年度から財源が不足する点で、年度において発行しているところでございます。本市といたしましては、56年度までが理論算入でございまして、その後、58年度から62年度までの5カ年間の財源対

策という政府の方針が今までとられておりますし、本市としてもそれにのっとって財源対策債として発行しているところでございます。今後の交付税算入については、経費そのものについて地方の財源が許されるという判断の中では、逆に理論算入が起こり得ることもあり得るという状況でございます。

- 23番（原 重樹君） 理論算入が起こり得ることもあり得る、ということは、58年度から62年度までの5年間のいわゆる残っている分について、今後もこういう形で理論算入をすることがまだ決定していないという意味では、全く未確定のままで進んでいるのかどうかというのが第1点。

それから、こういうものに基づいて理論算入された場合、当然、ここへということになるんですが、そういうものが確定せず理論算入もされないということであるならば、こういう減債基金への積み立てはあり得ないということなのかが第2点です。

- 財政課長（阪 豊光君） 1点目の算入そのものについては、平成2年度もそういう考え方で進んでおるという状況でございます。現在も起こり得るということです。額そのものについては、今のところ確定はしておりません。

- 総務部理事（大塚孝之君） 2点目について、私から補足させていただきます。

本来の財政運営上、通常でも決算で大きく剰余金が出た場合、将来の財政運営に対して弾力性を持たせる意味から、減債基金なりへ一定の積み立てを行うというのが正しいというか、通常の財政運営の1つのやり方であると常々、私どもも上級官庁から指導を受けているところでございます。したがいまして、本市の場合におきましても、交付税の算入があるなしにかかわらず、ある時点できな税収が期待され決算で大きな剰余金が発生した場合、将来の財政運営に資するため、減債基金あるいは財政調整基金等に積み立てを行うということは、当然、考えられるだらうと思いますし、また、そういうふうにやってまいりたいと思うところでございます。

- 23番（原 重樹君） 大体、中身としてはわかりました。もう1つ確認しておきたいのは、将来の財政運営を弾力化していく意味も含めているわけですが、この条例等の中身によれば、ある年の償還が大きくなったりするときの対応になるわけですが、将来、市債の償還が非常に大きくなるという見通しに対して、今後は、これを使う方、取り崩しの予定というか、見通しというものはいかがですか。

- 財政課長（阪 豊光君） 今回の5億5,000万円の取り崩しの考え方でございますが、基本的には、財源対策債の償還が今後、平成2年度も含めて起こってまいります。その償還額に対する対応の考え方方が原則でございます。ただ、その年度の財政状況も勘案しなければならぬ

いだろうということでの取り崩しの考え方でございます。

将来的には、市債の増額、それによる償還の増につきましては、現在のところ、本市といたしましては大きなプロジェクトを抱える中、公共投資については増大していくだろう、また、増大していかなければならないという情勢にございます。その点では、その事業も勘案しながら見る中では、公債費そのものは一定の時期には増額になるだろう。それに伴う後年度の負担については、後年度の住民税で対応していくという考え方のもと、公債費だけが伸びるのではなく、一般財源等もそれとともに増額していくだろうということで償還が可能ですが、一定の時期には、金額的には公債費の額が大きく膨れる可能性もあるという見込みは立てております。

- 23番（原 重樹君） もう1点だけにしておきたいと思います。ここら辺が一番やりたかったところですが、今まで聞かしていただきますと、結局、減債基金への積立金は理論算入されておりますが、実際には、各自治体の財政事情がある話です。本市の財政事情が大変だったら、理論算入がされておってもこんなことはできないわけです。先ほど、理事からもお答えがありましたが、通常でも理論算入があろうがなかろうが、大きく税収が伸びた時点では将来のため、と言われております。交付税そのものも増額程度の話です。

そういうように見ていきますと、国に対する批判もありますが、この5億5,000万円の減債基金への積み立てと、後から出てくる一時金等の平成2年度補正予算の財源等を見ますと、8,000万円ほどの繰越金が財源になっております。これは決算そのものではありませんが、単純に言えば、前年度の繰越金も含め6億円を超えるものが黒字としてあるわけです。今後はどうか、と聞くと、本市は大きなプロジェクトを抱える中、一時的にはかなり償還が増大することもあるだろうと言われておりますが、当然だと思います。そういう場合に対応して財政に弾力性を持たせるのも財政手法だと思います。

ただ、ここで1つお願いしておきたいのは、6億数千万円の黒字と言い切っていいかどうかは別問題として、実際はそうなるわけです。その一方では、将来に備えるのも財政運営の1つですが、実際には、今、各議員さんから希望や要求もいろいろ出されているわけです。私の一般質問の例を出せば、非常に細かい話になりますが、教育関係の林間学校に対する宿泊費や交通費にしても、それすら出せないのかという話にもなるわけです。本当に市民の要求にこたえていく姿勢が一方では必要ではないかと思います。

大きなプロジェクトを抱えているからカネを残しておくという考え方もありますが、単純にこういうものを積み立てるだけでなく、そういう希望や要求にもこたえていただくことも重要な思います。単に国の基準がないからこの事業はしないという話でなく、ある意味では、こ

れだけ財政事情が改善をされてきている見本だろうと思うんです。財政事情が悪かったらこんなことはできません。その点で意見を申し上げておきます。

- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第16号を承認することに決しました。

- 議長（出原平男君） ここで、お昼のため午後1時まで休憩いたします。  
(正午休憩)
- 

(午後1時00分再開)

- 議長（出原平男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第28 「専決処分の承認を求ることについて」 [平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）] を議題といたします。  
報告を朗読させます。  
(市議会事務局長朗読)

報告第17号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第7号

平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成元年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成2年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 繰 入 金		677,725	58,200	735,925
	1. 一般会計繰入金	677,725	58,200	735,925
7. 市 債		1,238,200	△ 58,200	1,180,000
	1. 市 債	1,238,200	△ 58,200	1,180,000
歳 入 合 計		2,063,905		2,063,905

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正			前			補 正			後			
	限 度	額	起債の方法	利 率	率 先	借入先	債 還 の 方 法	限	度	起債の方法	利 率	借入先	債 還 の 方 法
公共下水道整備事業	1,238,200		普通貸借 又は 証券発行	年 8.0%	以 内	政 府 銀 行 そ の 他	30年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。	1,180,000		普通貸借 又は 証券発行	年 8.0% 以 内	政 府 銀 行 そ の 他	30年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） 総務部大塚でございます。続きまして、報告第17号「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」専決処分につきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、地方債の確定による財源構成の変更でございまして、去る3月31日に専決処分をさせていただいたものでございますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。47ページでございます。

まず、第1条でございますが、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおり、補正後の金額は補正前と同額で、歳入のみの財源構成の補正でございます。

市債で5,820万円を減額し、その財源として一般会計からの繰入金5,820万円を追加計上しております。これは下水道整備事業に伴う地方債の確定によるものでございまして、第2条の地方債の補正額は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

以上、まことに簡単でございますが、専決処分させていただきました「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」の内容でございます。よろしく御承認賜りますようお願いをいたします。

- 議長（出原平男君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第17号を承認することに決しました。



- 議長（出原平男君） 日程第29「平成元年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第18号

平成元年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、平成元年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

平成元年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款項	事業名 (繰越限度額)	翌年度 額	左の財源内訳					一般財源	
			既収入		未収入特定財源				
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他			
7.土木費	5.住宅費 改良住宅 整備事業	円	円	円	円	円	182,000	543,464,000	
		543,878,000	543,646,000						

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） ただいま御上程をいただきました報告第18号「平成元年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」、御説明を申し上げます。

このことにつきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、平成元年度和泉市一般会計予算の繰越明許費として翌年度に繰り越したものでございまして、このたび、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げる次第でございます。

内容につきましては、既に御議決いただきました改良住宅整備事業でございまして、5億4,364万6,000円を繰り越すものでございます。

なお、未収入特定財源につきましては、関係機関の御了承をいたしているものでございます。

以上で「平成元年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」の説明を終わります。よろしく御了承のほどをお願いいたします。

- 議長（出原平男君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第18号を終わります。

- 
- 議長（出原平男君） 日程第30「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

#### 報告第19号

平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源
				既収入	特定財源	国庫支出金	府支出金	地方債	
1. 下水事業	2. 下水道費整備事業	266,912,000	266,912,000					250,756,000	16,156,000

- 議長（出原平男君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） 続きまして、報告第19号「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」、御説明を申し上げます。

このことにつきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費として翌年度に繰り越したものでございます。このたび、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げる次第でございます。

内容につきましては、既に御議決をいただいております公共下水道整備事業でございまして、2億6,691万2,000円を繰り越すものでございます。

なお、未収入特定財源につきましては、関係機関の御了承をいただいておるものでございます。

以上で「平成元年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」の説明を終わります。よろしく御了承のほどをお願いいたします。

- 議長（出原平男君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第19号を終わります。

○

- 議長（出原平男君） 日程第31「市道路線の認定について」（坪井町4号線）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第29号

市 道 路 線 の 認 定 に つ い て

道路法（昭和37年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
坪井町4号線	98.40	4.00	坪井町228番地先	坪井町214番地の2先	

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第29号「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。別添参考資料1～2ページを合わせて御参照願いたいと存じます。

本件は、かねてより坪井町会から坪井町内の市道の拡幅についての要望がございましたが、拡幅するには、既存住宅が建ち並んでいるため非常に困難であることから進展を見るに至っておりませんでした。こうしたことから、むしろ市道北田中仏並線と市道坪井町2号線とを結ぶ連絡道路を設置する方が得策ではないかとなり、改めて要望を受けたものであり、関係課と協議を行い、地元が用地を提供し、府の補助事業として工事を実施したものでございます。

その内容でございますが、市道北田中仏並線から市道坪井町2号線を結ぶ起点 坪井町228番地先から終点 坪井町214番地の2先までの延長98.40m、幅員4.00mを坪井町4号線として、道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いいたしますものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容につきましての御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。これは私の地元のことでもありますので、ぜひ認定をしていただきたいと思います。今のお話のように、地元町会から市道拡幅の要望があつたが、家が建て込んでいて無理だということで、新規に連絡道路をつくったということですね。そこで、お聞きをしますが、この用地は地元が提供されたということですが、すべてなのかどうか。用地取得費が全くかかっていないのかどうか。かかっておれば幾らか。造成の工事費、ガードレール等も含めまして幾らかかったのか。また、用地が無償提供されておるとするならば、土地の登記の関係はどうなっているかという点について、まず、お聞きをしたいと思います。

- 議長（出原平男君） 理事者答弁。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答えいたします。

1点目の用地の件でございますが、11筆、510戸でございますが、地元から無償提供していただいております。

なお、工事は62年から63年にかけて行い、総事業費は800万円でございます。

登記につきましては、すべて市の方に登記が完了してございます。

- 25番（天堀 博君） 登記が完了したということは、明示も全部済ませ、民地との境界線

もはっきりしているということですね。

- 建設部次長（谷 俊雄君） そうです。
- 25番（天堀 博君） 既存の道路を格上げして市道に認定する場合、例えばこの前に出た小野田から九鬼へ通じる道路は、以前からの経過の問題がありました。現実に小野田町や九鬼町の人たちがかなり往来しているという、一定の経過に基づくものがあって認定したということです。ただ、今回のように北田中仏並線あるいは坪井町2号線の拡幅が難しいという背景はありますが、新規の道路を増築し認定するわけです。この認定をするには、きちんとしておかなければならぬと思いますので、質問をし、意見を言っているわけです。

この場合、基本的には、府道があつて市道が狭いので認定してあげるべきだと思います。しかし今後、他のところも合わせて地元から要望があり、一定の条件整備ができ、今回のようなケースに準じるような状況であれば認定していくのかどうか。具体例を出しておりませんので、答えは難しいかもわかりませんが、一定の条件整備ができれば、ということでどうかという点をお聞かせ願いたいと思います。

- 建設部次長（谷 俊雄君） お答えいたします。

一定の市道の認定基準はいろいろございますが、そうした基準にのつったものは認定してまいりたいと考えております。

- 25番（天堀 博君） なぜ、こういうことを言うかといいましたら、この議案の説明で延長が98.40m、幅員が4.00m。それから地図がありますが、これが間違っているんじゃないかなと思うので、このような質問をしているわけです。今後、完全にそうでなくとも、今回のようなものに準ずるものであれば認定していくのか、という質問は、そういうことを言っているわけです。

すばりと言った方がわかりやすいですが、この道路の幅員は4mないんですね。全部がそうじゃないが、極端には、狭いところは2.5か3mのところもあるんです。この地図では、北側が北田中仏並線、南側は坪井町2号線、坪井町会館の南西角に至っているわけですね。とすれば、現地を御存じかどうかわかりませんが、この地図は間違っているんじゃないかなと思うので、確認をしているわけです。幅員が完全に4mなくともいいのかとね。

- 建設部次長（谷 俊雄君） ちょうど坪井会館の横だと思いますが、この道路は、起点が北田中仏並線から坪井町2号線まですべて4mでございます。特に会館のところは4m取っていただいているいっぱいになってますが、一応、4mは確保していると思います。
- 25番（天堀 博君） 僕も現地へ行って物差しで計るわけにはいきませんので、自分の車を置きました。車の幅は検査証に書いてますからね。それから計算すると4mないんですね。

それから、民地との境界部分の問題があります。坪井会館の反対側、向かい側の狭いとやうでいるところですが、民地の野積みの石積みがありますね。この部分は道路敷ですか、それとも民地ですか。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路敷でございます。
- 25番（天堀 博君） 道路敷であるということですから、明示もされて登記もされておるということで間違いないですね。間違いがなければ、なぜブロック、石積みをきっちりしないんですか。なぜ、40cmほどの幅で舗装を残しているんですか。用地も提供してもらって市道認定するからには、きちんと整備してからにしなさいよ。路肩へ輪を持っていったら、崩しせんけども、石積みを崩しそうな状況ですよ。これは新規の道路ですよ。既存の道路では、そんなところも出てくるでしょう、予算的な面からもね。九鬼と小野田間でも部分的には危ないところもありますが、やむを得ずそのまま認定してますね。しかし、これは新しい道路でしょう。あの石積みの部分も市道敷であると言うならばきっちりすべきではないか。中途半端に放っとくのはやめなさいよ。その点、はっきり答弁してください。
- 建設部次長（谷 俊雄君） おっしゃるように下の方は整備されておるんですが、あの坪井会館の横の10m程度は石積みがあるところが整備ができていないのは事実でございます。境界も立ち会いをしていただいて分筆登記もし、4mを確保していただいているんですが、ちょうどそのとき、会館が建て替え工事をしていた関係もございまして、現状のままで今日に至っております。会館の改造問題や境界の問題などいろいろございまして、あの部分については、従来のままにしております。幅員はすべて4mあると思います。
- 25番（天堀 博君） 幅員が4mあるということは、石積みの一番基礎の部分まで、そこまで提供してもらって分筆登記をされている、会館の壁の端っここの部分までで4mあるということでしょう。アスファルトをしてある道路敷の部分だけで4mはないでしょう。それが問題やと言うてるんです。普通乗用車を止めてわずかしか残らない。2.5mが精一杯です。あれを見ると、そこまでが市道で、こっちが民地と錯覚する状態です。これは新規にやっているんですから、市道認定を多少おくらせて、今年なら今年中にきちんと石積みを積み替えるとか、擁壁にするとかしてアスファルトをしなかったんですか。あれは6.2年や6.3年の話ではないでしょう。アスファルトも黒光りしますからね。最近したのでしょう。それなのに道路の端っこだけなぜ放っとくんですか。そこに問題があると言うてるんです。やるなら、きちんとやったげなさいよ。

この道路は、北田中仏並線と坪井町2号線が狭隘で、家が建て込んでいるので拡幅できないという背景があり、連絡道路を付ける方がいいということでやられているんでしょう。用地も

提供され、登記も済んでいるということですが、なぜもうちょっとのところできっちりしないんですか。何もしなかったら、このままでいくと思う。大きな雨のときには、路肩のアスファルトがしていない約10mぐらいの地道の部分に雨が流れ込み、石積みの上を流れて崩してしまったら、下の民間の方にも迷惑をかけるかもしれません。

あの部分は、できればきちんとガードレールを付けてやるぐらいにしなければいかんのではないか。ガードレールを付けて幅員が狭くなるのはやむを得ないですよ。しかし、そのままなら子供が落ちるかもしれませんし危険です。それ以外の部分はきれいにやられているのに、あそこだけ残しているのは不思議でならない。極端に言えば、今回の市道認定は後に譲ってもきちんと完成するとか、本年度中にでもやるんなら、きちんとやってあげなさいよ。その上で市道認定をすべきではないか。あの状態でもええんやとなれば、他のところも皆それぐらいでええとなりますからね。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） お答え申し上げます。

確かに先生がおっしゃるように、会館横の部分的なところにつきましては、石積みが不十分でございますが、あの道路は4mですので大きな自動車が通らないにしても、そういった懸念は私も感じておったわけでございます。早急にというほどのものではないという判断で、そういう認定をお願いするところでございますが、現地調査をいたしまして対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 25番（天堀 博君） 現地調査をしなくともわかってるんでしょう。建設部として1カ月以内ということが無理であれば、事前に認定することもありますので、本年度中なら本年度中にきちんと整備もします、ということが約束できるならいいと思いますよ。しかし、あの状態で今後も放っとくということであれば、認定することはできない。きちんとやりなさいよ。現地を知らない人には気の毒ですが、下から上がって行けばきれいな道ができているが、先へ行けば道が細くなつてアスファルトが2.5mぐらいしかなく、その部分が40cmぐらい地道になっている。念のため地図を見たら、坪井町2号線まで終点が行つてゐるわけですからね。こんな認定の仕方はありませんわ。あくまでも新規の道ですからね。民地は民地として残っていると思ったが、それがないとすればきちんとやりなさいよ。

○ 建設部長（浅井隆介君） 本件につきましては、この工事の手法につきましては非常に難しかったわけです。前年度から2,000万円を上限とした用地提供による整備事業を興せるようになりましたが、今年はそれが3,000万円でやっております。そういう制度等もなかった時点で他の部局の補助手法を用いたわけです。

それでつくった関係で一応、その場所につきましては、われわれもそのまま置いておくとい

うんじゃなく、その手法では、そこまでいられませんでした。このままでも当分は何とか持つであろう、その後において整備していくべきいいんじゃないかということで地元との話し合いもあり、また、手法として使いました補助金の制度もございまして、われわれは一応、そういう判断をしたわけでございます。しかしながら、それ以降に市単独の補助制度も確立いたしました、現在も1カ所やっておりますが、その辺につきましては、擁壁等もすべてやっているという実態もございます。これにつきましても、できるだけ早くブロック積みの擁壁等に補強をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

- 25番(天堀博君) できるだけ早く、ということであれば、先日の一般質問と同じです。これは市道認定として幅員は幾ら、延長は幾らと地図まで付けて出てきているですからね。企画にきちんとはまっているわけですからね。できるだけ早く、ということではなく、議会の答弁ではそうなると思いますが、議会にお願いして市道認定をしようとしているわけですから、8月一杯なら8月中にとか、無理は言いませんから、本年度中にでもやるのならやるということで確約をしていただかなければ認定を認めるわけにはいかないんです。
- 建設部長(浅井隆介君) 先ほど申し上げました経過がございまして、われわれ、そういうぐあいに判断をしたわけですが、一般的な目で見られればそういう指摘もございます。予算の関係もございますが、できるだけ予算等についても繰り合わせをいたしまして、年内にそれを補完するというふうに努力をしてまいりたいと思います。
- 25番(天堀博君) そういうことで約束していただいたので結構だと思います。地元のことでもありますので、認定することに賛成です。土地も提供されているわけですからね。いろんな手法の問題があったり、2,000万、3,000万円の上限の問題も言われておりますが、現実に新規に市道認定をするのですから、きちんとやっておく必要があります、中途半端でなくね。これは現地を見たからわかったものの、見ていなかったら、あるいは下からだけ見ていたらわかりませんわ。下から見たらりっぱな道ができたなと思いますが、実際はそうじゃないわけです。地元の方々も通行する以上問題が出てくるし、子供が落ちる危険もあります。そういう約束をしていただいたので、今後は気を付けていただきたい。そうでないと、われわれもうろうろしますからね。
- 議長(出原平男君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議ないものと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○ 議長（出原平男君） 日程第32「市道路線の認定について」（光明台62号線ほか19路線）及び日程第33「市道路線の認定について」（鶴山台50号線ほか2路線）を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第30号

市 道 路 線 の 認 定 に つ い て

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な 経過地
光明台62号線	90.80	5.00	光明台一丁目27番地の18先	光明台一丁目27番地の19先	
光明台63号線	213.10	6.00	光明台一丁目29番地の1先	光明台一丁目29番地の47先	
光明台64号線	40.80	4.00	光明台一丁目29番地の2先	光明台一丁目29番地の6先	
光明台65号線	60.60	6.00	光明台一丁目29番地の67先	光明台一丁目29番地の74先	
光明台66号線	37.00	4.00	光明台一丁目29番地の12先	光明台一丁目29番地の16先	
光明台67号線	81.50	6.00	光明台一丁目29番地の83先	光明台一丁目29番地の26先	
光明台68号線	38.30	4.00	光明台一丁目29番地の33先	光明台一丁目29番地の35先	
光明台69号線	49.00	4.00	光明台一丁目29番地の49先	光明台一丁目29番地の52先	
光明台70号線	74.80	4.00	光明台一丁目30番地の10先	光明台一丁目30番地の7先	
光明台71号線	54.00	4.00	光明台一丁目36番地の10先	光明台一丁目36番地の10先	
光明台72号線	267.50	6.00	光明台一丁目37番地の47先	光明台一丁目37番地の38先	
光明台73号線	71.10	4.00	光明台一丁目37番地の45先	光明台一丁目37番地の39先	
光明台74号線	63.30	6.00	光明台一丁目37番地の64先	光明台一丁目37番地の13先	
光明台75号線	85.50	6.00	光明台一丁目37番地の28先	光明台一丁目37番地の23先	
光明台76号線	29.90	4.00	光明台一丁目10番地の2先	光明台一丁目10番地の6先	
光明台歩50号線	15.00	2.00	光明台一丁目29番地の75先	光明台一丁目29番地の75先	
光明台歩51号線	17.60	2.00	光明台一丁目29番地の53先	光明台一丁目29番地の53先	
光明台歩52号線	14.00	2.00	光明台一丁目29番地の16先	光明台一丁目29番地の16先	
光明台歩53号線	12.00	2.00	光明台一丁目29番地の25先	光明台一丁目29番地の25先	

議案第31号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な 経過地
鶴山台50号線	206.50	5.00	鶴山台一丁目12番地の3先	鶴山台一丁目12番地の17先	
鶴山台51号線	35.00	4.00	鶴山台一丁目12番地の30先	鶴山台一丁目12番地の42先	
鶴山台52号線	63.00	6.00	鶴山台一丁目12番地の25先	鶴山台一丁目12番地の17先	

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま一括御上程をいただきました議案第30号及び議案第31号の市道路線の認定について、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。別添参考資料3ページから6ページまでを合わせて御参照願います。

本件は、いずれも住宅・都市整備公団が光明台一丁目地区及び鶴山台一丁目地区で行った開発に伴い、新設された道路の移管を受けるものでございます。

それでは、議案第30号から御説明申し上げます。

まず、場所でありますが、光明台北小学校西側の和田光明台線をはさむ両街区内的17路線及び対岸の光明台一丁目の2路線で、路線名は光明台62号線。起点 光明台一丁目27番地の18先から終点 同一丁目27番地の19先までの延長90.80m、幅員5.00mほか光明台76号線までの計15路線、総延長1,257.20m及び歩行者専用道路といたしまして光明台歩50号線、起点光明台一丁目29番地の75先から終点光明台一丁目29番地の75先まで延長15.00m、幅員2.00mほか光明台歩53号線までの4路線、総延長58.60mの合計19路線を、道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いするものでございます。

引き続きまして、議案第31号について御説明申し上げます。

まず、場所でありますが、鶴山台北小学校の東側、もともと遊休地であったところでござい

ます。路線といたしましては、鶴山台50号線、起点 鶴山台一丁目12番地の3先から終点  
鶴山台一丁目12番地の17先まで、延長206.50m、幅員5.00mほか鶴山台52号線  
までの計3路線、総延長304.50mを、同じく道路法第8条の規定に基づき、認定をお願い  
いたすものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容につきまして御説明を終わら  
せていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお  
願い申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 本2件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号、第31号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（出原平男君） 日程第34「市道路線の認定について」（尾井町14号線ほか7路線）  
を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

### 議案第32号

#### 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
尾井町14号線	361.50	6.00	尾井町1067番地の151先	尾井町1067番地の279先	
尾井町15号線	263.20	4.00	尾井町1067番地の158先	尾井町1067番地の251先	
尾井町16号線	175.60	4.00	尾井町1067番地の159先	尾井町1067番地の198先	
尾井町17号線	20.00	4.00	尾井町1067番地の168先	尾井町1067番地の167先	
尾井町18号線	23.40	4.00	尾井町1067番地の192先	尾井町1067番地の191先	
尾井町19号線	38.10	6.00	尾井町1067番地の126先	尾井町1067番地の21先	
尾井町20号線	64.30	5.00	尾井町1067番地の271先	尾井町1067番地の240先	
尾井町21号線	26.00	4.00	尾井町1067番地の278先	尾井町1067番地の263先	

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第32号「市道路線の認定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。別添参考資料7ページから8ページを合わせて御参照願います。

本件は、株式会社吉田工務店及び株式会社朝日造園の共同開発に伴い新設された道路の移管を受けたものでございます。まず、場所でございますが、さきに御議決いただきました鶴山台一丁目地区の東側に位置するところでございます。路線といたしましては尾井町14号線、起点 尾井町1067番地の151先から終点 尾井町1067番地の279先まで延長361.50m、幅員6.00mのほか尾井町21号線までの計8路線、総延長972.10mを、道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

○ 議長（出原平男君） 日程第35「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

### 議案第33号

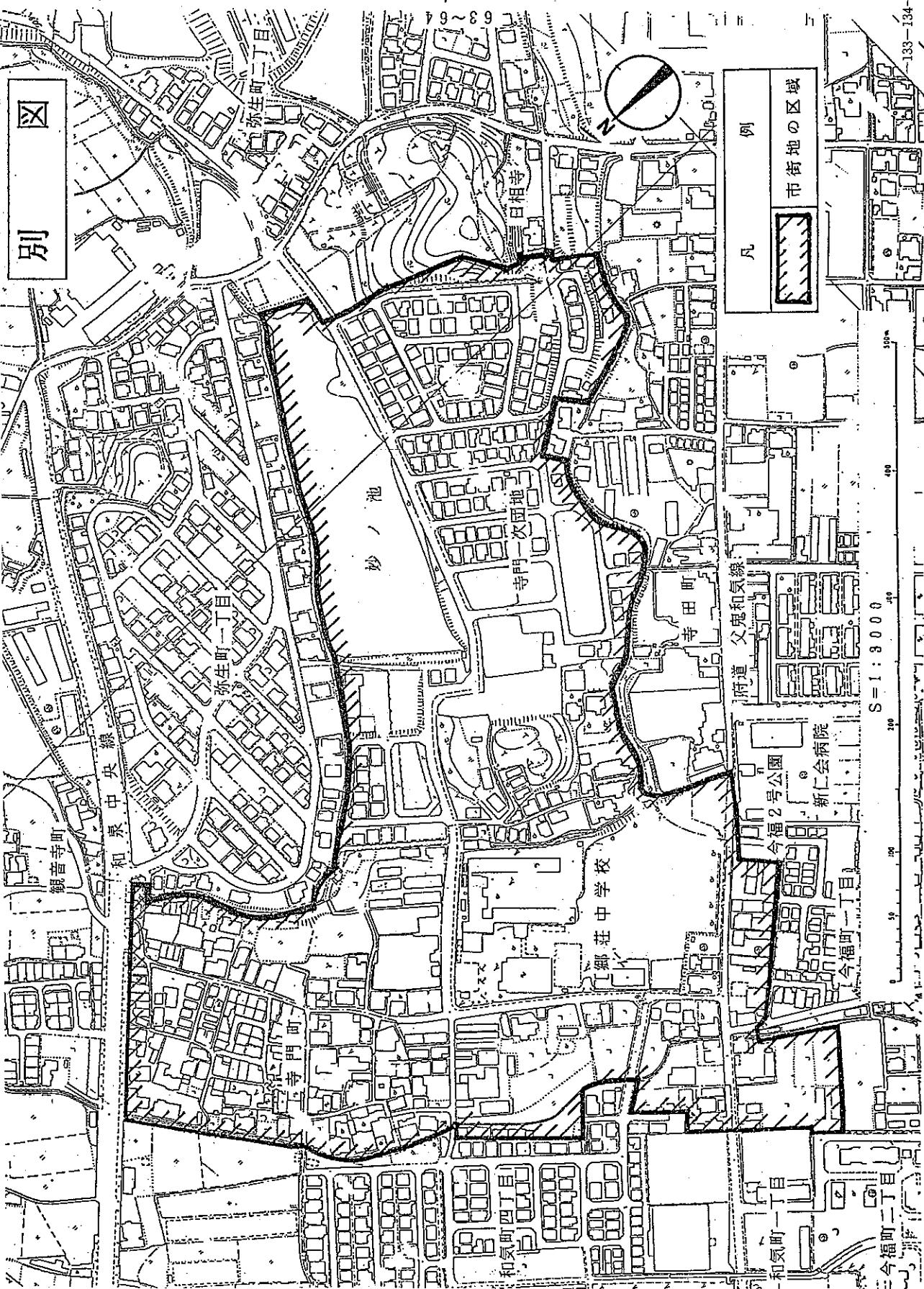
市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、当市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居の表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

別



133-134-

S = 1 : 3 0 0 0  
100 200 300 400 500

二今福町二丁目  
和氣町一丁目



- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第33号「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」、提案の理由並びにその内容について都市整備部長萩本より御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、今回、お願ひをいたす区域は、既存の寺門町のほぼ全域と観音寺町、今福町、和気町の各一部及び大阪府住宅供給公社が施行いたしました寺門一次団地等を含めた区域といたしております。当区域は、かねてより関係行政機関より強い要請を受け、実態調査の結果、地番が順序よく並んでいないことや、寺門町、観音寺町、今福町並びに和気町の4町の地番が錯綜しております、このまま放置いたしますと、住民の日常生活並びに行政、通信、集配業務に今後、ますます支障を来すものと思われますので、今回、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により住居表示を行おうとするものでございます。

なお、本事業につきましては昨年度より現況調査に着手し、本年4月から5月にかけまして関係町会に説明し、御理解と御協力を願いいたしたものでございます。

次に、内容でございますが、別図にお示ししております区域約21.7haを街区方式により実施する予定であります。

なお、実施予定地区の世帯数は約400、人口約1,400人でございます。

今後の予定でございますが、本年8月下旬に和泉市住居表示整備審議会の開催をお願いし、町名、街区割り等について御審議をいただき、12月議会に町の区域及び町名の変更を議案として御提案申し上げる予定でございます。可決をいただいた後、大阪府公報により告示をいただき、来年2月実施する予定でございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容の説明といたします。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（出原平男君） 日程第36「平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第34号

平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について

平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例 号

平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 平成2年6月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の適用については、同条第2項中「100分の150」とあるのは「100分の159」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とする。

2 平成2年6月支給分の期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の210」とあるのは「100分の219」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成2年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

府下各市の状況その他諸事情にかんがみ、本年6月支給分の期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。

- 市長公室理事（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第34号「平成2年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」、市長公室神藤より提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、職員の勤労意欲並びに府下各市の状況等を勘案する中で、平成2年6月支給分の期末手当に限り特例的に増額しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、67ページの本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり、所定の読み替えを行うものでございまして、同条第2項中「100分の150」とあるのを「100分の159」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とし、100分の9プラス33,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中「100分の210」とあるのを「100分の219」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とし、100分の9プラス33,000円を上積みしようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（出原平男君） 日程第37「平成2年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第35号

平成2年度和泉市一般会計補正予算(第1号)

平成2年度和泉市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,632千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,865,632千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 規定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17. 繰 越 金			83,632	83,632
	1. 繰 越 金		83,632	83,632
歳 入 合 計		33,782,000	83,632	33,865,632

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		328,283	2,556	330,839
	1. 議 会 費	328,283	2,556	330,839
2. 総 務 費		3,495,549	15,921	3,511,470
	1. 総 務 管 理 費	2,134,738	8,154	2,142,892
	2. 徴 税 費	571,369	3,324	574,693
	3. 戸 簿 住 民 費	258,445	1,935	260,380

	4. 選 挙 費	53,702	267	53,969
	5. 統 計 調 査 費	62,125	192	62,317
	6. 監 査 委 員 費	29,312	205	29,517
	7. 同 和 対 策 費	385,858	1,844	387,702
3. 民 生 費		9,510,746	27,161	9,537,907
	1. 社 會 福 祉 費	3,629,734	3,752	3,633,486
	2. 児 童 福 祉 費	3,387,457	22,475	3,409,932
	3. 生 活 保 護 費	2,486,718	934	2,487,652
4. 衛 生 費		3,900,406	3,856	3,904,262
	1. 予 防 衛 生 費	1,933,054	2,082	1,935,136
	2. 環 境 衛 生 費	1,889,377	1,574	1,890,951
	3. 墓 地 管 理 費	66,915	200	67,115
5. 農 林 水 產 業 費		310,425	1,367	311,792
	1. 農 業 費	300,323	1,367	301,690
6. 商 工 費		261,632	881	262,513
	1. 商 工 費	261,632	881	262,513
7. 土 木 費		6,804,040	8,124	6,812,164
	1. 土 木 管 理 費	252,543	2,078	254,621
	2. 道 路 橋 梁 費	1,436,765	821	1,437,586
	3. 河 川 水 路 費	260,852	62	260,914
	4. 都 市 計 画 費	2,105,907	2,580	2,108,487
	5. 住 宅 費	2,747,973	2,583	2,750,556
8. 消 防 費		944,980	6,999	951,979
	1. 消 防 費	944,980	6,999	951,979
9. 教 育 費		3,638,639	16,767	3,655,406
	1. 教 育 総 務 費	451,553	1,610	453,163
	2. 小 学 校 費	1,316,529	5,638	1,322,167
	3. 中 学 校 費	723,528	3,379	726,907
	4. 幼 稚 園 費	408,320	2,616	410,936
	5. 社 會 教 育 費	592,592	3,138	595,730

	6. 保 健 体 育 費	146,117	386	146,503
歳 出 合 計		33,782,000	83,632	33,865,632

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 和泉台第一小学校新設事業	平成2年度 平成4年度	1,031,440
(仮称) 和泉台第一中学校新設事業	平成2年度 平成4年度	1,288,520

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第3・5号「平成2年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」につきまして、総務部大塚より内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の内容は、期末手当の特例措置による人件費の追加並びに和泉中央丘陵内に平成4年春開校予定の小学校及び中学校の新設事業に伴う債務負担行為の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。71ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,363万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ338億6,563万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、債務負担行為の補正でございまして、住宅・都市整備公団が現在開発中の和泉中央丘陵トリヴェール和泉内に平成4年春に開校予定の（仮称）和泉台第一小学校並びに（仮称）和泉台第一中学校の用地取得費等でございます。内容につきましては、「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。78ページをお願い

いたします。

議会費 255万6,000円。総務費1,592万1,000円。民生費2,716万1,000円。衛生費385万6,000円。農林水産業費136万7,000円。商工費88万1,000円。土木費812万4,000円。消防費699万9,000円。教育費1,676万7,000円の追加計上でございまして、これらは期末手当の特例措置によるものでございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容について御説明を申し上げます。77ページでございます。

繰越金8,363万2,000円でございますが、これは平成元年度実質収支見込み額におきまして、2億円余の実質黒字が見込まれる予定でございますので、今回、その一部を計上いたしたものでございます。

なお、平成元年度の財政運営につきましては、市税収入及び利子割交付金等の増収並びに議員各位の本市行政各般にわたる御指導、御鞭撻をいただき、おかげをもちまして、実質収支におきまして黒字決算の見込みでございます。本席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。今後の課題といたしまして、なお一層財政構造の改善に努める所存でございますので、よろしく御指導のほどをお願いを申し上げます。

以上が、今回、御上程をいただきました議案第35号「平成2年度和泉市一般会計補正予算(第1号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○ 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（出原平男君） 日程第38「平成2年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第36号

平成2年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

平成2年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,446千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,821,796千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 支払基金交付金		4,034,264	75	4,034,339
	1. 支払基金交付金	4,034,264	75	4,034,339
6. 繰 越 金			54,371	54,371
	1. 繰 越 金		54,371	54,371
歳 入 合 計		5,767,350	54,446	5,821,796

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 諸 支 出 金			54,446	54,446
	1. 債 還 金		54,446	54,446
歳 出 合 計		5,767,350	54,446	5,821,796

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） 引き続きまして、ただいま御上程をいただきました議案第36号「平成2年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」についての内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、支払基金等から平成元年度に交付されました交付金等の超過分を本年度において償還することにより補正の必要が生じ、措置をするものでございます。

それでは、予算書に基づき、内容の御説明を申し上げます。92ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,444万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,179万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明を申し上げます。95ページをお願いいたします。

諸支出金でございますが、支払基金等への償還金といたしまして、5,444万6,000円を計上いたしました。

次に、歳入予算の御説明を申し上げます。94ページでございます。

支払基金交付金の医療費審査支払手数料交付金につきましては、過年度分として7万5,000円を計上いたしました。

繰越金としては、平成元年度繰越金5,437万1,000円を全額計上いたしました。

以上、簡単でございますが、今回、御上程をいただきました議案第36号「平成2年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いをいたします。

○ 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（出原平男君） 日程第39「平成2年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第37号

平成2年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成2年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成2年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中に「133,300千円」を「133,439千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 水道事業収益	2,096,458 千円	4,842 千円	2,101,300 千円
第1項 営業収益	1,949,838 千円	4,842 千円	1,954,680 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	2,212,769 千円	4,842 千円	2,217,611 千円
第1項 営業費用	1,894,823 千円	4,701 千円	1,899,524 千円
第2項 営業外費用	316,246 千円	141 千円	316,387 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的出額に対し不足する額「190,315千円」を「190,850千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	680,625 千円	535 千円	681,160 千円
第1項 建設改良費	525,898 千円	535 千円	526,433 千円

第5条 予算第7条中職員給与費「686,005千円」を「691,241千円」に改める。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（岩井益一君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第37号「平成2年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして御説明申し上げます。

今回、補正いたします理由といたしましては、先ほど御議決賜りました期末手当の額の特例に関する条例に基づく措置でございます。

第2条では、予算第2条に定めた業務量の関連部分を補正いたし、また、第3条においても

同様、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に、収益勘定給与支弁職員に係る水道事業費用中営業費用について、手当の増額所要額470万1,000円。また、営業外費用については、消費税納付額14万1,000円をそれぞれ追加計上し、補正後の水道事業費用を22億1,761万1,000円といたしますのでございます。

なお、所要財源といたしましては、同額を給水収益をもって予定し、補正後の水道事業収益を21億130万円といたしますのでございます。

次に、第4条におきましても前条と同様、予算第4条に定めた資本的支出予定額のうち、資本勘定給与支弁職員に係る建設改良費について53万5,000円を追加し、補正後の資本的支出を6億8,116万円といたしますのでございます。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。詳細につきましては、98ページ以降に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（出原平男君） 日程第40「平成2年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第38号

平成2年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成2年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成2年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
【支 出】			
第1款 病院事業費用	4,654,983 千円	19,976 千円	4,674,959 千円
第1項 医業費用	4,451,184 千円	19,976 千円	4,471,160 千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「2,562,609千円」を「2,582,585千円」に改める。

平成2年7月2日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第38号「平成2年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。議案書113ページでございます。

今回の補正は、先ほど御可決賜りました平成2年6月支給の期末手当の額の特例に関する条例の制定によりまして、病院事業費用中の給与費の補正が必要と相なったものでございます。

それでは、補正予算各条について御説明申し上げます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用46億5,468万3,000円に1,997万6,000円を追加し、補正後の病院事業費用を46億7,495万9,000円と定めるものでございます。

次に、第3条でございます。第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を、25億6,260万9,000円から25億8,258万5,000円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を次ページ以下に添付してございますので、御参照を賜りたくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第38号の提案理由と内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

○ 議長（出原平男君） 日程第41「和泉市農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議会推薦第1号

##### 和泉市農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第1項第2号の既定により、議会推薦農業委員会委員として、次の者を推薦する。

平成2年7月3日提出

和泉市議會議長 出原平男

記

氏名	生年月日	住所

#### 議会推薦第1号参考資料

##### 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）抜粋

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

1 (略)

2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

○ 議長（出原平男君） 本件につきましては議会推薦であり、先刻、御了承を願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私より推薦させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私より5名の方を順次、指名推薦させていただきます。

お諮りいたします。穴瀬克己君を農業委員会委員に推薦するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、穴瀬克己君を推薦することに決します。

次に、須藤洋之進君を農業委員会委員に推薦するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、須藤洋之進君を推薦することに決します。

次に、赤阪和見君を農業委員会委員に推薦するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、赤阪和見君を推薦することに決します。

次に、田中昭一君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、田中昭一君を推薦することに決します。

次に、坂口敏彦君を農業委員会委員に推薦するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、坂口敏彦君を推薦することに決します。

以上で農業委員会委員の推薦を終わります。委員の皆さんには大変御苦労さんでございますが、和泉市農政の発展に御尽力を賜りますようお願いをいたしまして、これを終わります。



○ 議長（出原平男君） 日程第42「小選挙区制導入に反対する決議」を議題といたします。  
決議文を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

決議第2号

小選挙区制導入に反対する議決

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成2年7月3日

提出者

和泉市議会議員

天堀 博

並河道雄

柳瀬美樹

坂口敏彦

小選挙区制導入に反対する決議

政府は選挙制度審議会答申にもとづき小選挙区、比例代表「並立制」の導入をはからうとしている。

国民は、政、官、財各界によるリクルート事件など、金権腐敗を一掃する政治改革を求めていきます。

しかるに今回政府が強行しようとする小選挙区制の導入は四割の得票で八割の議席を得るよう自民党政府の永久的支配をめざすものである。

このことは議会制民主主義の破壊につながるものであり断固反対するものである。

以上決議する。

平成2年7月3日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 提案理由の説明を願います。
- 25番（天堀 博君） ただいまの局長朗読どおりでありますけれども、特に今回的小選挙区制の導入につきましては、政権交代の条件をつくるとか、政局の安定を図るとか、さまざまなことが言われております。しかし、最大の狙いは、第一党に得票率が大幅に上回り、安定多数の議席を保証するところにあることは明白であります。さらに、カネがかからないという言われておりますが、これは全くのうそであり、自民党政府からも反論が出ているところであります。よって、本市議会で小選挙区制導入反対の決議を議決していただきますようお願いをする次第であります。

- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 8番（中塚新治君） 8番・中塚です。私は、本決議に対し反対の意見を述べたいと思います。

今回の選挙制度審議会の答申は、最近における政治とカネの問題に端を発した政治不信が増大するに至っている中、国民の政治改革への要望の高まりにこたえた政治改革の一環として、選挙制度及び政治資金制度について抜本的な見直しを行う必要があるとされたものであります。こういったことから私は、このたびの答申の趣旨に賛同するものであり、本決議に対し反対の意を表明いたします。

- 議長（出原平男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件に対し反対の方がありますので、起立により採決を行います。

本件を原案どおり決議することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

起立多数であります。よって、決議第2号は、原案どおり決議することに決しました。

- 
- 議長（出原平男君） 日程第43『「ゆとり宣言」に関する決議』を議題といたします。  
決議文を朗読させます。  
(市議会事務局長朗読)

### 決議第3号

#### 「ゆとり宣言」に関する議決

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成2年7月3日

提出者

和泉市議会議員

須藤洋之進	柳瀬美樹	天堀博
柳瀬美樹	天堀博	田中昭一
天堀博	田中昭一	松尾孝明
田中昭一	松尾孝明	並河道雄
松尾孝明	並河道雄	中塚新治
並河道雄	中塚新治	若浜記久男

### 「ゆとり宣言」に関する決議

すべての市民が生活にゆとりをもち、充実した自由な時間とうるおいのある生活をおくことができるようすることは、人間性豊かな社会の建設にとってきわめて重要である。

しかし、わが国の労働時間の現状は、欧米諸国と比較して年間で200時間から500時間も長く、そのことが多くの勤労者の「家庭の幸せ」づくりの障害となり、豊かさが実感できない大きな要因となっている。

よって、和泉市議会は、ここに「ゆとり宣言」を行い、すべての市民が週に2日は仕事の手を休め、ときどき長い休みを楽しみ、日に団らんのある暮らしがおくれるよう、週4.0時間労働制の早期実現と年間総実労働時間の短縮、生活環境の整備等、条件整備に全力をつくすものである。

平成2年7月3日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 決議文の趣旨説明を願います。
- 2番（須藤洋之進君） ただいま局長朗読どおりでございますので、議員皆様方の御賛同をよろしくお願ひ申し上げます。
- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議ないものと認めます。よって、決議第3号は、原案どおり決議することに決しました。

- 
- 議長（出原平男君） 日程第44『「原爆被爆者援護法」の制定を求める意見書』を議題といたします。
  - 意見書を朗読させます。  
(市議会事務局長朗読)

### 意見第4号

#### 「原爆被爆者援護法」の制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成2年7月3日

提出者

和泉市議会議員

並河道雄

天堀博

坂口敏彦

柳瀬美樹

若浜記久男

「原爆被爆者援護法」の制定を求める意見書

戦後45年余を経過した今日でも原爆被爆者とその家族は、肉体的、精神的不安に強いられており、さらに高齢に伴う病弱化とあいまってその生活不安、悩みは一層深刻な状況となっている。

このような状況を鑑み、原爆被爆者に対する被爆者年金、遺族弔慰金など国家補償の精神にもとづく総合的な被爆者援護対策を講ずる必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、早期に「原爆被爆者援護法」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成2年7月3日

大阪府和泉市議会

- 議長（出原平男君） 意見書の趣旨説明を願います。
- 5番（並河道雄君） ただいま局長が朗読のとおりでございますので、議員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。
- 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、意見第4号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（出原平男君） 日程第45『留守家庭児童会（学童保育「なかよしクラブ」）の充実と改善を求める請願』を議題といたします。

請願を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

請願第1号

留守家庭児童会（学童保育「なかよしクラブ」）の充実と改善を求める請願

紹介議員

和泉市議会議員

天堀 博

並河 道雄

坂口 敏彦

若浜 記久男

柳瀬 美樹

留守家庭児童会（学童保育「なかよしクラブ」）の充実と改善を求める請願

私達は、共働き・母子・父子家庭の子供たちの放課後の生活と発達を保障し、親が安心して働く権利を守るために学童保育をつくってきました。その結果、和泉市では、19校区中13校区に学童保育「なかよしクラブ」が公立化されています。

近年、和泉市は人口の流入によって児童数が増加してきています。そのため「なかよしクラブ」は定員の40名を超え、入所を希望しながら入ることができずに、放課後や特に長期休暇（夏休み・冬休み・春休み）には、一日中子供たちだけで過ごさねばならない状態が生まれてきています。

現在、働く女性は増え続けています。働きたい、働かねばならない女性は、今日の社会情勢から今後も増え続けることが予想されます。女性が働くことを真に保障するためには、ゼロ歳児から学童期までの公的な保育制度を確立し、子供たちの生活と母親の働く権利を守ることが重要な課題となっています。

和泉市は、住民の声を軽視することなく、「学童保育『なかよしクラブ』への希望者全員入所」を今すぐ実現するように、以下の要求とともに私達の緊急課題として請願します。

記

1. 「なかよしクラブ」の定員超過問題について

1990年度（平成2年度）以降の「なかよしクラブ」への入所希望者の全員入所を実現して下さい。そのために、必要なクラブについては、複数クラスの設置・指導員の拡充をして

下さい。

1. 「なかよしクラブ」の新設について

「なかよしクラブ」開設の要望があれば、空き教室の有無にかかわらず、「プレハブ」建設も含めて検討し、開設して下さい。

1. 指導員と市道内容の充実について

(1) 指導員が「保育」に専念できるように、身分保障及び待遇の改善を図って下さい。

(2) 指導員の「専門性」向上のために研修等の必要な措置をとってください。

1. 施設・設備・制度の充実について

(1) 各クラブに早急に電話を設置して下さい。

(2) 「土曜保育」を実施して下さい。

(3) お盆・年末年始の閉所期間を短縮して下さい。

平成2年7月3日

和泉市学童保育連絡会代表

和泉市府中町六丁目11番38号

益田 真人

外 10,121名

和泉市議会議長

出原 平男 殿

○ 議長（出原平男君） 請願趣旨の説明を願います。

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。ただいま局長の朗読どおりであります。特に今回は、特定の小学校に対して学童保育、いわゆる留守家庭児童会の設置を行うということではなく、今までつくってこられた「なかよしクラブ」の内容の充実の請願であります。どうか御理解をいただき、採択されるようお願いを申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件については、十分調査、検討の必要がありますので、所管の産業文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願を産業文教委員会に付託することに決します。

委員の皆さんには、まことに御苦労さんでございますが、よろしく御審査のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（出原平男君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のごあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る2日、本年第2回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案をいたしましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい折にもかかわりませず連日にわたりまして慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

本議会を通じまして、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、今後なお一層の御支援と御協力を寄せをいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

終わりに臨みまして、これからは暑さも一段と厳しさを増してまいります。議員皆様方におかれましては十分御自愛をいただきますとともに、今後とも御健勝で御活躍をいただきますようひとえに御祈念を申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての心からなる御礼のごあいさつに代えさせていただきたいと思います。本当に長時間、ありがとうございますございました。

（議長登壇、あいさつ）

○ 議長（出原平男君） 一言、御礼を申し上げたいと存じます。

本定例会におきましては、議員皆様方におかれましては大変お忙しい中、終始熱心に、しかも慎重に御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。全議案も予定されました日程より早く終了できましたことを議長として心から厚く御礼を申し上げます。

なお、理事者におかれましては、本定例会を通じて種々指摘、要望された諸事項を謙虚に受

けとめられ、鋭意努力されることをお願い申し上げます。

最後に、暑さ厳しい折から議員皆様方には健康に十分留意をされまして、市政発展に一段の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、平成2年第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後2時15分閉会)

---

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長　　出原平男

同副議長　　西口秀光

同署名議員　　藤原正通

同署名議員　　並河道雄

同署名議員　　穴瀬克己